

給与奉行i10シリーズ

機能アップガイド

Ver.3.34



《改正情報》	
所得税の定額減税（月次減税事務）と住民税の定額減税に対応	2
電子申請における労働保険年度更新申告の様式バージョンの変更に対応 ＜『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合＞	4
《機能追加》	
特別徴収税額通知データを受け入れる際に、予約登録か即時登録かを自動的に判定可能	4
『給与明細電子化クラウド』で納税義務者用の特別徴収税額通知書のWeb照会・配信に対応 ＜『奉行Edge 給与明細電子化クラウド for 奉行シリーズ』をお使いの場合＞	5
搭載辞書を更新	5

● 所得税の定額減税（月次減税事務）と住民税の定額減税に対応

2024年6月から、令和6年分所得税および令和6年度分個人住民税の定額減税が実施されます。

【所得税】

令和6年6月1日以後最初に支払われる給与等（賞与含む）に対する所得税の額から定額減税額を控除（控除しきれない部分の金額は、以後令和6年中に支払われる給与等に対する所得税の額から順次控除）する。

【住民税】

令和6年6月分は徴収せず、「定額減税後の税額」を令和6年7月分～令和7年5月分の11ヵ月で均して徴収する。

所得税の定額減税（月次減税事務）に伴う当製品の変更箇所

○定額減税区分が追加

当製品では、配偶者が同一生計配偶者かを自動的に判定することはできません。

したがって、配偶者を定額減税額の計算に含めるかを判定するために、[社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページに定額減税区分が追加されました。配偶者を定額減税額の計算に含める場合は、「1：対象」を選択します。

なお、配偶者の[社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページの扶養区分が「1：源泉控除配偶」かつ居住者区分が「0：居住者」の場合は、定額減税区分は「1：対象」が初期表示されます。

源泉控除配偶者であっても同一生計配偶者ではない場合は、「0：対象外」に変更してください。

また、社員から「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」が提出され、配偶者を定額減税額の計算に含める場合は「1：対象」に設定します（源泉控除配偶者でない場合の配偶者の扶養区分は「0：控除対象外」です）。

※当製品では「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」は出力できません。

○定額減税額の計算

[社員情報登録]メニューの設定が以下の場合に、定額減税額が計算されます。

【本人】

入社年月日が令和6年6月1日以前（[基本]ページ）

退職年月日が入力されている場合は令和6年6月1日以降（[基本]ページ）

居住者区分が「0：居住者」（[家族・所得税]ページ）

【配偶者（[家族・所得税]ページ）】

定額減税区分が「1：対象」

【控除対象扶養親族や16歳未満の扶養親族（[家族・所得税]ページ）】

扶養区分が「0：控除対象外」以外

居住者区分が「0：居住者」

○給与処理

支給日が6月1日以後の場合は、定額減税額が控除された所得税が自動的に表示されます。

支給明細書の欄外に、「定額減税額(所得税)」「定額減税未済額」「月次減税額」を出力できます。

月次減税額のうち、実際に控除した金額が「定額減税額(所得税)」として、必ず出力されます。

※[給与（賞与）明細書 - 印刷条件設定]画面の[詳細設定]ページで、欄外印字項目や健康保険内訳印字項目の設定に応じて、「定額減税未済額」「月次減税額」が出力されない場合があります。

※明細書の用紙種類が「連続用紙」の場合は、「定額減税額(所得税)」は「定額減税額(所)」と印字されます。

※『奉行Edge 給与明細電子化クラウド for 奉行シリーズ』をお使いの場合も、定額減税に関する項目は出力されません。

○勤怠支給控除一覧表／区分別一覧表

条件設定画面の[集計項目設定]ページに「定額減税項目も集計する」設定が追加されました。
チェックを付けると、以下の並び順で定額減税に関する項目が確認できます。

①月次減税額	本人・同一生計配偶者・扶養親族の人数×30,000円
②減税前定額減税未済額	前回までに控除しきれなかった金額
③減税前所得税	定額減税を控除する前の所得税の金額
④定額減税額（所得税）	今回控除する金額
⑤所得税	定額減税を控除した後の今回の所得税の金額
⑥定額減税未済額	控除しきれない金額 「減税前定額減税未済額」－「定額減税額（所得税）」

※項目の並び順を変更することはできません。

※国税庁のホームページに掲載されている「各人別控除事績簿」に相当する内容を確認できます。

○汎用データ

社員情報データ・給与データ・賞与データに以下の項目が追加されました。

【社員情報データ】 処理年が令和6年（2024年）の場合だけ、受け入れられます。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【家族情報】				
定額減税区分	EFMM021	1	数字	0: 対象外 1: 対象

【給与データ】 給与処理月が「令和6年（2024年）5月」～「令和6年（2024年）12月」の場合だけ、受け入れられます。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【明細付加情報】				
月次減税額	STRM001	9	数字	
減税前定額減税未済額	STRM002	9	数字	
減税前所得税	STRM003	9	数字	
定額減税額（所得税）	STRM004	9	数字	
定額減税未済額	STRM005	9	数字	

【賞与データ】 処理年が「令和6年（2024年）」の場合だけ、受け入れられます。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【明細付加情報】				
月次減税額	BTRM001	9	数字	
減税前定額減税未済額	BTRM002	9	数字	
減税前所得税	BTRM003	9	数字	
定額減税額（所得税）	BTRM004	9	数字	
定額減税未済額	BTRM005	9	数字	

住民税の定額減税に伴う当製品の変更箇所

○以下のメニューで、住民税の年税額を入力する（または受け入れる）と、初回6月分が0円、7月以降に「定額減税後の税額」を11ヵ月で均した金額が表示されます。

- ・[社員情報]-[社員情報更新]-[住民税改定]-[住民税改定]メニュー
- ・[社員情報]-[社員情報更新]-[住民税改定]-[特別徴収税額通知データ受入]メニュー
- ・[社員情報登録]メニューの[住民税・通勤手当]ページ

参 考

[社員情報]-[社員情報更新]-[住民税改定]-[住民税改定]メニューで予約登録している場合や、給与処理月が「5月」で[社員情報]-[社員情報更新]-[住民税改定]-[特別徴収税額通知データ受入]メニューで特別徴収税額通知データを受け入れている場合は、給与処理月を6月に進める際に[社員情報更新]画面が表示されます。年税額や各月の住民税を確認できます。

注 意

前年の合計所得金額が1,805万円を超える社員は、定額減税の対象になりません。
ただし、[社員情報]-[社員情報更新]-[住民税改定]-[住民税改定]メニューや[社員情報登録]メニューの[住民税・通勤手当]ページで年税額を入力すると、住民税情報の6月分は0円、7月分～5月分は11ヵ月で均した金額が表示されます。したがって、6月分～5月分に正しい住民税の金額を登録してください。

○[管理資料]-[住民税一覧表]-[住民税納付リスト]メニューの「住民税納付リスト」のレイアウトが変更され（用紙の向きが「縦」から「横」）、各月の金額が確認できるようになりました。

また、条件設定画面の[基本設定]ページの「住民税額がない社員を含めて入力する」設定は、「年税額がない社員を含めて入力する」設定に変更されました。

● 電子申請における労働保険年度更新申告の様式バージョンの変更に対応 < 『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合 >

電子申請における労働保険年度更新申告の様式バージョンが変更されました。
これに伴い、当製品でも新しい様式バージョンで電子申請できるようになりました。

◀ 関連メニュー ▶

[年末調整]-[労働保険年度更新]メニュー

◀ 機能追加 ▶

● 特別徴収税額通知データを受け入れる際に、予約登録か即時登録かを自動的に判定可能

今までは、給与処理月が1月～5月の場合は、[社員情報]-[社員情報更新]-[住民税改定]-[特別徴収税額通知データ受入]メニューの処理方法で「予約登録」するか「即時登録」するかを選択していました。今回から、特別徴収税額通知データの変更月と現在給与処理月をもとに、予約登録するか即時登録するかが自動的に判定されるようになりました。

▼例

現在の給与処理月が「5月」で、変更月が「6月」の特別徴収税額通知データを受け入れた場合は、予約登録されます。予約登録された場合は、給与処理月を6月に進める際に、[社員情報登録]メニューの[住民税・通勤手当]ページの住民税の金額が更新されます。

また、今までは、受け入れる特別徴収税額通知データの受給者番号と、当製品の社員の受給者番号が一致しない場合は、未受入データになっていました。

今回から、受給者番号と氏名（カナ）が一致しない社員がいる場合は、社員情報と関連付けられる画面が表示されます。結婚して氏名が変わった社員がいる場合など、該当する社員を検索して関連付けることで、特別徴収税額通知データを受け入れることができます。

● 『給与明細電子化クラウド』で納税義務者用の特別徴収税額通知書のWeb照会・配信に対応
 <『奉行Edge 給与明細電子化クラウド for 奉行シリーズ』をお使いの場合>

[社員情報]-[社員情報更新]-[住民税改定]-[特別徴収税額通知データ受入]メニューで、eLTAXからダウンロードした納税義務者用の特別徴収税額通知データを受け入れられるようになりました。
 受け入れた納税義務者用の特別徴収税額通知書をWeb照会・メール配信することができます。Web照会・メール配信する場合は、[社員情報登録]メニューの[明細書]ページで設定します。
 納税義務者用の特別徴収税額通知データを受け入れる場合は、[特別徴収税額通知データ受入 - 受入条件設定]画面の[基本設定]ページで「特別徴収税額通知書(納税義務者用)を受け入れる」にチェックを付け、受入元フォルダを指定して受け入れます。
 特別徴収税額通知データを受け入れる前に、あらかじめ[給与明細電子化クラウド]-[明細書照会]-[明細書照会設定]-[特別徴収税額通知書照会設定]メニューで公開日時を設定しておくこと、特別徴収税額通知データを受け入れたタイミングで公開が予約された状態になります。

参 考

特別徴収税額通知書は、eLTAXから「暗号化されたZipファイル」で提供されます。
 Web照会の場合は、上記のZipファイルを解凍した特別徴収税額通知書PDFを参照できます。
 メール配信の場合は、ZipファイルとそのZipファイルを解凍するためのパスワードが記載されたPDFを、社員のメールアドレスに配信することができます。したがって、メール配信の場合は、社員自身でZipファイルを解凍する必要があります（解凍するためには解凍ツールが必要になる場合があります）。

上記に伴い、汎用データの社員情報データに以下の項目が追加されました。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【明細書情報】				
特別徴収税額通知書 - Web照会	ESLD015	1	数字	0:しない 1:する
特別徴収税額通知書 - メール配信	ESLD016	1	数字	0:しない 1:する

◀ 関連メニュー ▶

- ・ [導入処理]-[運用設定]-[給与明細電子化クラウド運用設定]メニュー
- ・ [社員情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニュー
- ・ [社員情報]-[社員情報更新]-[住民税改定]-[特別徴収税額通知データ受入]メニュー
- ・ [給与明細電子化クラウド]-[明細書照会]-[明細書照会設定]-[特別徴収税額通知書照会設定]メニュー
- ・ [給与明細電子化クラウド]-[明細書照会]-[明細書即時公開処理]メニュー
- ・ [給与明細電子化クラウド]-[明細書照会]-[明細書照会状況確認]メニュー
- ・ [給与明細電子化クラウド]-[明細書配信]-[明細書配信処理]-[明細書配信処理]メニュー
- ・ [給与明細電子化クラウド]-[明細書配信]-[明細書配信処理]-[明細書配信実行履歴]メニュー
- ・ [給与明細電子化クラウド]-[明細書配信]-[明細書配信スケジュール管理]-[明細書配信スケジュール登録]メニュー
- ・ [随時処理]-[汎用データ作成]-[社員情報データ作成]-[社員情報データ作成]メニュー
- ・ [随時処理]-[汎用データ受入]-[社員情報データ受入]-[社員情報データ受入]メニュー

● 搭載辞書を更新

郵便番号辞書	2024年3月29日時点
銀行支店辞書	2024年4月8日時点
市町村辞書	2024年2月19日時点

給与奉行i10シリーズ

機能アップガイド

Ver.3.33



《改正情報》	
雇用保険資格取得届と雇用保険資格喪失届の在留資格の追加に対応 ＜『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合＞	2
マイナポータル電子申請の提出先マスタの変更に対応	2
「e-Gov外部連携API」での電子申請の廃止に対応	3
《機能追加》	
搭載辞書を更新	3

《改正情報》

- 雇用保険資格取得届と雇用保険資格喪失届の在留資格の追加に対応
＜『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合＞

雇用保険の電子申請様式改正に伴い、在留資格に以下が追加されました。

[労働保険]-[資格取得／喪失届]-[雇用保険資格取得届]メニューや[労働保険]-[資格取得／喪失届]-[雇用保険資格喪失届]メニューで、該当する在留資格を選択することができます。

66	特定技能1号（素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業）
67	特定技能2号（ビルクリーニング）
68	特定技能2号（素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業）
69	特定技能2号（自動車整備）
70	特定技能2号（航空）
71	特定技能2号（宿泊）
72	特定技能2号（農業）
73	特定技能2号（漁業）
74	特定技能2号（飲食料品製造業）
75	特定技能2号（外食業）
76	被監理者
77	仮滞在許可者
78	【※指示がある場合のみ使用1】
79	【※指示がある場合のみ使用2】
80	【※指示がある場合のみ使用3】
81	【※指示がある場合のみ使用4】
82	【※指示がある場合のみ使用5】
83	【※指示がある場合のみ使用6】
84	【※指示がある場合のみ使用7】
85	【※指示がある場合のみ使用8】

《 関連メニュー 》

- ・ [労働保険]-[資格取得／喪失届]-[雇用保険資格取得届]メニュー
- ・ [労働保険]-[資格取得／喪失届]-[雇用保険資格喪失届]メニュー

- マイナポータル電子申請の提出先マスタの変更に対応

マイナポータル電子申請の提出先マスタ（健康保険組合）の変更に対応しました。

● 「e-Gov外部連携API」での電子申請の廃止に対応

2024年1月31日に、デジタル庁が提供する「e-Gov外部連携API」のサポートが終了しました。

「e-Gov外部連携API」では電子申請できません。「e-Gov電子申請API」をご利用ください。

上記に伴い、「e-Gov外部連携API」で電子申請する場合に利用する設定やメニューが削除されました。

○各メニューの条件設定画面の「旧API（e-Gov外部連携API）で申請する」は表示されません。

○[利用者ID登録]メニューと[電子証明書変更]メニューは削除されました。

《 関連メニュー 》

- ・[給与賞与]-[賞与処理]-[賞与支払届]メニュー
- ・[社会保険]-[月額変更処理]-[月額変更処理]メニュー
- ・[社会保険]-[算定基礎処理]-[算定基礎処理]メニュー
- ・[社会保険]-[資格取得／喪失届]-[資格取得届]メニュー（『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合）
- ・[社会保険]-[資格取得／喪失届]-[資格喪失届]メニュー（『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合）
- ・[労働保険]-[資格取得／喪失届]-[雇用保険資格取得届]メニュー（『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合）
- ・[労働保険]-[資格取得／喪失届]-[雇用保険資格喪失届]メニュー（『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合）

《 機能追加 》

● 搭載辞書を更新

郵便番号辞書	2023年12月28日時点
銀行支店辞書	2024年1月9日時点
市町村辞書	2024年1月4日時点

給与奉行i10シリーズ

機能アップガイド

Ver.3.31



《改正情報》	
国外扶養親族の扶養控除の見直しに伴い、源泉徴収票の出力内容の改正に対応	2
退職手当等を有する配偶者・扶養親族の情報を入力し、給与支払報告書に出力可能	3
令和4年入居の住宅ローン控除の改正に対応	4
《機能追加》	
所得金額調整控除の適用を受けられるかの判定方法を強化	6
前職の源泉徴収票データをダウンロード可能 ＜『年末調整申告書クラウド』をお使いの場合＞	7
住民票住所を『年末調整申告書クラウド』に連携可能 ＜『年末調整申告書クラウド』と『人事奉行』をお使いの場合＞	7
退職して7年経過した社員の個人番号（マイナンバー）を削除可能	7
電子申請した際に提出先から届く「お知らせ」を保存可能	7
退職以外で雇用保険の資格を喪失した場合でも電子申請可能 ＜『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合＞	7
[明細書照会状況確認]メニューで、空欄の状況を確認可能 ＜『給与明細電子化クラウド』をお使いの場合＞	8
[法定調書設定]メニューの使用されなくなった項目を削除	8
搭載辞書を更新	8

《改正情報》

● 国外扶養親族の扶養控除の見直しに伴い、源泉徴収票の出力内容の改正に対応

国外扶養親族の扶養控除の見直しにより、非居住者である扶養親族の適用要件が変更されました。30歳以上70歳未満の場合は、留学生、障害者、38万円以上の送金がある場合だけ、扶養控除の対象となります。

これに伴い、[年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票]メニューの控除対象扶養親族の区分欄の出力が、以下のように変更されます。

表示	控除対象扶養親族の区分
空欄	居住者
01	非居住者（30歳未満又は70歳以上）
02	非居住者（30歳以上又は70歳未満、留学生）
03	非居住者（30歳以上又は70歳未満、障害者）
04	非居住者（30歳以上又は70歳未満、38万円以上送金）



※16歳未満の扶養親族が非居住者の場合は、区分欄には従来通り「0」が出力されます。

上記に伴い、汎用データの年末調整データについて、令和5年以降の扶養親族の居住者区分の選択肢が、以下のように変更されます。

【令和4年以前】

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【家族情報】				
扶養親族 1～10 居住者区分	EFMD020	1	数字	0：居住者 1：非居住者 2人目以降の受入記号 EFMD120 EFMD220 EFMD320 EFMD420 EFMD520 EFMD620 EFMD720 EFMD820 EFMD920

【令和5年以降】

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【家族情報】				
扶養親族 1～10 居住者区分	EFMD020	1	数字	0：居住者 1：非居住者（30歳未満又は70歳以上） 2：非居住者（30歳以上70歳未満、留学） 3：非居住者（30歳以上70歳未満、障害者） 4：非居住者（30歳以上70歳未満、38万円以上の支払） 2人目以降の受入記号 EFMD120 EFMD220 EFMD320 EFMD420 EFMD520 EFMD620 EFMD720 EFMD820 EFMD920

◀ 関連メニュー ▶

- ・ [年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整処理]メニュー
- ・ [年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票]メニュー
- ・ [随時処理]-[汎用データ作成]-[年末調整データ作成]-[年末調整データ作成]メニュー
- ・ [随時処理]-[汎用データ受入]-[年末調整データ受入]-[年末調整データ受入]メニュー

● 退職手当等を有する配偶者・扶養親族の情報を入力し、給与支払報告書に出力可能

扶養控除等（異動）申告書の住民税に関する事項の退職手当等を有する配偶者・扶養親族の情報を入力できるようになりました。

[年末調整処理]メニューの[家族・所得税]ページに [住民税に関する事項...] ボタンが表示されます。クリックすると [年末調整処理 - 住民税に関する事項] 画面が開き、所得の見積額を入力できます。

※住民税については、退職所得を除いた所得の見積額を入力します。



なお、令和5年分以降の給与支払報告書（源泉徴収票）には、以下が出力されます。

○摘要欄に、該当する配偶者・扶養親族の名前の前に括弧書きの数字が付与され、「（退）氏名」と所得の見積額等の情報

○5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号欄に、「（退）個人番号」

※5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号欄は、画面には表示されません。

◀ 関連メニュー ▶

- ・ [年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整処理]メニュー
- ・ [年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票]メニュー

● 令和4年入居の住宅ローン控除の改正に対応

令和4年度税制改正により、令和4年に入居した場合の住宅借入金等の年末残高の限度額、控除率および控除期間が、住宅の種類に応じて以下ようになります。

	住宅の種類	入居する年	借入限度額	控除率	控除期間
新築住宅 買取再販住宅	認定長期優良住宅 認定低炭素住宅	令和4年	5,000万円	0.7%	13年間
	ZEH水準省エネ住宅		4,500万円		
	省エネ基準適合住宅		4,000万円		
	上記以外（一般住宅）		3,000万円		
既存住宅	認定長期優良住宅 認定低炭素住宅 ZEH水準省エネ住宅 省エネ基準適合住宅	令和4年	3,000万円	0.7%	10年間
	上記以外（一般住宅）		2,000万円		

これに伴い、[年末調整処理]メニューの[税額控除]ページの控除額適用区分に「5：現行特別控除（特例居住用家屋）」「6：認定住宅等（特例認定住宅等）」「7：震災再取得等（特例居住用家屋）」が追加され、選択肢「3：認定住宅」から「3：認定住宅（等）」に変更されました。また、住宅の区分等が追加されました。住宅借入金等特別控除証明書の記載をもとに各区分を選択すると、住宅借入金等控除額が自動的に計算されます。



変更前	変更後（居住開始年月日が令和4年以降）
控除額適用区分	控除額適用区分
0：現行特別控除 2：特定増改築等 3：認定住宅 4：震災再取得等	0：現行特別控除 3：認定住宅（等） 4：震災再取得等 5：現行特別控除（特例居住用家屋） 6：認定住宅等（特例認定住宅等） 7：震災再取得等（特例居住用家屋）
—	住宅の区分等
—	00：非該当 01：中古住宅 02：特例居住用家屋 03：認定住宅・新築 04：認定住宅・買取再販 05：認定住宅・新築・特例認定住宅等 06：ZEH水準省エネ住宅・新築 07：ZEH水準省エネ住宅・買取再販 08：ZEH水準省エネ住宅・新築・特例認定住宅等 09：省エネ基準適合住宅・新築 10：省エネ基準適合住宅・買取再販 11：省エネ基準適合住宅・新築・特例認定住宅等

上記の住宅ローン控除の適用を受けた場合は、[年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票]メニューの控除区分に、控除額適用区分と住宅の区分等にあわせて「住（特家）」「認（特家）」「震（特家）」が表示されます。

これに伴い、汎用データの年末調整データの項目についても変更・追加されます。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【税額控除情報】				
控除額適用区分	YITS007	1	数字	選択肢の変更と追加 (「3: 認定住宅」を「3: 認定住宅(等)」に変更、 「5: 現行特別控除(特例居住用家屋)」「6: 認定住宅等(特例認定住宅等)」 「7: 震災再取得等(特例居住用家屋)」を追加)
住宅の区分等	YITS016	2	数字	項目の新規追加 00: 非該当 01: 中古住宅 02: 特例居住用家屋 03: 認定住宅・新築 04: 認定住宅・買取再販 05: 認定住宅・新築・特例認定住宅等 06: ZEH水準省エネ住宅・新築 07: ZEH水準省エネ住宅・買取再販 08: ZEH水準省エネ住宅・新築・特例認定住宅等 09: 省エネ基準適合住宅・新築 10: 省エネ基準適合住宅・買取再販 11: 省エネ基準適合住宅・新築・特例認定住宅等
2回目-控除額適用区分	YITS011	1	数字	選択肢の変更と追加 (「3: 認定住宅」を「3: 認定住宅(等)」に変更、 「5: 現行特別控除(特例居住用家屋)」「6: 認定住宅等(特例認定住宅等)」 「7: 震災再取得等(特例居住用家屋)」を追加)
2回目-住宅の区分等	YITS017	2	数字	項目の新規追加 00: 非該当 01: 中古住宅 02: 特例居住用家屋 03: 認定住宅・新築 04: 認定住宅・買取再販 05: 認定住宅・新築・特例認定住宅等 06: ZEH水準省エネ住宅・新築 07: ZEH水準省エネ住宅・買取再販 08: ZEH水準省エネ住宅・新築・特例認定住宅等 09: 省エネ基準適合住宅・新築 10: 省エネ基準適合住宅・買取再販

◀ 関連メニュー ▶

- ・ [年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整処理]メニュー
- ・ [年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票]メニュー
- ・ [随時処理]-[汎用データ作成]-[年末調整データ作成]-[年末調整データ作成]メニュー
- ・ [随時処理]-[汎用データ受入]-[年末調整データ受入]-[年末調整データ受入]メニュー

◀ 機能追加 ▶

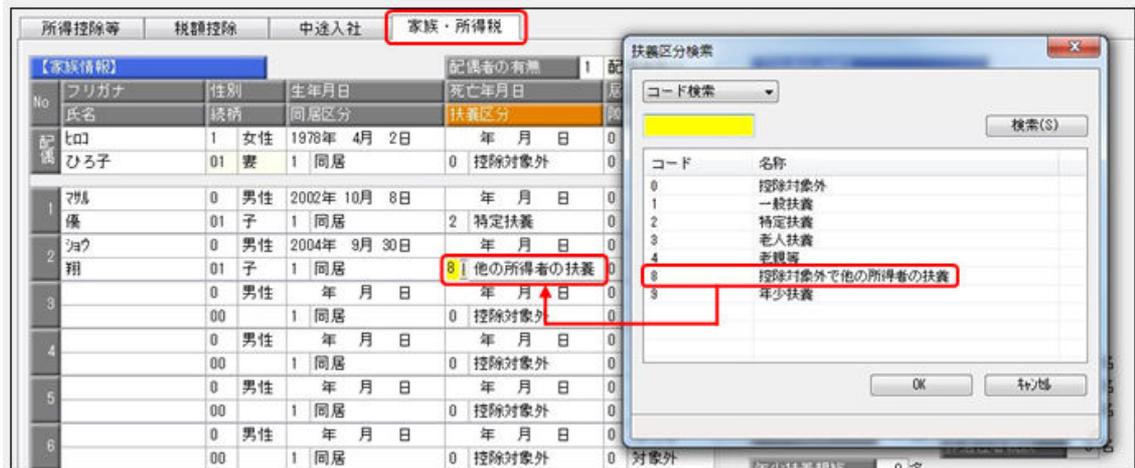
● 所得金額調整控除の適用を受けられるかの判定方法を強化

所得金額調整控除は、扶養控除と異なり、同一生計内のいずれか一方のみの所得者に適用するという制限がありません。したがって、例えば、夫婦ともに給与等の収入金額が850万円を超えており、夫婦に1人の年齢23歳未満の子がいる場合は、その夫婦双方が控除を受けられることになります。

今までは、上記のような場合は、該当する家族の[年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整処理]メニューの[家族・所得税]ページの扶養区分は「0：控除対象外」を選択していました。

しかし、「0：控除対象外」では、「他の所得者が控除を受ける家族」なのか、「年間の合計所得金額が48万円超で控除を受けられない家族」なのか区別がつかせませんでした。

したがって、今回から、[年末調整処理]メニューの[家族・所得税]ページの家族の扶養区分に「8：控除対象外で他の所得者の扶養」が追加されました。所得金額調整控除申告書に記載されている家族で他の所得者が扶養している場合は、扶養区分に「8：控除対象外で他の所得者の扶養」を選択してください。



所得金額調整控除の要件に該当する場合は、[年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票]メニューの摘要欄に「氏名（調整）」と表示されます。

※[社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページの家族の扶養区分には、「8：控除対象外で他の所得者の扶養」は追加されません。

上記に伴い、汎用データの年末調整データの項目に選択肢が追加されます。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【家族情報】				
扶養親族 1～10 扶養区分	EFMD011	1	数字	選択肢の追加 （「8：控除対象外で他の所得者の扶養」を追加） 2人目以降の受入記号 EFMD120 EFMD220 EFMD320 EFMD420 EFMD520 EFMD620 EFMD720 EFMD820 EFMD920

◀ 関連メニュー ▶

- ・ [年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整処理]メニュー
- ・ [随時処理]-[汎用データ作成]-[年末調整データ作成]-[年末調整データ作成]メニュー
- ・ [随時処理]-[汎用データ受入]-[年末調整データ受入]-[年末調整データ受入]メニュー

● **前職の源泉徴収票データをダウンロード可能**
◀ 『年末調整申告書クラウド』をお使いの場合 ▶

『年末調整申告書クラウド』で提出された前職の源泉徴収票データを、[年末調整]-[年末調整申告書クラウド連携]-[年末調整申告書クラウドデータダウンロード]メニューからダウンロードできるようになりました。条件設定画面の更新対象の「中途入社情報」にチェックを付けてダウンロードすると、[年末調整処理]メニューの[中途入社]ページの【中途入社情報】に反映されます。

● **住民票住所を『年末調整申告書クラウド』に連携可能**
◀ 『年末調整申告書クラウド』と『人事奉行』をお使いの場合 ▶

『年末調整申告書クラウド』に『人事奉行』の連絡先を連携できるようになりました。[年末調整]-[年末調整申告書クラウド連携]-[年末調整申告書クラウド利用者設定]メニューで「『人事奉行』の連絡先を優先して連携する」にチェックを付け、連絡先種別に「5：住民票住所」を選択することで、連携できます。住民票住所が登録されていない社員の場合は、現住所が連携されます。連携した社員が『年末調整申告書クラウド』で住所又は居所を変更して提出した場合は、[年末調整]-[年末調整申告書クラウド連携]-[年末調整申告書クラウドデータダウンロード]メニューでダウンロードすると現住所が更新されます。

◀ 関連メニュー ▶

- ・ [年末調整]-[年末調整申告書クラウド連携]-[年末調整申告書クラウド利用者設定]メニュー
- ・ [年末調整]-[年末調整申告書クラウド連携]-[年末調整申告書クラウドデータダウンロード]メニュー

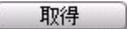
● **退職して7年経過した社員の個人番号（マイナンバー）を削除可能**

給与支払者が収集した個人番号は、扶養控除等（異動）申告書の提出期限の属する年の翌年1月10日の翌日から7年を経過する日まで保存する必要があります。なお、保存期限が経過した場合は、個人番号をできるだけ速やかに廃棄または削除する必要があります。

今回から、[社員情報]-[個人番号処理]-[個人番号一括削除]メニューの条件設定画面で「退職社員」にチェックを付けると、退職して7年経過した社員とその家族の個人番号も削除できるようになりました。また、個人番号を削除する社員の範囲を指定することもできます。

● **電子申請した際に提出先から届く「お知らせ」を保存可能**

e-Govに電子申請した際に提出先から届く「お知らせ」を、保存することができるようになりました。

「お知らせ」を保存する場合は、[電子申請一覧照会]メニューの[お知らせ一覧]画面で （[F2]キー）を押し、取得先フォルダを指定します。

◀ 関連メニュー ▶

- ・ [社会保険]-[電子申請一覧照会[社会保険]]メニュー
- ・ [労働保険]-[電子申請一覧照会[労働保険]]メニュー（『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合）

● **退職以外で雇用保険の資格を喪失した場合でも電子申請可能**
◀ 『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合 ▶

今までは、[社員情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニューで退職社員として登録していなければ、[労働保険]-[資格取得／喪失届]-[雇用保険資格喪失届]メニューで雇用保険資格喪失届を電子申請することはできませんでした。

今回から、役員就任による資格喪失や週所定労働時間が20時間未満になることによる喪失など、退職以外の理由で雇用保険の資格を喪失した場合でも、[社員情報登録]メニューで退職社員として登録することなく雇用保険資格喪失届を電子申請することができます。

● **[明細書照会状況確認]メニューで、空欄の状況を確認可能**
＜『給与明細電子化クラウド』をお使いの場合＞

退職社員の源泉徴収票や年末調整しない社員の源泉徴収票は、即時公開することで公開できるため、[給与明細電子化クラウド]-[明細書照会]-[明細書照会状況確認]メニューの状況欄を「空欄」で表示していました。Web公開するために何をするかを分かりやすくするために、状況欄と公開日時欄の表示を見直しました。それに伴い、状況欄に「公開済／予約中／未公開」を表示し、公開日時欄には「公開予定となる日、または、即時公開が必要な旨」を表示します。

● **[法定調書設定]メニューの使用されなくなった項目を削除**

[導入処理]-[運用設定]-[法定調書設定]メニューで、使用されなくなった以下の項目を削除しました。

- 【経理責任者情報】の氏名カナ・氏名
- 【事務担当者情報】の内線

● **搭載辞書を更新**

郵便番号辞書	2023年9月29日時点
銀行支店辞書	2023年10月2日時点
市町村辞書	2023年10月2日時点

給与奉行i10シリーズ 機能アップガイド

Ver.3.30



《改正情報》	
令和4年度確定保険料の改正に対応 ＜『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合＞	2
「e-Gov電子申請API」を使用した労働保険年度更新の電子申請に対応 ＜『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合＞	3
マイナポータル電子申請の提出先マスタの変更に対応	3
《機能追加》	
搭載辞書を更新	3

《改正情報》

● 令和4年度確定保険料の改正に対応

＜『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合＞

令和4年10月からの雇用保険率の改定に伴い、令和4年度確定保険料算定内訳の算出方法が変更されます。

確定保険料算定内訳（雇用保険分）＝（前期分の保険料算定基礎額×前期分の雇用保険率）＋（後期分の算定基礎額×後期分の雇用保険率）

※前期分＝「令和4年4月1日～令和4年9月30日」

※後期分＝「令和4年10月1日～令和5年3月31日」

参 考

○前期分（令和4年4月1日～令和4年9月30日）の雇用保険率

	令和4年4月1日～令和4年9月30日	
	被保険者負担分	事業主負担分
一般事業	3 / 1000	6.5 / 1000
農林水産・清酒製造業	4 / 1000	7.5 / 1000
建設事業	4 / 1000	8.5 / 1000

○後期分（令和4年10月1日～令和5年3月31日）の雇用保険率

	令和4年10月1日～令和5年3月31日	
	被保険者負担分	事業主負担分
一般事業	5 / 1000	8.5 / 1000
農林水産・清酒製造業	6 / 1000	9.5 / 1000
建設事業	6 / 1000	10.5 / 1000

[労働保険]-[労働保険申告資料]-[労働保険申告書資料]メニューや[労働保険]-[労働保険年度更新]メニューでは、「期間別確定保険料算定内訳」欄が画面に表示・電子申請されます。

[労働保険]-[労働保険申告資料]-[算定基礎賃金集計表]-[算定基礎賃金集計表]メニューでは画面表示後に （[F6]キー）を押すと、確定保険料算定内訳を確認できます。

注 意

[労働保険]-[労働保険一覧表]メニューの条件設定画面で集計対象に「累計」を選択して「令和4年4月分～令和5年3月分」を集計しても、前期分と後期分の雇用保険率を加味して集計されません。[労働保険一覧表]メニューで集計する場合は、前期分と後期分で期間を分けて集計してください。

《 関連メニュー 》

- ・ [労働保険]-[労働保険申告資料]-[労働保険申告書資料]メニュー
- ・ [労働保険]-[労働保険申告資料]-[算定基礎賃金集計表]-[算定基礎賃金集計表]メニュー
- ・ [労働保険]-[労働保険年度更新]メニュー

- 「e-Gov電子申請API」を使用した労働保険年度更新の電子申請に対応
＜『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合＞

今までは、労働保険年度更新の電子申請は「e-Gov外部連携API」だけが対応していました。

今回から、「e-Gov電子申請API」でも電子申請できるようになりました。

電子申請する際の[労働保険年度更新 - 電子申請]画面の[基本設定]ページで、どちらで電子申請するかを設定できます。

参 考

e-Govへの電子申請のアカウントに「GビズID」を利用すると、賞与支払届などの社会保険の電子申請から労働保険年度更新などの労働保険の電子申請まで、「GビズID」で電子申請できます。

注 意

労働保険年度更新申告書の電子申請は、マイナポータルが未対応です。

このため、当システムから労働保険年度更新申告書を「マイナポータル申請API」で電子申請できません。

- マイナポータル電子申請の提出先マスタの変更に対応

マイナポータル電子申請の提出先マスタ（健康保険組合）の変更予定に対応しました。

《 機能追加 》

- 搭載辞書を更新

郵便番号辞書	2023年4月28日時点
銀行支店辞書	2023年5月1日時点
市町村辞書	2023年5月1日時点

給与奉行i10シリーズ 機能アップガイド

Ver.3.29



《改正情報》	
成年年齢の引き下げに対応	2
住宅ローン控除の改正に対応	2
給与支払報告書の提出枚数が市町村につき2枚から1枚へ変更	4
令和5年分の「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の改正対応（国外扶養親族の扶養控除の見直し）	5
《機能追加》	
配偶者を登録した際に、配偶者の扶養区分の初期値を「0：控除対象外」に変更	6
雇用保険区分の選択肢から、免除高齢者の区分を削除	7
所得金額調整控除を年末調整データで再判定が可能	7
これから公開される予定の明細書PDFや公開日時を確認可能 ＜『給与明細電子化クラウド』をお使いの場合＞	7
給与処理後に明細タイトル・明細書メモ（共通）・出力項目などを変更した場合に、公開予定の当月の明細書PDFに反映可能 ＜『給与明細電子化クラウド』をお使いの場合＞	8
搭載辞書を更新	8

《改正情報》

● 成年年齢の引き下げに対応

民法の改正により、2022年4月より成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。これに伴い、源泉徴収票の「未成年者」欄に「○」を記載する要件が、20歳未満から18歳未満に引き下げられました。

当システムでは、[社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページの【本人区分情報】の未成年者区分が、18歳未満の場合に「1：未成年者」と判定されるようになりました。

源泉徴収票の「未成年者」欄は、[社員情報登録]メニューの未成年者区分が「1：未成年者」の場合に「○」が付きます。

《 関連メニュー 》

- ・ [社員情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニュー
- ・ [管理資料]-[源泉徴収票[退職社員用]]メニュー
- ・ [年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票]メニュー
- ・ [年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票一覧表]メニュー

● 住宅ローン控除の改正に対応

令和元年度税制改正より、消費税10%増税に伴い令和2年12月31日までに居住した場合は控除期間10年に特例期間3年を加えた13年の控除（特別特定取得）が受けられます。令和3年度税制改正により、上記の特別特定取得に対して、さらに新しく3つの措置が追加されました。

○特例取得

特別特定取得に該当する場合で、新型コロナの影響により令和2年12月31日までに入居できなかった場合は、入居期限を1年延長して令和3年12月31日までとする措置が講じられました。

なお、契約が次の期限までに締結されている必要があります。

注文住宅（新築）の場合	令和2年9月30日までに契約
分譲住宅・中古住宅の取得、増改築等の場合	令和2年11月30日までに契約

○特別特例取得

特別特定取得に該当する場合で、ポストコロナに向けた経済対策として、入居期限を2年延長して令和4年12月31日までとする措置が講じられました。

なお、契約が次の期限までに締結されている必要があります。

注文住宅（新築）の場合	令和2年10月1日～令和3年9月30日までに契約
分譲住宅・中古住宅の取得、増改築等の場合	令和2年12月1日～令和3年11月30日までに契約

○特例特別特例取得

特別特例取得の適用要件を満たしている場合で、合計所得金額が1,000万円以下かつ床面積が40㎡～50㎡未満でも控除を受けられるよう床面積要件が緩和されました。

参 考

「特例特別特例取得」は、「特別特例取得」の特例です。
 「特別特例取得」の場合は、床面積が50㎡以上ないと適用されません。

これに伴い、[年末調整処理]メニューの[税額控除]ページの「(特別) 特定取得区分」の項目名が「特定取得区分」に変更され、選択肢に「3：特例特別特例」が追加されました。

また、選択肢「1：特定取得」「2：特別特定取得」から「取得」を取りました。

(特別) 特定取得区分 (変更前)	特定取得区分 (変更後)
0：非該当	0：非該当
1：特定 取得	1：特定
2：特別特定 取得	2：特別特定
	3：特例特別特例

[年末調整処理]メニューの「特定取得区分」には、住宅借入金等特別控除証明書の居住開始年月日の表記によって以下を選択してください。

	住宅借入金等特別控除証明書の居住開始年月日の表記	特定取得区分
特定取得	(特定)	「1：特定」
特別特定取得 特例取得 特別特例取得	(特別特定)	「2：特別特定」
特例特別特例取得	(特例特別特例)	「3：特例特別特例」

上記に伴い、汎用データの年末調整データについて、以下の項目が変更されます。

【変更前】

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【税額控除情報】				
(特別) 特定取得区分	YITS013	1	数字	0：非該当 1：特定取得 2：特別特定取得
2回目－(特別) 特定取得区分	YITS014	1	数字	0：非該当 1：特定取得 2：特別特定取得

【変更後】

項目名	受入記号	受入 桁数	受入 種別	備考
【税額控除情報】				
特定取得区分	YITS013	1	数字	0：非該当 1：特定 2：特別特定 3：特例 特別特例
2回目ー特定取得区分	YITS014	1	数字	0：非該当 1：特定 2：特別特定 3：特例 特別特例

参 考

源泉徴収票の控除区分欄には、控除額適用区分＋特定取得区分が表示されます。

▼例

控除額適用区分が「0：現行特別控除」、特定取得区分が「3：特例特別特例」の場合は、「住（特特特）」が表示されます。

《 関連メニュー 》

- ・ [年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整処理]メニュー
- ・ [年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票]メニュー
- ・ [随時処理]-[汎用データ作成]-[年末調整データ作成]-[年末調整データ作成]メニュー
- ・ [随時処理]-[汎用データ受入]-[年末調整データ受入]-[年末調整データ受入]メニュー

● **給与支払報告書の提出枚数が市町村につき2枚から1枚へ変更**

総務省の通達より、給与支払報告書の各市町村への提出枚数が、2枚から1枚に変更されました。

これに伴い、[年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票]メニューで給与支払報告書を印刷する際に、1枚のサプライ用紙に2名分印刷するようになりました。

奉行サプライ（源泉徴収票）もデザインが変更されます。

○ **単票用紙（ [6109] 単票源泉徴収票）**

青色と緑色の罫線から、左右とも青色の罫線で同じデザインとなりました。

また、1枚のサプライ用紙に2名分印刷となるため、100枚から50枚に変更となりました。

○ **連続用紙（ [6009] 源泉徴収票）**

4枚複写から3枚複写に変更されます。

（2枚目の緑色の罫線の用紙がなくなります。）

《 関連メニュー 》

- ・ [管理資料]-[源泉徴収票[退職社員用]]メニュー
- ・ [年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票]メニュー

- 令和5年分の「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の改正対応（国外扶養親族の扶養控除の見直し）

令和5年分より、非居住者である扶養親族の扶養控除の適用要件が変更されました。令和4年以前は16歳以上が扶養控除の対象でしたが、令和5年以降は30歳以上70歳未満の場合、留学生、障害者、38万円以上の送金がある場合のみ、扶養控除の対象となります。

上記に伴い、令和5年より扶養親族の居住者区分が変更されます。

[随時処理]-[年次更新]メニューを実行し、処理年を令和5年に更新すると、[社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページの扶養親族の居住者区分の選択肢が、以下に変更されます。

変更前	変更後
0：居住者 1：非居住者	0：居住者 1：非居住者（30歳未満又は70歳以上） 2：非居住者（30歳以上70歳未満、留学） 3：非居住者（30歳以上70歳未満、障害者） 4：非居住者（30歳以上70歳未満、38万円以上の支払）

注 意

扶養控除等（異動）申告書は、当システムで印刷できません。

また、上記に伴い、汎用データの社員情報データについても、令和5年以降に扶養親族の居住者区分の選択肢が変更されます。

【変更前】

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【家族情報】				
扶養親族1～10 居住者区分	EFMD020	1	数字	0：居住者 1：非居住者 2人目以降の受入記号 EFMD120 EFMD220 EFMD320 EFMD420 EFMD520 EFMD620 EFMD720 EFMD820 EFMD920

【変更後】

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【家族情報】				
扶養親族 1～10 居住者区分	EFMD020	1	数字	0：居住者 1：非居住者（30歳未満又は70歳以上） 2：非居住者（30歳以上70歳未満、留学） 3：非居住者（30歳以上70歳未満、障害者） 4：非居住者（30歳以上70歳未満、38万円以上の支払） 2人目以降の受入記号 EFMD120 EFMD220 EFMD320 EFMD420 EFMD520 EFMD620 EFMD720 EFMD820 EFMD920

《 関連メニュー 》

- ・ [社員情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニュー
- ・ [随時処理]-[汎用データ作成]-[社員情報データ作成]-[社員情報データ作成]メニュー
- ・ [随時処理]-[汎用データ受入]-[社員情報データ受入]-[社員情報データ受入]メニュー

《機能追加》-----

- 配偶者を登録した際に、配偶者の扶養区分の初期値を「0：控除対象外」に変更

昨今の共働き夫婦が増加している背景から、配偶者の扶養区分の初期値を「1：源泉控除配偶」から「0：控除対象外」に変更しました。

[社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページで、配偶者の有無に「1：配偶者あり」を選択すると、配偶者の扶養区分に「0：控除対象外」が初期表示されます。

《 関連メニュー 》

- ・ [社員情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニュー
- ・ [随時処理]-[汎用データ受入]-[社員情報データ受入]-[社員情報データ受入]メニュー

- 雇用保険区分の選択肢から、免除高齢者の区分を削除

令和2年に雇用保険料の免除措置が廃止されており、すでに免除高齢者に該当する社員はいないため、[社員情報登録]メニューの[労働保険]ページの雇用保険区分の選択肢から、「2：免除高齢者」を削除します。

これに伴い、汎用データの社員情報データの雇用保険区分の選択肢から、「2：免除高齢者」が削除されます。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【労働保険情報】				
雇用保険区分	ES0C031	1	数字	0：計算不要 1：計算する

◀ 関連メニュー ▶

- ・ [社員情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニュー
- ・ [随時処理]-[汎用データ作成]-[社員情報データ作成]-[社員情報データ作成]メニュー
- ・ [随時処理]-[汎用データ受入]-[社員情報データ受入]-[社員情報データ受入]メニュー

- 所得金額調整控除を年末調整データで再判定が可能

[年末調整処理]メニューの[所得控除等]ページの所得調整控除申告書の提出が「0：なし」で登録されていても、年末調整時の合計金額などの要件を満たした場合には「1：あり」に変更され、所得金額調整控除額が計算されるようになりました。

『奉行Edge 年末調整申告書クラウド』をご利用の場合も、当システムの年末調整時の合計金額などの要件を満たした場合は「1：あり」に変更されます。

◀ 関連メニュー ▶

[年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整処理]メニュー

- これから公開される予定の明細書PDFや公開日時を確認可能

< 『給与明細電子化クラウド』をお使いの場合 >

[給与明細電子化クラウド]-[明細書照会]-[明細書照会状況確認]メニューが追加されました。

毎月の給与処理が終わった後に、明細書の公開準備ができているかを確認することができるようになりました。当メニューでは、スケジュール登録されている公開の状況や日時の確認、公開予定の明細書PDFをプレビューで確認できます。また、公開の予約を取り消すこともできます。

- 給与処理後に明細タイトル・明細書メモ（共通）・出力項目などを変更した場合に、公開予定の当月の明細書PDFに反映可能
＜『給与明細電子化クラウド』をお使いの場合＞

公開する社員の明細書は、給与処理で処理状況を「処理済」にすると、公開日時なども予約されます。

今までは、給与処理を行った後に明細タイトルや公開日時などを変更すると、翌月の明細書から反映されていました。変更内容を当月の明細書に反映させたいという要望に応えるため、公開前の当月の給与明細書に自動的に反映されるように変更されました。変更した内容の確認は、[給与明細電子化クラウド]-[明細書照会]-[明細書照会状況確認]メニューで確認できます。

◀ 関連メニュー ▶

- ・ [導入処理]-[給与体系登録]-[勤怠支給控除項目登録]-[勤怠支給控除項目登録]メニュー
- ・ [給与賞与]-[給与処理]-[給与処理]メニュー
- ・ [給与賞与]-[給与処理]-[給与明細書メモ入力]メニュー
- ・ [給与賞与]-[賞与処理]-[賞与処理]メニュー
- ・ [給与賞与]-[賞与処理]-[賞与明細書メモ入力]メニュー
- ・ [年末調整]-[還付金処理]-[還付金明細書]メニュー
- ・ [給与明細電子化クラウド]-[明細書照会]-[明細書照会設定]メニューの各メニュー

- 搭載辞書を更新

郵便番号辞書	2022年9月30日時点
銀行支店辞書	2022年10月3日時点
市町村辞書	2022年8月1日時点

給与奉行i10シリーズ 機能アップガイド

Ver.3.28



《改正情報》	
育児休業等期間中の保険料の免除要件の改正に対応	2
「e-Gov電子申請API」に対応	2
「e-Gov外部連携API」による社会保険の電子申請における様式変更に対応	4
《機能追加》	
搭載辞書を更新	4

《改正情報》

● 育児休業等期間中の保険料の免除要件の改正に対応

令和4年10月1日から、通常の育児休業とは別に、子の出生後8週間以内に4週間まで取得可能な休業制度、いわゆる産後パパ育休（出生時育児休業）が創設されます。産後パパ育休を取得した場合も、社会保険料が免除されます。また、育児休業を分割して取得できるようになります。

これに伴い、令和4年10月以降、育児休業（産後パパ育休含む）を取得する場合の保険料免除の判定が変更されます。

《 関連メニュー 》

- ・ [社員情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニュー
- ・ [給与賞与]-[給与処理]-[給与処理]メニュー
- ・ [給与賞与]-[賞与処理]-[賞与処理]メニュー

● 「e-Gov電子申請API」に対応

デジタル庁が提供する「e-Gov外部連携API」が、2022年12月31日にサポートを終了する予定です。

それに伴い、デジタル庁より新たに提供されている「e-Gov電子申請API」に対応しました。

「e-Gov電子申請API」で電子申請するためには、あらかじめアカウントを準備する必要があります。

年末調整業務で多忙になる前に、お早めに準備することをおすすめ致します。

また、アカウントには、「G Biz ID」を利用することをおすすめ致します。

「G Biz ID」を取得していない場合は、あらかじめ、以下の「G Biz ID」のホームページで、「gBizID プライム」のアカウントを取得してください（すでに取得している場合は不要です）。

なお、「G Biz ID」の取得までの審査に2週間程度要しますので、ご注意ください。

g Biz IDへようこそ

<<https://gbiz-id.go.jp/top/>>

参 考

「e-Gov電子申請API」では、「e-Govアカウント」「Microsoftアカウント」でも電子申請できます。

その場合は、以下の各ホームページからアカウントを取得してください。

○e-Govアカウントの取得

<<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/preparation/beginner/account.html>>

○Microsoftアカウントへようこそ

<<https://account.microsoft.com/account>>

※「e-Govアカウント」や「Microsoftアカウント」で電子申請する場合は、「ファイル形式の電子証明書」が必要です。

電子申請するデータに、電子署名を付与する必要があります。電子政府の総合窓口（e-Gov）の「認証局のご案内」で紹介されている認証局から、「ファイル形式の電子証明書」を取得してください。

電子政府の総合窓口（e-Gov）の「認証局のご案内」

<<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/preparation/certificate/certification-authority.html>>

なお、当システムで利用できる電子証明書は、ファイル形式の電子証明書です。ICカード形式の電子証明書を利用することはできません。

「e-Gov電子申請API」を使用して電子申請する場合は、各メニューの条件設定画面の提出方法で「電子申請」を選択し、「e-Gov電子申請API」を選択して電子申請します。



※上図は「賞与支払届」メニューの画面です。

※「e-Gov外部連携API」がサポートを終了するまでは、「e-Gov外部連携API」を使用して電子申請できます。

その場合は、各メニューの条件設定画面の提出方法で「電子申請」を選択し、「e-Gov電子申請API」を選択して「旧API（e-Gov外部連携API）で申請する」にチェックを付けます。

《 関連メニュー 》

- ・ [給与賞与]-[賞与処理]-[賞与支払届]メニュー
- ・ [社会保険]-[月額変更処理]-[月額変更処理]メニュー
- ・ [社会保険]-[算定基礎処理]-[算定基礎処理]メニュー
- ・ [社会保険]-[資格取得／喪失届]-[資格取得届]メニュー（『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合）
- ・ [社会保険]-[資格取得／喪失届]-[資格喪失届]メニュー（『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合）
- ・ [社会保険]-[電子申請一覧照会[社会保険]]メニュー
- ・ [労働保険]-[資格取得／喪失届]-[雇用保険資格取得届]メニュー（『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合）
- ・ [労働保険]-[資格取得／喪失届]-[雇用保険資格喪失届]メニュー（『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合）
- ・ [労働保険]-[電子申請一覧照会[労働保険]]メニュー（『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合）

- 「e-Gov外部連携API」による社会保険の電子申請における様式変更に対応

「e-Gov外部連携API」による社会保険の電子申請（資格取得届・資格喪失届・賞与支払届・月額変更届・算定基礎届）において、様式が変更されました。
この様式変更に対応し、電子申請できるようになりました。

《機能追加》

- 搭載辞書を更新

郵便番号辞書	2022年7月29日時点
銀行支店辞書	2022年8月1日時点
市町村辞書	2022年8月1日時点

給与奉行i10シリーズ 機能アップガイド

Ver.3.27



《改正情報》	2
労働保険申告の改正に対応 <div style="text-align: right;">< 『Sシステム』 または 『Type NS』 をお使いの場合 ></div>	2
10月からの雇用保険率改定に対応	2
労災保険率が「メリット料率」か否かの設定を追加 <div style="text-align: right;">< 『Sシステム』 または 『Type NS』 をお使いの場合 ></div>	2
《機能追加》	
搭載辞書を更新	3

《改正情報》

● 労働保険申告の改正に対応

＜『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合＞

令和4年10月からの雇用保険率の改定に伴い、条件設定画面の労働保険年度が「令和3年度」の場合に、概算保険料算定内訳（雇用保険分）の算出方法が変更されます。

概算保険料算定内訳（雇用保険分）

$$= (A \times \text{「令和4年4月1日～令和4年9月30日」の雇用保険率}) + \\ (B \times \text{「令和4年10月1日～令和5年3月31日」の雇用保険率}) \\ (\text{0円未満切捨})$$

※A = 保険料算定基礎額の見込額 ÷ 2 (1,000円未満切上)

※B = 保険料算定基礎額の見込額 ÷ 2 (1,000円未満切捨)

上記の内訳は、画面表示後に **概算内訳**（[F6]キー）で確認できます。

また、[労働保険]-[労働保険申告資料]-[算定基礎賃金集計表]-[算定基礎賃金集計表]メニューを印刷した際に出力されます。

《 関連メニュー 》

- ・[労働保険]-[労働保険申告資料]-[労働保険申告書資料]メニュー
- ・[労働保険]-[労働保険申告資料]-[算定基礎賃金集計表]-[算定基礎賃金集計表]メニュー
- ・[労働保険]-[労働保険年度更新]メニュー

● 10月からの雇用保険率改定に対応

令和4年10月1日から雇用保険率が改定されます。

	令和4年10月1日～令和5年3月31日	
	被保険者負担分	事業主負担分
一般事業	5 / 1000	8.5 / 1000
農林水産・清酒製造業	6 / 1000	9.5 / 1000
建設事業	6 / 1000	10.5 / 1000

当システムでも上記の雇用保険率に対応しました。

なお、給与および賞与の雇用保険料は、9月以前の雇用保険率で計算されます。

● 労災保険率が「メリット料率」か否かの設定を追加

＜『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合＞

労働保険申告を電子申請で提出する際に、労災保険率に対して「メリット制」を適用しているか否を申請するようになりました。

当システムでも、[労働保険]-[労働保険年度更新]メニューの条件設定画面の[確定保険料設定]ページおよび[概算保険料設定]ページに設定を追加しました。

労働保険年度更新 - 保険料率設定

基本設定 **確定保険料設定** 概算保険料設定

集計対象

算定期間 令和4年 4月 1日 ~ 令和4年 3月 31日

保険料率

労災保険率

/ 1000 **< メリット料率 >**

確定保険料・概算保険料に対して「メリット制」に該当する場合は、
それぞれにチェックを付けてください。

《機能追加》

● 搭載辞書を更新

郵便番号辞書	2022年 3月31日時点
銀行支店辞書	2022年 4月 4日時点
市町村辞書	2022年 4月 4日時点

給与奉行i10シリーズ 機能アップガイド

Ver.3.26



《機能追加》

● 年間平均の標準報酬月額で月額変更が可能

月額変更処理に[社会保険]-[月額変更処理]-[年間平均月額変更処理]メニューが追加されました。

算定基礎処理の[社会保険]-[算定基礎処理]-[年間平均算定基礎処理]メニューと同様に、月額変更処理でも年間平均の標準報酬月額の等級と2等級以上の差がある社員は、年間平均の標準報酬月額で月額変更できます。

また、その際に社員に配付する同意書も印刷できます。

注 意

あらかじめ[社会保険]-[月額変更処理]-[月額変更処理]メニューで設定する処理状況を「処理済」にしておく必要があります。

● 搭載辞書を更新

郵便番号辞書	2021年11月30日時点
銀行支店辞書	2021年12月6日時点
市町村辞書	2021年12月6日時点

給与奉行i10シリーズ

機能アップガイド

Ver.3.25



目次

《改正情報》	
給与支払報告書（総括表）の統一様式に対応	2
雇用保険資格取得届・雇用保険資格喪失届で氏名変更の届出に対応 ＜『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合＞	2
税務関係書類における押印義務の廃止に対応	2
《機能追加》	
雇用保険離職証明書の集計期間を、被保険者期間算定対象期間の基礎日数から集計可能 ＜『就業奉行』をお使いの場合＞ ＜『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合＞	3
搭載辞書を更新	3

《改正情報》

● 給与支払報告書（総括表）の統一様式に対応

給与支払報告書（総括表）の統一様式に対応しました。

これに伴い、[給与支払報告書（総括表） - 印刷条件設定]画面の[基本設定]ページに「納入書の送付」設定が追加されました。

また、給与支払報告書（総括表）のレイアウトを選択する「報告書人員の内訳あり」「報告書人員の内訳なし」の設定はなくなりました。過去年の給与支払報告書（総括表）を印刷する場合も、統一様式で印刷されます。

印刷する際に、「報告書人員の内訳あり」は緑色、「報告書人員の内訳なし」は茶色の指定ができましたが、統一様式対応に伴い、「カラー印刷する」設定もなくなりました。

《 関連メニュー 》

[年末調整]-[給与支払報告書（総括表）]メニュー

● 雇用保険資格取得届・雇用保険資格喪失届で氏名変更の届出に対応

＜『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合＞

「雇用保険被保険者氏名変更届」が廃止されたことに伴い、「雇用保険資格取得届」「雇用保険資格喪失届」を電子申請する際に、氏名変更も届け出られるようになりました。

[労働保険]-[資格取得／喪失届]-[雇用保険資格取得届]メニューでは、[雇用保険資格取得届 - 条件設定]画面の[詳細設定]ページに「氏名変更の有無を入力する」設定が追加されました。チェックを付けると、変更前の氏名などを入力できるようになります。

[労働保険]-[資格取得／喪失届]-[雇用保険資格喪失届]メニューでは、[雇用保険資格喪失届]画面に氏名変更の有無欄が表示されます。「1：有」を選択すると、変更前の氏名などを入力できるようになります。

《 関連メニュー 》

- ・ [労働保険]-[資格取得／喪失届]-[雇用保険資格取得届]メニュー
- ・ [労働保険]-[資格取得／喪失届]-[雇用保険資格喪失届]メニュー

● 税務関係書類における押印義務の廃止に対応

以下の帳票の押印義務の廃止に対応しました。印刷した場合に、押印する箇所の「印」を削除しました。

○年間平均算定基礎同意書（被保険者の同意書）

○給与所得者異動届

《 関連メニュー 》

- ・ [社会保険]-[算定基礎処理]-[年間平均算定基礎処理]メニュー
- ・ [管理資料]-[住民税一覧表]-[給与所得者異動届出書]メニュー（『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合）

《機能追加》

- **雇用保険離職証明書の集計期間を、被保険者期間算定対象期間の基礎日数から集計可能**

＜『就業奉行』をお使いの場合＞

＜『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合＞

「就業奉行から基礎日数を集計する」（条件設定画面の〔詳細設定〕ページで設定）にチェックを付けた場合の雇用保険離職証明書の集計方法が変更されました。

今までは賃金支払対象期間の基礎日数をもとに12ヵ月分を遡って集計していましたが、今回から被保険者期間算定対象期間の基礎日数をもとに12ヵ月分を遡って集計するように変更されました。

《 関連メニュー 》

- ・ [労働保険]-[資格取得／喪失届]-[雇用保険資格喪失届]メニュー
- ・ [労働保険]-[雇用保険離職証明書]メニュー

- **搭載辞書を更新**

郵便番号辞書	2021年9月30日時点
銀行支店辞書	2021年10月4日時点
市町村辞書	2021年10月4日時点

給与奉行i10シリーズ 機能アップガイド

Ver.3.24



目次

《改正情報》	
電子申請における労働保険の様式バージョンの変更に対応	2
雇用保険資格取得届と雇用保険資格喪失届の在留資格の追加に対応	2
《機能追加》	
労働保険一覧表の選択項目から高年齢労働者を削除	3
搭載辞書を更新	3

《改正情報》

● 電子申請における労働保険の様式バージョンの変更に対応

電子申請における以下の労働保険の様式バージョンが変更されました。
これに伴い、当システムでも新しい様式バージョンで電子申請できるようになりました。

- 令和3年度 労働保険年度更新申告
- 雇用保険資格取得届
- 雇用保険資格喪失届

参 考

「令和3年度 労働保険年度更新申告」は、「e-Gov」の変更となります。
※「マイナポータル」では「労働保険年度更新申告」の電子申請は提供されていません。
「令和3年度 労働保険年度更新申告」につきましては、「e-Gov」で電子申請または、「紙」での申告をご利用ください。

また、労働保険年度が「令和2年度」以降は高年齢労働者分の集計が不要となるため、
[労働保険]-[労働保険年度更新]メニューの確定保険料算定内訳と確定保険料算定内訳
の雇用保険分欄が1行になりました。

《 関連メニュー 》

- ・ [労働保険]-[労働保険年度更新]メニュー
- ・ [労働保険]-[資格取得／喪失届]-[雇用保険資格取得届]メニュー
- ・ [労働保険]-[資格取得／喪失届]-[雇用保険資格喪失届]メニュー

● 雇用保険資格取得届と雇用保険資格喪失届の在留資格の追加に対応

令和3年3月の様式変更により、雇用保険資格取得届と雇用保険資格喪失届の在留資格
に、以下が追加されました。

65	特定活動（就労可）
----	-----------

当システムでは、[労働保険]-[資格取得／喪失届]-[雇用保険資格取得届]メニューや
[労働保険]-[資格取得／喪失届]-[雇用保険資格喪失届]メニューで、追加された在留資格
を選択できるようになりました。

必要に応じて選択し、雇用保険資格取得届や雇用保険資格喪失届を作成してください。
※令和3年5月31日までは、旧様式でも電子申請が可能です。（当システムでは、印刷での届出
には対応していません。）

《機能追加》

- **労働保険一覧表の選択項目から高年齢労働者を削除**

令和2年4月より高年齢被保険者の雇用保険料の免除措置が廃止されたことに伴い、[労働保険]-[労働保険一覧表]メニューの選択項目から高年齢労働者がなくなりました。

※令和2年以前の集計の場合は、高年齢労働者を選択できます。

- **搭載辞書を更新**

郵便番号辞書	2021年4月30日時点
銀行支店辞書	2021年5月6日時点
市町村辞書	2021年5月6日時点

給与奉行i10シリーズ 機能アップガイド

Ver.3.23



《改正情報》	
届出書の様式変更に対応	2
《機能追加》	
マイナポータル申請APIを使用して電子申請できる届出書が追加	3
令和2年度より労働保険申告書資料および算定基礎賃金集計表で高年齢労働者欄を非表示	5
搭載辞書を更新	6

《改正情報》

● 届出書の様式変更に対応

以下の届出書（電子申請・磁気媒体）の様式変更に対応します。

- ・健康保険・厚生年金保険 資格喪失届（電子申請・磁気媒体）
- ・雇用保険 被保険者資格取得届（電子申請）
- ・雇用保険 被保険者資格喪失届（電子申請）

これに伴い、[社員情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニューの[社会保険]ページで設定する健康保険、厚生年金、厚生年金基金の資格喪失原因の選択肢に「11：社会保障協定」が追加されます。

上記に伴い、汎用データの社員情報データの項目が変更されます。

なお、[随時処理]-[汎用データ作成]-[社員情報データ作成]-[社員情報データ作成]メニューで出力した際の桁数も、1桁から2桁に変更します。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【社会保険情報】				
健康保険				
資格喪失原因	ESOC010	2	数字	受入桁数の変更と選択肢の追加 (受入桁数が1桁から2桁へ変更、選択肢に「11：社会保障協定」を追加)
厚生年金保険				
資格喪失原因	ESOC018	2	数字	受入桁数の変更と選択肢の追加 (受入桁数が1桁から2桁へ変更、選択肢に「11：社会保障協定」を追加)
厚生年金基金				
資格喪失原因	ESOC024	2	数字	受入桁数の変更と選択肢の追加 (受入桁数が1桁から2桁へ変更、選択肢に「11：社会保障協定」を追加)

《 関連メニュー 》

- ・ [社員情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニュー
- ・ [社員情報]-[社員情報登録]-[社員情報一括登録]メニュー
- ・ [社会保険]-[資格取得／喪失届]-[資格喪失届]メニュー
- ・ [労働保険]-[資格取得／喪失届]-[雇用保険資格取得届]メニュー
- ・ [労働保険]-[資格取得／喪失届]-[雇用保険資格喪失届]メニュー
- ・ [随時処理]-[汎用データ作成]-[社員情報データ作成]-[社員情報データ作成]メニュー
- ・ [随時処理]-[汎用データ作成]-[社員情報データ受入]-[社員情報データ受入]メニュー

● マイナポータル申請APIを使用して電子申請できる届出書が追加

マイナポータル申請APIを使用して電子申請できる届出書が追加されます。
以前から、マイナポータル申請APIを使用して、健康保険組合に「賞与支払届」「月額変更届」「算定基礎届」を電子申請できました。
今回から、マイナポータル申請APIを使用して、年金事務所・ハローワーク・健康保険組合へ電子申請できる届出書が追加されます。

対応する届出書は以下です。

- ・賞与支払届（マイナポータル申請APIを使用して、年金事務所への電子申請に対応）
- ・月額変更届（マイナポータル申請APIを使用して、年金事務所への電子申請に対応）
- ・算定基礎届（マイナポータル申請APIを使用して、年金事務所への電子申請に対応）
- ・健康保険・厚生年金保険 資格取得届
- ・健康保険・厚生年金保険 資格喪失届
- ・雇用保険 資格取得届
- ・雇用保険 資格喪失届

注意

健康保険組合に電子申請する場合

健康保険組合によって、まだ電子申請で受付できない届出書があります。
あらかじめ、提出先の健康保険組合に受付可能な届出書をご確認ください。

マイナポータル申請APIを使用して電子申請する場合は、あらかじめ「G Biz ID」を取得しておいてください。

注意

「G Biz ID」の取得

マイナポータル申請APIを使用しての電子申請には、「G Biz ID」が必要です。
あらかじめ「G Biz ID」のホームページで、「gBizIDプライム」のアカウントを取得してください。

取得までの審査に2週間程度要しますので、ご注意ください。

「G Biz ID」は、以下の「G Biz ID」ホームページより取得できます。

「G Biz IDを使い始める」 <https://gbiz-id.go.jp/top/>

マイナポータル申請APIを使用して電子申請する場合は、各メニューの条件設定画面の提出方法で「電子申請」を選択し、「マイナポータル申請API」を選択して電子申請します。

賞与支払届 - 条件設定

基本設定 提出先設定 付箋検索

処理回
 支給日指定
 月 日 (金)

提出方法
 電子申請
 磁気媒体
 届出用紙

集計方法

 最初
 最後

初期値として、現在賞与処理回が表示されます。
[詳細⇒\[操作説明\]ボタン](#)

OK
 賞与額(B)...
 キャンセル
 操作説明(H)

注意

e-Govへ電子申請する場合は、「e-Gov外部連携API」を選択して、電子申請してください。

参考

年金事務所と健康保険組合への電子申請

健康保険組合に加入されている場合は、年金事務所と健康保険組合へ届出書を提出します。

今までは、年金事務所と健康保険組合へ一度に電子申請することができなかったので、年金事務所と健康保険組合それぞれに電子申請していました。

今回から、「マイナポータル申請API」を使用することで、年金事務所と健康保険組合へ一度に電子申請することができます。

また、マイナポータル対応に伴い、健康保険組合へ提出する際に使用する固有項目を磁気媒体だけでなく電子申請でも使用するようになります。

このため、[導入処理]-[運用設定]-[社会保険設定]-[健康保険区分登録]メニューの[健康保険組合]ページで設定する「磁気媒体固有項目 名称」を、「届出書固有項目 名称」に変更します。

※各項目名の変更はありません。

《 関連メニュー 》

- ・ [導入処理]-[運用設定]-[社会保険設定]-[健康保険区分登録]メニュー
- ・ [給与賞与]-[賞与処理]-[賞与支払届]メニュー
- ・ [社会保険]-[月額変更処理]-[月額変更処理]メニュー
- ・ [社会保険]-[資格取得/喪失届]-[資格取得届]メニュー
- ・ [社会保険]-[資格取得/喪失届]-[資格喪失届]メニュー
- ・ [社会保険]-[電子申請一覧照会[社会保険]]メニュー
- ・ [労働保険]-[資格取得/喪失届]-[雇用保険資格取得届]メニュー

- ・ [労働保険]-[資格取得／喪失届]-[雇用保険資格喪失届]メニュー
- ・ [労働保険]-[電子申請一覧照会[労働保険険]]メニュー
- ・ [管理ツール]-[税率／保険料率登録]-[社会保険]-[健康保険]-[健康保険組合]メニュー

● 令和2年度より労働保険申告書資料および算定基礎賃金集計表で高年齢労働者欄を非表示

令和2年4月より高年齢被保険者の雇用保険料の免除措置が廃止されたことに伴い、[労働保険]-[労働保険申告資料]-[労働保険申告書資料]メニューで令和1年度（確定保険料の算定期間が平成31年4月～令和2年3月分、概算保険料の算定期間が令和2年4月～令和3年3月分）の概算保険料に高年齢労働者が含まれなくなるため、「高年齢労働者」欄をなくし斜線が引かれていました。令和2年度（算定期間が令和2年4月～令和3年3月分、概算保険料の算定期間が令和3年4月～令和4年3月分）では、確定保険料・概算保険料のどちらにも含まれなくなるため、「免除対象高年齢労働者数」欄をなくし、「雇用保険分」だけを表示するように変更します。また、算定基礎賃金集計表においても、「高年齢労働者分」欄が表示されなくなります。

区分	算定期間	令和2年4月1日 から	令和3年3月31日まで	
	保険料・拠出金算定基礎額	保険料・拠出金率	確定保険料・一般拠出金額	
労働保険料 (労災+雇用)	千円	12.000 /1000	2,808,558 円	
労災保険分	236,115 千円	3.000 /1000	708,345 円	
雇用保険分	233,357 千円	9.000 /1000	2,100,213 円	
一般拠出金	236,115 千円	0.020 /1000	4,722 円	

区分	算定期間	令和3年4月1日 から	令和4年3月31日まで	
	保険料算定基礎額の見込額	保険料率	概算保険料額	
労働保険料 (労災+雇用)	千円	12.000 /1000	2,808,558 円	
労災保険分	236,115 千円	3.000 /1000	708,345 円	
雇用保険分	233,357 千円	9.000 /1000	2,100,213 円	

《 関連メニュー 》

- ・ [労働保険]-[労働保険申告資料]-[労働保険申告書資料]メニュー
- ・ [労働保険]-[労働保険申告資料]-[算定基礎賃金集計表]-[算定基礎賃金集計表]メニュー
- ・ [労働保険]-[労働保険申告資料]-[算定基礎賃金集計表]-[算定基礎賃金内訳一覧表]メニュー

● 搭載辞書を更新

郵便番号辞書	2021年1月29日時点
銀行支店辞書	2021年2月1日時点
市町村辞書	2021年1月4日時点

給与奉行i10シリーズ 機能アップガイド

Ver.3.22



目次

※  マークは、おすすめする機能アップ内容や、注目していただきたい変更内容になります。

《改正情報》	
源泉徴収票の新様式に対応	2
源泉徴収簿の奉行サプライが追加	3
管理資料の年末調整に関する項目名が変更	4
住宅借入金特別控除等の改正に対応	4
ひとり親控除の創設に伴い、社員情報の寡婦(夫)区分が変更	5
基礎控除申告書データ、所得金額調整控除申告書データをダウンロード可能 ＜『年末調整申告書クラウド』をお使いの場合＞	6
《機能追加》	
『給与明細電子化クラウド』で還付金明細書を配信・照会に対応 ＜『給与明細電子化クラウド』をお使いの場合＞	6
 前年の収入金額を『年末調整申告書クラウド』に連携可能 ＜『年末調整申告書クラウド』をお使いの場合＞	7
搭載辞書を更新	7

《改正情報》

● 源泉徴収票の新様式に対応

令和2年分の給与所得の源泉徴収票については、所得金額調整控除の創設、基礎控除の見直し、未婚のひとり親への対応及び寡婦控除の見直し等により、項目名・記載内容が変更されました。

これに伴い、当システムの[年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票]メニューの様式が、以下のように変更されました。

「給与所得控除後の金額（調整控除後）」に変更されます。所得金額調整控除の適用がある場合は、所得金額調整控除の額を控除した後の金額が表示されます。

「基礎控除額」は、基礎控除額が48万円以外の場合に表示されます。
※基礎控除の適用がない場合は、0が表示されます。

「所得金額調整控除額」は、所得金額調整控除の適用がある場合に表示されます。

寡婦またはひとり親に該当する場合は、「○」が表示されます。
※年の途中で年末調整をしている場合で、改正前の寡婦控除、寡夫控除または寡婦控除の特例の適用がある場合は、「○」は表示されません。摘要欄に表示されます。

元号が漢字で表示されます。

※これに伴い、奉行サプライ[6109]単票源泉徴収票および[6009]源泉徴収票も変更されました。令和2年分の源泉徴収票を印刷する場合は、新しい様式に対応した奉行サプライに印刷してください。

◀ 関連メニュー ▶

- ・ [管理資料]-[源泉徴収票[退職社員用]]メニュー
- ・ [年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票]メニュー
- ・ [年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票一覧表]メニュー

● 源泉徴収簿の奉行サプライが追加

年末調整の改正に伴う項目名の変更・追加に伴い、新たに奉行サプライの「源泉徴収簿」をご用意しました。

- ・ [5169] 単票源泉徴収簿（横型）
- ・ [5168] 単票源泉徴収簿（縦型）
- ・ [5068] 源泉徴収簿

【[5169] 単票源泉徴収簿（横型）】

月	給与	源泉徴収	控除	支払	支払	支払
1-14	475,872	11,900	463,972	4	6,300	457,672
2-28	475,872	11,700	464,172	4	6,300	457,872
3-31	474,964	11,700	463,264	4	6,300	456,964
4-30	476,887	11,700	465,187	4	6,300	458,887
5-31	476,872	11,900	464,972	4	6,300	458,672
6-30	476,886	11,700	465,186	4	6,300	458,886
7-31	476,886	11,700	465,186	4	6,300	458,886
8-31	476,872	11,900	464,972	4	6,300	458,672
9-30	476,872	11,900	464,972	4	6,300	458,672
10-31	474,439	11,700	462,739	4	6,300	456,439
11-30	474,439	11,900	462,539	4	6,300	456,239
12-25	467,846	11,737	456,109	4	6,320	449,789
計	5,712,658	141,439	5,571,219	37	213,270	5,357,949

【[5168] 単票源泉徴収簿（縦型）】

月	給与	源泉徴収	控除	支払	支払	支払
1-14	468,472	6,300	462,172	4	6,300	455,872
2-28	468,472	6,300	462,172	4	6,300	455,872
3-31	467,785	6,300	461,485	4	6,300	455,185
4-30	468,472	6,300	462,172	4	6,300	455,872
5-31	467,786	6,300	461,486	4	6,300	455,186
6-30	467,782	6,300	461,482	4	6,300	455,182
7-31	467,782	6,300	461,482	4	6,300	455,182
8-31	467,782	6,300	461,482	4	6,300	455,182
9-30	467,782	6,300	461,482	4	6,300	455,182
10-31	464,208	6,300	457,908	4	6,300	451,608
11-30	464,208	6,300	457,908	4	6,300	451,608
12-25	467,208	6,300	460,908	4	6,300	454,608
計	5,421,208	113,800	5,307,408	37	213,270	5,094,138

印刷する奉行サプライにあわせて、[源泉徴収簿 - 印刷条件設定]画面の[基本設定]ページで、用紙種類を選択してください。

※今までの旧様式の奉行サプライ（[5167]単票源泉徴収簿（横型）、[5166]単票源泉徴収簿（縦型）、[5066]源泉徴収簿、[5162]単票源泉徴収簿（横型）、[4161]単票源泉徴収簿（縦型）、[4061]源泉徴収簿）に印刷することもできます。

なお、令和2年分を旧様式の奉行サプライに印刷した場合は、「給与所得控除後の給与等の額」には調整控除後の金額、ひとり親の場合は本人欄に「ひとり親」が印字されます。

注意

以下の旧様式の奉行サプライには、**印刷することはできません。**

申し訳ございませんが、新しい奉行サプライをご利用ください。

[5104]単票源泉徴収簿（横型） [4104]単票源泉徴収簿（縦型） [1695]源泉徴収簿

● 管理資料の年末調整に関する項目名が変更

[年末調整処理]メニューの計算結果画面の項目名（所得金額調整控除額・＜調整控除後＞・扶養障害者等控除額・基礎控除額）にあわせて、以下の管理資料でも同じ項目名が表示されるようになりました。

- ・ [年末調整]-[源泉徴収簿兼賃金台帳]メニュー
- ・ [年末調整]-[年末調整一覧表]-[年末調整一覧表]メニュー
- ・ [年末調整]-[年末調整一覧表]-[過不足税額一覧表]メニュー

※追加された項目を集計する場合は、条件設定画面の[集計項目設定]ページで、項目を選択してください。

● 住宅借入金特別控除等の改正に対応

居住の用に供した日が、令和1年10月1日以後において、特別特定取得に該当するか否かで住宅借入金の控除限度額が変わります。

「特別特定取得」とは、住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等が、10%の税率により課されるべき消費税額等である場合におけるその住宅の取得等をいいます。

これに伴い、[年末調整処理]メニューの[税額控除]ページの「特定取得区分」の項目名が、「（特別）特定取得区分」に変更されました。

令和2年分の年末調整では、住宅借入金等特別控除証明書の居住開始年月日に「（特別特定）」が印字されている場合は、（特別）特定取得区分を「2：特別特定取得」、「（特定）」が印字されている場合は「1：特定取得」を選択します。

また、令和1年以降に住宅を取得した場合の住宅借入金等特別控除申告書の様式が変わったことに伴い、[年末調整処理]メニューの[税額控除]ページの居住開始年月日が「平成31年1月1日」以降の場合は、居住用割合が直接入力できるようになりました。

所得控除等		税額控除	中途入社
【税額控除情報】		2以上(W)...	
居住開始年月日	令和 1年 10月 1日		
取得対価の額	0		
家屋土地等の総面積		㎡	
居住用部分の面積		㎡	
居住用割合	100.0 %		
控除額適用区分	0 現行特別控除		
〈特別〉 特定取得区分	2 特別特定取得		
借入金等年末残高	0		
特定増改築借入残高	0		
住宅借入金等控除額	0		

※居住割合の項目名が、居住用割合に変更されました。

※居住用割合を直接入力する場合は、家屋土地等の総面積と居住用部分の面積は入力できなくなります。

※居住用割合、家屋土地等の総面積、居住用部分の面積は、[年末調整処理 - 条件設定]画面の[入力設定]ページで、「住宅借入金等の取得対価の額と面積を入力する」にチェックを付けると表示されます。

上記に伴い、汎用データの年末調整データについて、以下の項目が変更されました。

【変更前】

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【税額控除情報】				
居住割合	—	—	—	受入不可
特定取得区分	YITS013	1	数字	0：非該当 1：該当
2回目—特定取得区分	YITS014	1	数字	0：非該当 1：該当

【変更後】

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【税額控除情報】				
居住用割合	YITS015	5	数字	整数3桁 小数1桁
〈特別〉 特定取得区分	YITS013	1	数字	0：非該当 1：特定取得 2：特別特定取得
2回目—〈特別〉 特定取得区分	YITS014	1	数字	0：非該当 1：特定取得 2：特別特定取得

● ひとり親控除の創設に伴い、社員情報の寡婦(夫)区分が変更

ひとり親控除の創設に伴い、[社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページの寡婦(夫)区分が、[随時処理]-[年次更新]メニューで2021年(令和3年)に年次更新を実行すると、「寡婦/ひとり親区分」に変更されます。

※2020年(令和2年)の年末調整処理の処理状況が「処理済」の場合は、[年末調整処理]メニューの[家族・所得税]ページの「寡婦/ひとり親区分」の設定が反映されます。

年末調整処理の処理状況が「未処理」の場合(年末調整区分が「0：年調不要」の社員を含む)は、[社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページの「寡婦(夫)区分」で設定されていた選択肢が、以下のように変更されます。

- ・「0：対象外」の場合は「0：対象外」
- ・「1：寡婦(夫)」で性別が女性の場合は「1：寡婦」
- ・「1：寡婦(夫)」で性別が男性の場合は「2：ひとり親」
- ・「2：特別寡婦」の場合は「2：ひとり親」

また、退職社員は退職時点の寡婦(夫)区分の情報が表示されます。
 ※処理年が「2020年(令和2年)」以前の場合は、「寡婦(夫)区分」になります。

上記に伴い、汎用データの社員情報データの項目が変更されます。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【本人区分情報】				
寡婦／ひとり親区分	ESED001	1	数字	項目名と選択肢の変更

● **基礎控除申告書データ、所得金額調整控除申告書データをダウンロード可能**
 <『年末調整申告書クラウド』をお使いの場合>

『年末調整申告書クラウド』で提出された令和2年の年末調整申告書データ(令和2年から改正された「給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書」含む)を、[年末調整]-[年末調整申告書クラウド連携]-[年末調整申告書クラウドデータダウンロード]メニューからダウンロードできるようになりました。

≪機能追加≫

● **『給与明細電子化クラウド』で還付金明細書を配信・照会に対応**
 <『給与明細電子化クラウド』をお使いの場合>

『給与明細電子化クラウド』で、還付金明細書のWeb照会・配信に対応しました。
 単独年調で年末調整処理を行った場合に出力する還付金明細書を、給与明細書や賞与明細書と同様にWeb照会したり、社員のメールアドレスに還付金明細書PDFを配信できます。
 ※還付金明細書のWeb照会・配信については、[年末調整処理]メニューの[所得控除等]ページの単独還付方法が「1: 給与振込」の場合は[社員情報登録]メニューの[明細書]ページの給与明細書、「2: 賞与振込」の場合は[社員情報登録]メニューの[明細書]ページの賞与明細書のWeb照会とメール配信の設定にしています。

≪ 関連メニュー ≫

- ・ [導入処理]-[運用設定]-[給与明細電子化クラウド運用設定]メニュー
- ・ [給与明細電子化クラウド]-[明細書照会]-[明細書照会設定]-[還付金明細書照会設定]メニュー
- ・ [給与明細電子化クラウド]-[明細書照会]-[明細書即時公開処理]メニュー
- ・ [給与明細電子化クラウド]-[明細書配信]-[明細書配信設定]-[明細書配信設定]メニュー
- ・ [給与明細電子化クラウド]-[明細書配信]-[明細書配信設定]-[携帯配信項目設定]メニュー
- ・ [給与明細電子化クラウド]-[明細書配信]-[明細書作成処理]-[還付金明細書作成処理]メニュー
- ・ [給与明細電子化クラウド]-[明細書配信]-[明細書配信処理]-[明細書配信処理]メニュー
- ・ [給与明細電子化クラウド]-[明細書配信]-[明細書配信処理]-[明細書配信実行履歴]メニュー
- ・ [給与明細電子化クラウド]-[明細書配信]-[明細書配信スケジュール管理]-[明細書配信スケジュール登録]メニュー



- **前年の収入金額を『年末調整申告書クラウド』に連携可能
＜『年末調整申告書クラウド』をお使いの場合＞**

当システムで前年の年末調整処理を行っていた場合は、当年の年末調整の際に[年末調整]-[年末調整申告書クラウド連携]-[年末調整申告書クラウド利用者設定]メニューで利用者情報を更新すると、前年の収入金額を『年末調整申告書クラウド』に連携できるようになりました。

『年末調整申告書クラウド』で申告書を提出する際に、前年の収入金額を確認しながら入力することができるようになります。

- **搭載辞書を更新**

郵便番号辞書	2020年9月30日時点
銀行支店辞書	2020年10月5日時点
市町村辞書	2020年8月3日時点

給与奉行i10シリーズ 機能アップガイド

Ver.3.21



目次

《改正情報》	
電子申請における労働保険の様式バージョンの変更に対応 ＜『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合＞	2
雇用保険資格取得届と雇用保険資格喪失届の在留資格の追加に対応 ＜『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合＞	2
基礎控除が48万円ではない場合や所得金額調整控除およびひとり親控除の年末調整計算に対応	3
《機能追加》	
搭載辞書を更新	5

《改正情報》

● 電子申請における労働保険の様式バージョンの変更に対応
 <『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合>

電子申請における以下の労働保険の様式バージョンが変更されました。
 これに伴い、当システムについても変更に対応して電子申請できるようになりました。

- 令和2年度 労働保険年度更新申告（[労働保険]-[労働保険年度更新]メニュー）
- 雇用保険資格取得届（[労働保険]-[資格取得／喪失届]-[雇用保険資格取得届]メニュー）
- 雇用保険資格喪失届（[労働保険]-[資格取得／喪失届]-[雇用保険資格喪失届]メニュー）

また、[労働保険]-[労働保険申告資料]-[労働保険申告書資料]メニューと[労働保険]-[労働保険年度更新]メニューでは、労働保険年度が「令和1年度」以降の場合は、概算保険料算定内訳の雇用保険分欄に斜線が表示されるようになりました。雇用保険分の保険料算定基礎額の見込額は、入力することもできます。

区分	算定期間 令和2年4月1日 から 令和3年3月31日まで		
	保険料算定基礎額の見込額	保険料率	概算保険料額
労働保険料（労災+雇用）	千円	12.000 /1000	218,303 円
労災保険分	17,915 千円	3.000 /1000	53,745 円
雇用保険分			
	17,782 千円	9.000 /1000	158,568 円

● 雇用保険資格取得届と雇用保険資格喪失届の在留資格の追加に対応
 <『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合>

令和2年3月23日より、雇用保険資格取得届と雇用保険資格喪失届の在留資格に、以下が追加されました。

48	特定活動（本邦大卒者）
49	特定技能1号（介護）
50	特定技能1号（ビルクリーニング）
51	特定技能1号（素形材産業）
52	特定技能1号（産業機械製造業）
53	特定技能1号（電気・電子情報関連産業）
54	特定技能1号（建設）
55	特定技能1号（造船・船用工業）
56	特定技能1号（自動車整備）
57	特定技能1号（航空）
58	特定技能1号（宿泊）
59	特定技能1号（農業）
60	特定技能1号（漁業）
61	特定技能1号（飲食料品製造業）
62	特定技能1号（外食業）
63	特定技能2号（建設）
64	特定技能2号（造船・船用工業）

当システムでは、[労働保険]-[資格取得／喪失届]-[雇用保険資格取得届]メニューや[労働保険]-[資格取得／喪失届]-[雇用保険資格喪失届]メニューで、追加された在留資格を選択できるようになりました。

必要に応じて選択し、雇用保険資格取得届や雇用保険資格喪失届を作成してください。

※令和2年5月31日までは、旧様式でも電子申請が可能です。（当システムでは、印刷での届出には対応していません。）

● 基礎控除が48万円ではない場合や所得金額調整控除およびひとり親控除の年末調整計算に対応

令和2年分の年末調整の改正に伴い、年末調整計算ができるようになりました。

退職社員や非居住者となる社員がいる場合に、年の途中で年末調整計算を行うことができます。

[年末調整処理]メニューが以下のように変更されます。

[年末調整処理]画面の[家族・所得税]ページ

ひとり親控除の創設に伴い、「寡婦(夫)区分」が「寡婦／ひとり親区分」に変更されました。

所得控除等		税額控除		中途入社		家族・所得税	
【家族情報】				配偶者の有無 0		配偶者なし	
No	フリガナ	性別	生年月日	死亡年月日	居住者区分	【所得控除情報】	
	氏名	続柄	同居区分	扶養区分	障害者区分	寡婦／ひとり親区分	0 対象外
配偶		0 男性	年 月 日	年 月 日	0 居住者	障害者区分	0 対象外
		00	0 対象外	0 控除対象外	0 対象外	新労働者区分	0 対象外
1	子	0 男性	2010年 5月 10日	年 月 日	0 居住者	未成年者区分	0 対象外
		01	0 対象外	9 年少扶養	0 対象外	災害者区分	0 対象外
						外国人区分	0 対象外

※[社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページの「寡婦(夫)区分」は変更されません。

[年末調整処理]画面の[所得控除等]ページ

基礎控除の見直し及び所得金額調整控除の創設に伴い、従来の「給与所得者の配偶者控除等申告書」との兼用様式として「給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書」に様式が改められました。

これに伴い、「基礎控除申告書の提出」「基礎控除額」「所得調整控除申告書の提出」「所得金額調整控除額」が追加されました。

基礎控除申告書の提出を「1：あり」に設定すると、
基礎控除額が自動計算されます。

The screenshot shows a tax calculation interface with several sections:

- 所得控除等 (Income Deductions):** A list of various deductions with input fields.
- 基礎控除情報 (Basic Exemption Information):** A table where '基礎控除申告書の提出' (Submission of Basic Exemption Declaration) is set to '1 あり' (Yes), resulting in a '基礎控除額' (Basic Exemption Amount) of 480,000.
- 所得金額調整控除情報 (Income Adjustment Exemption Information):** A table where '所得調整控除申告書の提出' (Submission of Income Adjustment Exemption Declaration) is set to '0 なし' (None), resulting in a '所得金額調整控除額' (Income Adjustment Exemption Amount) of 0.
- 税額計算情報 (Tax Amount Calculation Information):** A table with '課税区分' (Taxation Category) set to '1 甲種' (Type 1) and '年末調整区分' (Year-end Adjustment Category) set to '1 年課する' (Annual Assessment).
- 計算結果 (Calculation Results):** A table showing the final calculated amounts. Key values include:
 - 基礎控除額 (Basic Exemption Amount): 480,000
 - 所得金額調整控除額 (Income Adjustment Exemption Amount): 0
 - 基礎控除合計額 (Total Basic Exemption): 480,000
 - 所得控除合計額 (Total Income Deductions): 2,862,412
 - 課税総所得 (Taxable Total Income): 1,714,000

Red boxes and arrows in the image connect the input settings to the corresponding calculated values in the results table.

所得調整控除申告書の提出を「1：あり」に設定すると、
所得金額調整控除額が自動計算されます。

※[年末調整処理 - 条件設定]画面の[基本設定]ページの処理方法が「入力だけを先に行う<先入力>」の場合は、基礎控除額・所得金額調整控除額は計算されません（「***, ***, ***」で表示されます）。

参考

以下の控除を受けた場合は、[年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票]メニューで摘要欄に印刷されます。

- ・基礎控除の額 ○○円
※基礎控除額が480,000円以外の場合に印刷されます。
- ・所得金額調整控除額 ○○円 家族の氏名
- ・寡婦またはひとり親

注意

奉行サプライの令和2年分の「源泉徴収票」の提供は、11月を予定しております。
それまでは、令和1年分の源泉徴収票をご利用ください。

汎用データ作成・受入に項目が追加・変更

上記に伴い、汎用データの年末調整データに項目が追加・変更されています。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【基礎控除情報】				
基礎控除申告書の提出	YIBS001	1	数字	項目の新規追加 0：なし 1：あり
基礎控除額	YIBS002	9	数字	項目の新規追加
【所得金額調整控除情報】				
調整控除申告書の提出	YIAS001	1	数字	項目の新規追加 0：なし 1：あり
調整控除額	YIAS002	9	数字	項目の新規追加
【所得税情報】				
寡婦／ひとり親区分	ESED001	1	数字	項目名と選択肢の変更
【計算結果情報】				
所得金額調整控除額	—	—	—	項目の新規追加 受入不可
<調整控除後>	YCRI017	—	—	項目の新規追加
扶養障害者等控除額	YCRI009	—	—	項目名の変更
基礎控除額	—	—	—	項目の新規追加 受入不可

注意

今回のプログラムから令和2年分の年末調整計算を行うことができますが、以下については変更されていません。

○年末調整一覧表や源泉徴収簿兼賃金台帳などの管理資料の項目名

○源泉徴収票や源泉徴収簿などの奉行サプライ

上記につきましては、例年11月に提供される「年末調整対応プログラム」で対応する予定です。

《機能追加》

● 搭載辞書を更新

郵便番号辞書	2020年4月30日時点
銀行支店辞書	2020年5月7日時点
市町村辞書	2020年1月6日時点

給与奉行i10シリーズ 機能アップガイド

Ver.3.20



目次

《改正情報》	
雇用保険の適用拡大等に伴う対応	2
《機能追加》	
搭載辞書を更新	3

《改正情報》

● 雇用保険の適用拡大等に伴う対応

2020年4月より、高年齢被保険者の雇用保険料の免除措置が廃止されます。
これに伴い、当システムでは、以下のように変更されます。

社員情報更新の変更点

[社員情報登録]メニューの[労働保険]ページの雇用保険区分が「2：免除高年齢者」の社員がいる場合は、給与処理月を進める際に、自動的に「2：免除高年齢者」から「1：計算する」に変更されます。

該当する社員がいる場合は、[社員情報更新]画面の[資格喪失等]ページに表示されます。雇用保険区分が「1：計算する」に変更されることで、給与処理で雇用保険料が計算されるようになります。

社員情報更新

介護施設対象 資格喪失等

健康保険

表示順序 社員番号順

健康保険 - 「資格喪失」への更新対象者 対象社員: 0人

社員番号	氏名	年齢	生年月日	更新理由
------	----	----	------	------

厚生年金保険

表示順序 社員番号順

厚生年金保険 - 「資格喪失」への更新対象者 対象社員: 0人

社員番号	氏名	年齢	生年月日	更新理由
------	----	----	------	------

雇用保険

表示順序 社員番号順

雇用保険区分 - 「計算する」への更新対象者 対象社員: 1人

社員番号	氏名	年齢	生年月日	更新理由
100003	小山 信一	66	昭和29年 9月19日	高年齢労働者の徴収免除の廃止

リストに表示する順序を選択します。

更新(U) 印刷(P)... 適用年月(B) 詳細 操作説明(H)

※自動的に変更される月は、[導入処理]-[運用設定]-[労働保険設定]-[労働保険設定]メニューの[基本設定]ページの算定期間基準の設定により異なります。

算定期間基準が「賃金計算期間」の場合は、4月1日を賃金計算期間に含む給与処理月以降に判定されます。

▼例

- 賃金計算期間3月16日～4月15日で、給与処理月4月（4月25日支払）の場合は、給与処理月4月から判定されます。
- 賃金計算期間4月1日～4月30日で、給与処理月5月（5月10日支払）の場合は、給与処理月5月から判定されます。
- 算定期間基準が「給与処理月」の場合は、給与処理月4月以降に判定されます。

※上記に伴い、[社員情報更新]画面の[徴収対象外]ページの名称は、[資格喪失等]ページに変更されます。

賞与処理の変更点

[社員情報登録]メニューの[労働保険]ページの雇用保険区分が「2：免除高齢者」であっても、賞与の支給日が2020年4月1日以降であれば、雇用保険料が計算されるようになります。

※賞与の支給日が2020年4月1日より前の場合は、年齢から「免除高齢者」に該当する社員の雇用保険料は計算されません。

労働保険の変更点

[労働保険申告書資料 - 条件設定]画面の[概算保険料設定]ページ、および[労働保険年度更新 - 保険料率設定]画面の[概算保険料設定]ページの「年月日時点の免除高齢者を自動判定する」チェックボックスは、労働保険年度が令和1年度（算定期間が平成31年4月分～令和2年3月分、概算保険料の算定期間が令和2年4月～令和3年4月分）以降は表示されなくなります。

また、概算保険料算定内訳の高年齢労働者分は「0千円」で表示されます。

《機能追加》

● 搭載辞書を更新

郵便番号辞書	2019年12月27日時点
銀行支店辞書	2020年1月6日時点
市町村辞書	2020年1月6日時点

給与奉行i10シリーズ 機能アップガイド

Ver.3.19



目次

※  マークは、おすすめする機能アップ内容や、注目していただきたい変更内容になります。

《改正情報》		
	令和2年分源泉徴収税額表に対応	2
	源泉徴収票や給与支払報告書（総括表）の令和対応	2
《機能追加》		
	年末調整データの入力方法を改善	2
	搭載辞書を更新	5

《改正情報》

● 令和2年分源泉徴収税額表に対応

令和2年分の「給与所得の源泉徴収税額表（月額表）」、「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」が改正されました。

当システムでは、令和2年1月の給与（賞与）処理から、新しい税額表をもとに所得税が計算されます。

※令和1年以前の給与（賞与）処理を行う場合は、令和1年以前の税額表で所得税が計算されます。

● 源泉徴収票や給与支払報告書（総括表）の令和対応

省庁から新元号に対応した様式が発表されたことに伴い、源泉徴収票や給与支払報告書（総括表）が「令和」で印字されるようになりました。

《 関連メニュー 》

- ・ [管理資料]-[源泉徴収票[退職社員用]]メニュー
- ・ [年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票]メニュー
- ・ [年末調整]-[給与支払報告書（総括表）]メニュー

注意

源泉徴収簿（[年末調整]-[源泉徴収簿]-[源泉徴収簿]メニュー）は、国税庁の様式にあわせて「平成31年分」と印字されます。「令和1年分」に訂正する必要はありません。

※『給与明細電子化クラウド』をお使いの場合も、源泉徴収票に「令和」が出力されるようになりました。

《機能追加》



● 年末調整データの入力方法を改善

給与（賞与）データをもとに本人の合計所得見積額を自動計算可能

年末調整処理年が「平成30年（2018年）」の年末調整では、[年末調整処理]メニューの[所得控除等]ページの本人の合計所得見積額欄に金額を入力していました。

「令和1年（2019年）」の年末調整では、給与（賞与）データをもとに集計するように変更されました。

入力する必要がないため、[所得控除等]ページの本人の合計所得見積額欄は削除されました。

また、「配偶者の合計所得見積額」の項目名が、「配偶者合計所得」に変更されました。

なお、給与所得以外の所得がある場合は、後述**給与所得以外の所得の入力欄が追加**をご参照ください。

配偶者控除等申告書の提出欄が追加

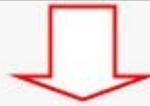
[年末調整処理]メニューの[所得控除等]ページに、配偶者控除等申告書の提出欄が追加されました。

配偶者控除等申告書の提出があれば「1：あり」を、提出がなければ「0：なし」を選択します。

「0：なし」の場合は、配偶者控除額または配偶者特別控除額は計算されません。

変更前（平成30年（2018年）の場合）

所得控除等		税額控除	中途入社	家族・所得税		
【保険料控除情報】				【配偶者控除等情報】		
一般生命保険料	新			合計所得見積額	本人	
	旧				配偶者	
介護医療保険料				老人控除対象配偶者		
個人年金保険料	新			配偶者控除額		
	旧			配偶者特別控除額		



変更後（令和1年（2019年）の場合）

所得控除等		税額控除	中途入社	家族・所得税		
【保険料控除情報】				【配偶者控除等情報】		
一般生命保険料	新			配偶者合計所得		
	旧			配偶者控除等申告書の提出		
介護医療保険料				老人控除対象配偶者		
個人年金保険料	新			配偶者控除額		
	旧			配偶者特別控除額		

※年末調整処理年が「平成30年（2018年）」の場合は、変更前の入力方法になります。

給与所得以外の所得の入力欄が追加

[年末調整]-[給料等調整入力]-[給料等調整入力]メニューに、給与所得以外の所得欄が追加されました。

「給与所得者の配偶者控除等申告書」のあなたの合計所得金額（見積額）欄に、給与所得以外の所得が複数ある場合は、合計した金額を入力します。

The image shows a screenshot of a tax software interface. The top part is a form for '給与所得者の配偶者控除等申告書' (Spouse's Deduction Declaration for Salary Income). Below it is a table for '給与等調整情報' (Salary Adjustment Information). The table has columns for '給与・手当等' (Salary/Benefits), '給与等' (Salary), and 'その他' (Other). The 'その他' column is currently empty. Below the table is a summary section with a red box around the '給与所得以外の所得' (Income other than salary) field. A red arrow points from this field back to the 'その他' column in the table above.

汎用データの項目が追加・変更

上記に伴い、汎用データの給料等調整データと年末調整データに項目が追加・変更されています。

【給料等調整データ】

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【合計所得の見積額情報】				
給与所得以外の所得	YSAH019	9	数字	項目の新規追加

【年末調整データ】

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【配偶者控除等情報】				
本人の合計所得見積額	YIIM003	9	数字	平成30年（2018年）以外は受入不可
配偶者合計所得	YIIM001	9	数字	項目名が「配偶者の合計所得見積額」から「配偶者合計所得」へ変更
配偶者控除等申告書の提出	YIIM006	1	数字	0：なし 1：あり

● 搭載辞書を更新

郵便番号辞書 2019年 8 月30日時点
 銀行支店辞書 2019年 9 月 2 日時点
 市町村辞書 2019年 5 月31日時点

給与奉行i10シリーズ 機能アップガイド

Ver.3.18



目次

《改正情報》	
社会保険の電子申請の様式変更に対応	2
仕訳連動する際に旅客運賃（通勤手当）の消費税経過措置に対応 ＜『勘定奉行』『勘定奉行[個別原価管理編]』『勘定奉行[建設業編]』をお使いの場合＞	2
食事手当の消費税軽減税率に対応	4
《機能追加》	
搭載辞書を更新	4

《改正情報》

● 社会保険の電子申請の様式変更に対応

社会保険の電子申請において、改元に対応した新様式で電子申請できるようになりました。
※2019年9月末までは、以前の様式で受付可能です。

《 関連メニュー 》

- ・ [給与賞与]-[賞与処理]-[賞与支払届]メニュー
- ・ [社会保険]-[月額変更処理]-[月額変更処理]メニュー
- ・ [社会保険]-[月額変更処理]-[月額変更一括処理]メニュー
- ・ [社会保険]-[算定基礎処理]-[算定基礎処理]メニュー
- ・ [社会保険]-[算定基礎処理]-[算定基礎一括処理]メニュー
- ・ [社会保険]-[資格取得／喪失届]-[資格取得届]メニュー（『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合）
- ・ [社会保険]-[資格取得／喪失届]-[資格喪失届]メニュー（『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合）

● 仕訳連動する際に旅客運賃（通勤手当）の消費税経過措置に対応

＜『勘定奉行』『勘定奉行[個別原価管理編]』『勘定奉行[建設業編]』をお使いの場合＞

2019年10月1日より、消費税率が「10%」に引き上げられます。

ただし、仕訳伝票日付が2019年10月1日以後であっても、その経過措置として、旅客運賃（通勤手当）の消費税額を消費税率「8%」で仕訳伝票を作成する場合があります。

これに伴い、[随時処理]-[仕訳伝票作成]-[旅客運賃消費税経過措置設定]メニューが、[随時処理]-[仕訳伝票作成]-[仕訳伝票作成]メニューで仕訳伝票を作成する際に、給与データの通勤手当について、消費税率「10%」で計算された仕訳伝票の作成を開始する給与処理月（消費税率10%適用給与処理月）を設定するように変更されました。

消費税率10%適用給与処理月以後の仕訳伝票は、弊社の『奉行シリーズ』の会計システムで受け入れる際に、通勤手当の消費税額が消費税率「10%」で計算されます。

注 意

○今回のプログラムで作成した仕訳伝票は、弊社の『奉行シリーズ』の会計システムも「2019年10月施行 消費税改正対応プログラム」以降のプログラムで受け入れる必要があります。

○旅客運賃（通勤手当）の消費税額が消費税率「8%」で計算された仕訳伝票を作成する必要がない場合は、[随時処理]-[仕訳伝票作成]-[旅客運賃消費税経過措置設定]メニューで消費税率10%適用給与処理月を設定する必要はありません。

※[随時処理]-[仕訳伝票作成]-[旅客運賃消費税経過措置設定]メニューで消費税率10%適用給与処理月を設定していない場合は、弊社の『奉行シリーズ』の会計システムで仕訳伝票を受け入れると、仕訳伝票日付にもとづいて、消費税額が計算されます。

旅客運賃消費税経過措置設定		
入力順序	社員番号順	
社員番号	氏名	消費税率10%適用給与処理月
100000	山田 一朗	2019年 10月分 から
100001	川谷 しげる	2019年 11月分 から
100002	小川 いずみ	2019年 10月分 から
100003	小山 信一	2019年 11月分 から
100004	新井 清雄	2019年 10月分 から
100005	麻田 徳治	2019年 10月分 から
100006	加藤 恭子	2020年 1月分 から
100007	田中 敏夫	2020年 1月分 から
100008	藤川 光男	2019年 10月分 から

※初期値として「2019年10月（令和1年10月）」が表示されます。

消費税率「10%」で計算された仕訳伝票の作成を開始する給与処理月を変更する社員の給与処理月だけ入力します。消費税率「8%」で計算された仕訳伝票を作成する必要がない場合は、「2019年10月（令和1年10月）」のままで問題ありません。

▼例

給与処理月10月に通勤手当を支給する場合

Aさん：2019年9月26日に、2019年10月1日～10月31日の通勤定期券を購入。
→消費税率は「8%」

Bさん：2019年10月1日に、2019年10月1日～10月31日の通勤定期券を購入。
→消費税率は「10%」

上記の場合は、消費税率10%適用給与処理月に、Aさんは11月以後（10月は消費税率「8%」の消費税額で良いため）の月を設定します。

Bさんは、「8%」で計算する必要がないので、当メニューで消費税率10%適用給与処理月を設定する必要はありません（「2019年10月」のままであれば、仕訳伝票日付をもとに10月から「10%」で計算されます）。

※[随時処理]-[労務費データ連動]メニューを使用している場合も、[随時処理]-[仕訳伝票作成]-[旅客運賃消費税経過措置設定]メニューの設定にもとづいて、弊社の『奉行シリーズ』の会計システム側で消費税額が計算されます。

注意

○弊社の『奉行シリーズ』の会計システムで、仕訳伝票または労務費データを受け入れない場合は、[随時処理]-[仕訳伝票作成]-[旅客運賃消費税経過措置設定]メニューを設定する必要はありません。

○給与の支給18および支給18-1以外の支給項目を通勤手当として使用している場合は、[随時処理]-[仕訳伝票作成]-[旅客運賃消費税経過措置設定]メニューの設定は反映されませんので、ご注意ください。

● 食事手当の消費税軽減税率に対応

2019年10月1日より、消費税率が「10%」に引き上げられます。

2019年10月1日以後に支給される食事手当については、その種類に応じて軽減税率の対象となります。

これに伴い、[導入処理]-[給与体系登録]-[勤怠支給控除項目登録]-[勤怠支給控除項目登録]メニューの給与の[支給]ページの課税区分の選択肢に「4：食事手当（軽減）」が追加されます。

仕出し弁当など食事手当に軽減税率（8%）を適用する場合は、「4：食事手当（軽減）」を選択します。

あらかじめ「4：食事手当（軽減）」に変更していても、給与データ入力画面の賃金計算期間の終了日が「2019年10月1日以後」の給与処理月から設定が反映されます。

参 考

[導入処理]-[給与体系登録]-[勤怠支給控除項目登録]-[勤怠支給控除項目登録]メニューの給与の[支給]ページの課税区分に応じて、食事手当の消費税の内税（「3：食事手当」の場合は10%、「4：食事手当（軽減）」の場合は8%）が自動計算されます。

《機能追加》

● 搭載辞書を更新

郵便番号辞書	2019年5月31日時点
銀行支店辞書	2019年6月3日時点
市町村辞書	2019年5月31日時点

給与奉行i10シリーズ 機能アップガイド

Ver.3.17



目次

《改正情報》	
新元号(改元)に対応	2
《機能追加》	
月額変更届と算定基礎届の70歳以上被用者の届出に対応	2
雇用保険の適用事業所番号ごとに事業区分を分けて運用している場合でも、労働保険番号 であわせて集計可能 ＜『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合＞	3
退職社員の源泉徴収票を公開可能 ＜『給与明細電子化クラウド』をお使いの場合＞	4
搭載辞書を更新	4

《改正情報》

● 新元号(改元)に対応

5月以降の給与（賞与）から新元号で表示されるようになります。

○日付の入力では、暦表示が和暦の場合に、元号「明治」～「平成」に新元号が追加されます。

○画面表示や印刷、転送・汎用データ作成では、暦表示が和暦の場合に改元日以後は新元号で出力されます。

○汎用データ受入では、「日付」項目の書式が和暦形式の場合に、改元日以後は新元号の日付で受け入れできます。

※なお、改元日以後に「平成」の日付のままでも受け入れできます。

例) 「平成31年5月」は「新元号1年5月（2019年5月）」として受入

《機能追加》

● 月額変更届と算定基礎届の70歳以上被用者の届出に対応

今までは、月額変更届と算定基礎届の70歳以上被用者の届出には対応していませんでした。今回から、[社会保険]-[月額変更処理]-[月額変更処理]メニューや[社会保険]-[算定基礎処理]-[算定基礎処理]メニューで、月額変更届や算定基礎届における70歳以上被用者の届出に対応しました。

70歳以上被用者がいる場合は、月額変更届や算定基礎届に出力されます。

月	日	通貨による額	現物による額	計	健康保険料	厚生年金料
4	31	462,122	0	462,122	1,367,177	30
5	30	442,933	0	442,933	455,725	45
6	31	462,122	0	462,122	0.470	千円

これに伴い、汎用データに以下の項目が追加されます。

<月額変更データ>

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
備考-70歳以上被用者	IREM016	1	数字	0: 対象外 1: 対象

<育児休業等終了時月額変更データ>

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
備考-70歳以上被用者	IREM016	1	数字	0:対象外 1:対象

<算定基礎データ>

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
備考-70歳以上被用者	IREM016	1	数字	0:対象外 1:対象
備考-70歳以上被用者-算定基礎月1	IREM017	1	数字	整数1桁(5、6の数字)
備考-70歳以上被用者-算定基礎月2	IREM018	1	数字	整数1桁(5、6の数字)

注意

○70歳以上被用者がいる場合は個人番号が出力されますので、取り扱いにはご注意ください。

また、個人番号が登録されていない場合は、[社員情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニューの[社会保険]ページの基礎年金番号が出力されます。

○平成30年3月5日より前の届出様式(旧様式)で月額変更届や算定基礎届を作成する場合は、届出書が分かれているため、今までと同様に70歳以上被用者の届出には対応していません。

◀ 関連メニュー ▶

- ・ [社会保険]-[月額変更処理]-[月額変更処理]メニュー
- ・ [社会保険]-[月額変更処理]-[月額変更一括処理]メニュー
- ・ [社会保険]-[月額変更処理]-[月変予定者確認表]メニュー
- ・ [社会保険]-[月額変更処理]-[育児休業等終了時月額変更処理]-[育児休業等終了時月額変更処理]メニュー(『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合)
- ・ [社会保険]-[月額変更処理]-[育児休業等終了時月額変更処理]-[育児休業等終了時月変対象者確認表]メニュー(『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合)
- ・ [社会保険]-[算定基礎処理]-[算定基礎処理]メニュー
- ・ [社会保険]-[算定基礎処理]-[算定基礎一括処理]メニュー
- ・ [社会保険]-[算定基礎処理]-[年間平均算定基礎処理]メニュー

- 雇用保険の適用事業所番号ごとに事業区分を分けて運用している場合でも、労働保険番号であわせて集計可能

<『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合>

今までは、雇用保険の適用事業所番号ごとに[導入処理]-[運用設定]-[労働保険設定]-[事業区分登録]メニューの[基本設定]ページの事業区分を分けて運用している場合は、[労働保険]メニューの各メニューでは事業区分ごとに集計されていました。

今回から、事業区分が分かれている場合であっても、[導入処理]-[運用設定]-[労働保険設定]-[事業区分登録]メニューの[基本設定]ページの労働保険番号が同じ場合は、合算して集計できるようになりました。

◀ 関連メニュー ▶

- ・ [労働保険]-[労働保険申告資料]-[労働保険申告書資料]メニュー
- ・ [労働保険]-[労働保険申告資料]-[算定基礎賃金集計表]-[算定基礎賃金集計表]メニュー
- ・ [労働保険]-[労働保険申告資料]-[算定基礎賃金集計表]-[算定基礎賃金内訳一覧表]メニュー
- ・ [労働保険]-[労働保険年度更新]メニュー

● 退職社員の源泉徴収票を公開可能

< 『給与明細電子化クラウド』をお使いの場合 >

[給与明細電子化クラウド]-[明細書照会]-[明細書即時公開処理]メニューが追加されました。

今までは、年末調整をしない退職社員の源泉徴収票を公開（アップロード）することはできませんでした。

今回から、[明細書即時公開処理]メニューを実行することで、『給与明細電子化クラウド』に退職社員の源泉徴収票を公開（アップロード）することができるようになりました。

また、すでに当システムをお使いの場合で、後から『給与明細電子化クラウド』を導入した場合に、過去年の給与（賞与）明細書を公開（アップロード）することもできます。

● 搭載辞書を更新

郵便番号辞書	2019年2月28日時点
銀行支店辞書	2019年4月1日時点
市町村辞書	2019年2月28日時点

給与奉行i10シリーズ 機能アップガイド

Ver.3.16



目次

社会保険の電子申請における様式変更に対応	2
雇用保険の電子申請における様式変更に対応 ＜『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合＞	2
搭載辞書を更新	3

● 社会保険の電子申請における様式変更に対応

社会保険の電子申請において、「CSV形式届書総括票」の様式が変更されました。
当システムでも上記の様式変更に対応し、電子申請できるようになりました。

様式変更に伴い、電子申請の際に「社労士コード」が使用されなくなりました（「社労士登録番号」だけを使用します）。

これに伴い、[導入処理]-[電子申請情報登録]-[申請者／連絡先登録]メニューの[基本設定]ページの「社労士コード」がなくなりました。

関連メニュー

- ・ [給与賞与]-[賞与処理]-[賞与支払届]メニュー
- ・ [社会保険]-[月額変更処理]-[月額変更処理]メニュー
- ・ [社会保険]-[月額変更処理]-[月額変更一括処理]メニュー
- ・ [社会保険]-[算定基礎処理]-[算定基礎処理]メニュー
- ・ [社会保険]-[算定基礎処理]-[算定基礎一括処理]メニュー
- ・ [社会保険]-[資格取得／喪失届]-[資格取得届]メニュー（『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合）
- ・ [社会保険]-[資格取得／喪失届]-[資格喪失届]メニュー（『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合）

● 雇用保険の電子申請における様式変更に対応 ＜『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合＞

雇用保険資格取得届と雇用保険資格喪失届の電子申請において、様式が変更されました。

在留資格コードに、「46：特定活動（農業）」「47：特定活動（日系四世）」が追加されました。

上記については、平成31年4月1日から変更されます。平成31年3月31日までに電子申請する場合は、追加された在留資格コードを選択しないでください。

一部の公共職業安定所名が変更されました。

変更前	変更後
福島県,平公共職業安定所	福島県,いわき公共職業安定所
福島県,平公共職業安定所磐城出張所	福島県,いわき公共職業安定所小名浜出張所
福島県,平公共職業安定所勿来出張所	福島県,いわき公共職業安定所勿来出張所

上記については、平成31年4月1日から変更されます。

資格喪失届の離職証明書の離職理由に「3-(1)採用又は定年後の再雇用時等にあらかじめ定められた雇用期限到来による離職」または「3-(2)労働契約期間満了による離職」を選択した場合に、以下の項目が追加されました。

「3-(1)採用又は定年後の再雇用時等にあらかじめ定められた雇用期限到来による離職」の場合

短縮した上限到来による離職

（当初の契約締結後に契約期間や更新回数の上限を短縮し、その上限到来による離職に該当するかを設定します。）

上限到来による離職

（当初の契約締結後に契約期間や更新回数の上限を設け、その上限到来による離職に該当するかを設定します。）

再雇用時に定めた期限到来による離職

（定年後の再雇用時にあらかじめ定められた雇用期限到来による離職に該当するかを設定します。）

通算契約期間上限到来による離職

（通算契約期間の上限が定められ、この上限到来による離職に該当するかを設定します。）

雇止め法理の法定化以前の定め

（通算期間の上限が平成24年8月10日前から定められていたかを設定します。）

「3-(2)労働契約期間満了による離職」の場合

不更新条項の追加

（当初の契約締結後に不更新条項の追加があるかを設定します。）

当システムでも上記の様式変更に対応し、電子申請できるようになりました。

関連メニュー

- ・ [労働保険]-[資格取得／喪失届]-[雇用保険資格取得届]メニュー
- ・ [労働保険]-[資格取得／喪失届]-[雇用保険資格喪失届]メニュー

● 搭載辞書の更新

郵便番号辞書	2019年1月31日時点
銀行支店辞書	2019年2月6日時点
市町村辞書	2019年1月31日時点

給与奉行i10シリーズ 機能アップガイド

Ver.3.15



目次

改正情報	
配偶者控除および配偶者特別控除の控除額の改正に対応	2
源泉徴収票の新しい様式に対応	5
源泉徴収簿の奉行サプライが追加	6
配偶者控除等申告書データをダウンロード可能 ＜『年末調整申告書クラウド』をお使いの場合＞	7
国民の祝日に関する法律の一部改正に対応	7
機能追加	
社会保険の磁気媒体での届出について、旧様式で作成可能	8
賞与支払届の70歳以上被用者の届出に対応	8
アップロード時にエラーになった場合の通知機能を追加 ＜『給与明細電子化クラウド』をお使いの場合＞	9
搭載辞書を更新	9

改正情報

● 配偶者控除および配偶者特別控除の控除額の改正に対応

平成30年の年末調整で、「配偶者控除」および「配偶者特別控除」の控除額が、以下のように変更されます。

【配偶者控除額および配偶者特別控除額の一覧表】

		給与所得者の合計所得金額 (給与所得だけの場合の給与所得者の給与等の収入金額)		
		900万円以下 (1,120万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,120万円超 1,170万円以下)	900万円超 1,000万円以下 (1,170万円超 1,220万円以下)
配偶者控除	配偶者の合計所得 38万円以下 <small>(給与所得だけの場合の配偶者の 給与等の収入金額は103万円以下)</small>	38万円	26万円	13万円
	老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円
配偶者特別控除 (給与所得だけの場合の配偶者の給与等の収入金額)	配偶者の合計所得金額 38万円超 85万円以下 <small>(103万円超 ~ 150万円以下)</small>	38万円	26万円	13万円
	85万円超 90万円以下 <small>(150万円超 ~ 155万円以下)</small>	36万円	24万円	12万円
	90万円超 95万円以下 <small>(155万円超 ~ 160万円以下)</small>	31万円	21万円	11万円
	95万円超 100万円以下 <small>(160万円超 ~ 166万7,999円以下)</small>	26万円	18万円	9万円
	100万円超 105万円以下 <small>(166万7,999円超 ~ 175万1,999円以下)</small>	21万円	14万円	7万円
	105万円超 110万円以下 <small>(175万1,999円超 ~ 183万1,999円以下)</small>	16万円	11万円	6万円
	110万円超 115万円以下 <small>(183万1,999円超 ~ 190万3,999円以下)</small>	11万円	8万円	4万円
	115万円超 120万円以下 <small>(190万3,999円超 ~ 197万1,999円以下)</small>	6万円	4万円	2万円
	120万円超 123万円以下 <small>(197万1,999円超 ~ 201万5,999円以下)</small>	3万円	2万円	1万円
	123万円超 <small>(201万5,999円超)</small>	0円	0円	0円

以下の場合、配偶者控除および配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

- ・社員の合計所得金額の見積額が1,000万円（給与所得だけの場合は給与の収入金額が1,220万円）を超える場合
- ・配偶者の合計所得金額の見積額が123万円（給与所得だけの場合は給与の収入金額が2,015,999円）を超える場合

これに伴い、当システムでは以下のように変更されました。

[年末調整処理]メニューの変更点

【[所得控除等]ページに入力項目が追加】

[所得控除等]ページに、【配偶者控除等情報】が追加されました。

本人と配偶者の合計所得見積額を入力すると、配偶者控除額または配偶者特別控除額が自動計算されます。

【[税額控除]ページが追加】

[税額控除]ページが追加されました。

今まで[所得控除等]ページにあった【税額控除情報】の入力欄が、[税額控除]ページに移動しました。

処理年が平成29年以前であっても、【税額控除情報】は[税額控除]ページに表示されます。

【配偶者の扶養区分と配偶者区分を[社員情報登録]メニューと同様に表示】

[家族・所得税]ページの配偶者の扶養区分と配偶者区分の選択肢が、[社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページと同様の選択肢（「0：控除対象外」「1：源泉控除配偶」）に変更されました。

年末調整の配偶者控除額または配偶者特別控除額の計算には影響ありません。

その他の変更点

【年末調整に関する項目名が変更】

今まで、年末調整一覧表や源泉徴収簿兼賃金台帳などの管理資料では、配偶者控除額は「配偶扶養基礎控除額」に、配偶者特別控除額は「配偶者特別控除額」に集計されていました。

今回から、配偶者控除額と配偶者特別控除額は「配偶者（特別）控除額」に集計されます。

また、「配偶扶養基礎控除額」の項目名は、「扶養基礎控除額」に変更されます。

区 分	金 額	税 額
給料・手当等	4,303,617	56,340
賞 与 等	821,500	42,687
中途調整収入	0	0
計	5,125,117	99,027
<給与所得控除額>	3,550,200	配偶者合計所得
社会保 険料等	給付控除分 768,093	1,200,000
控除額	申告控除分 0	旧長期損害保険料
生命保険料控除額	小規模共済掛金 0	0
地震保険料控除額	50,000	小規模共済掛金
配偶者（特別）控除額	15,000	0
扶養基礎控除額	60,000	国民年金保険料
<所得控除合計額>	2,220,000	0
<課税給与所得>	3,113,093	
< 繰引給与所得 >	446,000	
< 算出所得税額 >		22,300
住宅借入金等控除額		0
< 年課所得税額 >		22,300
<年 課 年 税 額>		22,700
< 繰引過不足額 >		-76,327
超過額	給与徴収税額に充当する金額	6,300
の精算	未徴収税額に充当する金額	0
うち	差引還付する金額	70,027
不足額	同上の 本年中に還付する金額	70,027
の精算	うち 翌年に還付する金額	0
	不足額 本年最後の給与から徴収する金額	0
	の精算 翌年に繰り越して徴収する金額	0

[年末調整処理]画面の[人的控除額内訳表示]画面からも、配偶者控除欄はなくなります。

【汎用データの年末調整データに項目が追加・変更】

汎用データの年末調整データの項目が、以下のように追加・変更されます。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【配偶者控除等情報】				
本人の合計所得見積額	YIIM003	9	数字	
配偶者の合計所得見積額	YIIM001	9	数字	項目の名称変更 （「配偶者合計所得」から「配偶者の合計所得見積額」へ変更）
老人控除対象配偶者	YIIM004	1	数字	0：対象外 1：対象
配偶者控除額	YIIM005	9	数字	
【家族情報】				
扶養区分	EFMM020	1	数字	0：控除対象外 1：源泉控除配偶
【所得税情報】				
配偶者区分	ESUP015	1	数字	0：控除対象外 1：源泉控除配偶
【計算結果情報】				
配偶者（特別）控除額	—	—	—	項目の名称変更 （「配偶者特別控除額」から「配偶者（特別）控除額」へ変更） 受入不可
扶養基礎控除額	YCR1009	—	—	項目の名称変更 （「配偶扶養基礎控除額」から「扶養基礎控除額」へ変更）

【個人番号一括入力で集計される配偶者の条件を変更】

平成30年に新設された「給与所得者の配偶者控除等申告書」には、配偶者控除または配偶者特別控除の適用を受ける配偶者の個人番号が必要になります。

これに伴い、今まで[社員情報]-[個人番号処理]-[個人番号一括入力]メニューでは源泉控除対象配偶者または健康保険の扶養となる配偶者が集計されていましたが、今回からすべての配偶者（[社員情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページの配偶者の有無が「1：配偶者あり」の場合）が集計されるようになりました。

今まで個人番号が必要なかった配偶者の個人番号も登録できます。

関連メニュー

- ・ [社員情報]-[個人番号処理]-[個人番号一括入力]メニュー
- ・ [年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整処理]メニュー
- ・ [年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整一括処理]メニュー
- ・ [年末調整]-[源泉徴収簿]メニューの各メニュー
- ・ [年末調整]-[源泉徴収簿兼賃金台帳]メニュー
- ・ [年末調整]-[年末調整一覧表]メニューの各メニュー
- ・ [随時処理]-[汎用データ作成]-[年末調整データ作成]-[年末調整データ作成]メニュー
- ・ [随時処理]-[汎用データ受入]-[年末調整データ受入]-[年末調整データ受入]メニュー
- ・ [随時処理]-[奉行連動データ作成]-[給与奉行 法定調書奉行データ作成]メニュー
- ・ [随時処理]-[奉行連動データ受入]-[法定調書奉行 給与奉行データ受入]メニュー

● 源泉徴収票の新しい様式に対応

平成30年分以後の給与所得の源泉徴収票については、配偶者控除および配偶者特別控除の見直しにより、項目名・記載内容が変更されました。

これに伴い、当システムの[年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票]メニューの様式が、以下のように変更されました。

これに伴い、奉行サブライ[6109]単票源泉徴収票および[6009]源泉徴収票も変更されました。平成30年分の源泉徴収票を印刷する場合は、新しい様式に対応した奉行サブライに印刷してください。

【[5166]単票源泉徴収簿（縦型）】

印刷する奉行サプライにあわせて、[源泉徴収簿 - 印刷条件設定]画面の[基本設定]ページで、用紙種類を選択してください。

今までの旧様式の奉行サプライ（[5162]源泉徴収簿（横型）、[4161]源泉徴収簿（縦型）、[4061]源泉徴収簿、[5104]源泉徴収簿（横型）、[4104]源泉徴収簿（縦型）、[1695]源泉徴収簿）に印刷することもできます。

平成30年分を旧様式の奉行サプライに印刷した場合は、項目名が以下のように印字されます。

課税区分	甲欄	年末調整方法	単独年調
扶養	一般障害者	控除対象扶養親族	一般扶養親族
	特別障害者	特定扶養親族	2
本人	一般寡婦	老人扶養親族	同居老親等
	特別寡婦	同居老親等	1
配偶者	寡妻・寡夫	控除対象扶養親族	
	勤労学生	控除対象扶養親族	
配偶者控除対象配偶者	一般配偶者	一般障害者	
	老人配偶者	特別障害者	
源泉控除対象配偶者	源泉控除対象配偶者	同居特別障害者	
区分	金額	税額	
給料・手当等	4,303,617	56,340	
賞与	821,500	42,687	
中途調整収入			
計	5,125,117	99,027	
給与所得控除後の給与等の金額	3,559,200		配偶者の合計所得金額 (980,000 円) 長期間障害保険料支払額 (円) 小規模企業共済等掛金の 金額 (円) 国民年金保険料等の金額 (円)
社会保険料等 給与等からの控除分 申告による社会保険料の控除分	788,093		
控除額 申告による小規模企業共済等掛金の控除分			
生命保険料の控除額			
地震保険料の控除額			
配偶者(特別)控除額	260,000		
配偶者(特別)控除額	2,220,000		
所得控除額の合計額	3,248,093		

- 配偶者控除等申告書データをダウンロード可能
 <『年末調整申告書クラウド』をお使いの場合>

『年末調整申告書クラウド』で提出された平成30年の年末調整申告書データ（平成30年から改正された「配偶者控除等申告書」含む）を、[年末調整]-[年末調整申告書クラウド連携]-[年末調整申告書クラウドデータダウンロード]メニューからダウンロードできるようになりました。

- 国民の祝日に関する法律の一部改正に対応

天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成29年法律第63号）附則第10条により、国民の祝日に関する法律が一部改正され、平成31年（2019年）以降、12月23日は平日になります。
 当システムでは、[随時処理]-[年次更新]メニューで平成31年（2019年）に年次更新すると、12月23日は平日になります。

● 社会保険の磁気媒体での届出について、旧様式で作成可能

Ver.3.13で「平成30年3月 日本年金機構の届出様式」の変更に対応し、新様式での提出が可能になりました。しかし、新様式に対応していない健康保険組合があるため、今回から、社会保険の磁気媒体届書データを、平成30年3月5日より前の届出様式（旧様式）でも作成できるようになりました。磁気媒体届書データを旧様式で作成する場合は、各条件設定画面で「旧様式の仕様で作成する」にチェックを付けます。

提出元が社会保険労務士の場合は、「社労士コード」は各条件設定画面の[提出先設定]ページで設定します。



上図は、[給与賞与]-[賞与処理]-[賞与支払届]メニューの画面です。

関連メニュー

- ・ [給与賞与]-[賞与処理]-[賞与支払届]メニュー
- ・ [社会保険]-[月額変更処理]-[月額変更処理]メニュー
- ・ [社会保険]-[月額変更処理]-[月額変更一括処理]メニュー
- ・ [社会保険]-[算定基礎処理]-[算定基礎処理]メニュー
- ・ [社会保険]-[算定基礎処理]-[算定基礎一括処理]メニュー
- ・ [社会保険]-[資格取得/喪失届]-[資格取得届]メニュー（『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合）
- ・ [社会保険]-[資格取得/喪失届]-[資格喪失届]メニュー（『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合）

● 賞与支払届の70歳以上被用者の届出に対応

今までは、社会保険の70歳以上被用者の届出には対応していませんでした。

今回から、[給与賞与]-[賞与処理]-[賞与支払届]メニューで賞与支払届における70歳以上被用者の届出に対応しました。

70歳以上被用者がいる場合は、賞与支払届に出力されます。

健康保険番号	被用者氏名	通算による額	異動による額	賞与額(合計)	備考
1357	岡井 英治	870,450	0	870千円	70歳以上被用者
12354	小川 英明	779,500	0	779千円	
27333	藤川 光男	429,340	0	429千円	
45111	松田 純子	365,250	0	365千円	

注意

70歳以上被用者がいる場合は個人番号が出力されますので、取り扱いにはご注意ください。

また、個人番号が登録されていない場合は、[社員情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニューの[社会保険]ページの基礎年金番号が出力されます。

平成30年3月5日より前の届出様式（旧様式）で賞与支払届を作成する場合は、届出書が分かれているため、今までと同様に70歳以上被用者の届出には対応していません。

以下のメニューは、70歳以上被用者の届出には対応していません。

- ・ [社会保険]-[月額変更処理]-[月額変更処理]メニュー
- ・ [社会保険]-[算定基礎処理]-[算定基礎処理]メニュー
- ・ [社会保険]-[資格取得／喪失届]-[資格取得届]メニュー（『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合）
- ・ [社会保険]-[資格取得／喪失届]-[資格喪失届]メニュー（『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合）

● **アップロード時にエラーになった場合の通知機能を追加**
＜『給与明細電子化クラウド』をお使いの場合＞

支給明細書や源泉徴収票をクラウド上にアップロードする際にエラーになった場合に、メールなどで管理者へ通知する機能が追加されました。これにより、問題があった場合にいち早く対応することができます。

通知機能を使用する場合は、[導入処理]-[運用設定]-[給与明細電子化クラウド運用設定]メニューで[通知設定]を押し、通知方法や通知先を設定します。

● **搭載辞書の更新**

郵便番号辞書	平成30年8月31日時点
銀行支店辞書	平成30年9月5日時点
市町村辞書	平成30年8月31日時点

給与奉行i10シリーズ

機能アップガイド

Ver.3.14 / Ver.3.13



● 平成30年3月 日本年金機構の届出様式の変更に対応

日本年金機構の届出様式の変更に対応しました。

今回のプログラムから、変更後の磁気媒体届書データや電子申請データが作成されます。

また、新しく以下の弊社奉行サプライが追加されます。

月額変更届（[5163]単票被保険者月額変更届、[5063]被保険者月額変更届）

算定基礎届（[5164]単票被保険者算定基礎届、[5064]被保険者算定基礎届）

賞与支払届（[5165]単票被保険者賞与支払届、[5065]被保険者賞与支払届）

新しい奉行サプライのご購入は、以下のサイトをご参照ください。

<https://www.obcnet.jp/sup/>

旧様式の届出用紙で年金事務所に提出しても、受理していただけます。

関連メニュー

- ・ [給与賞与]-[賞与処理]-[賞与支払届]メニュー
- ・ [社会保険]-[月額変更処理]-[月額変更処理]メニュー
- ・ [社会保険]-[月額変更処理]-[月額変更一括処理]メニュー
- ・ [社会保険]-[月額変更処理]-[育児休業等終了時月額変更処理]-[育児休業等終了時月額変更処理]メニュー（届出はできません。）（『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合）
- ・ [社会保険]-[算定基礎処理]-[算定基礎処理]メニュー
- ・ [社会保険]-[算定基礎処理]-[算定基礎一括処理]メニュー
- ・ [社会保険]-[資格取得／喪失届]-[資格取得届]メニュー（『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合）
- ・ [社会保険]-[資格取得／喪失届]-[資格喪失届]メニュー（『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合）

これに伴い、[社員情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニューの[社会保険]ページの資格喪失原因（健康保険・厚生年金保険・厚生年金基金）の選択肢「4：その他」の名称が「4：退職等」に変更されます。

また、汎用データに以下の項目が追加・変更されます。

<社員情報データ>

項目名	備考
【社会保険情報】	
資格喪失原因 (健康保険・厚生年金保険・厚生年金基金)	選択肢の名称変更 「4：その他」から「4：退職等」へ変更

<月額変更データ>

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
遡及支払月	IREM009	2	数字	
備考-二以上勤務	IREM010	1	数字	0：対象外 1：対象
備考-昇給・降給の理由	IREM011	75	文字	
備考-健康保険のみ月額変更	IREM012	1	数字	0：対象外 1：対象

「備考詳細」の項目名が「備考-その他」に変更されました。

<育児休業等終了時月額変更データ>

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
遡及支払月	IREM009	2	数字	
備考-二以上勤務	IREM010	1	数字	0：対象外 1：対象

「備考詳細」の項目名が「備考-その他」に変更されました。

<算定基礎データ>

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
遡及支払月	IREM009	2	数字	
備考-二以上勤務	IREM010	1	数字	0:対象外 1:対象
備考-月額変更予定	IREM013	1	数字	0:対象外 1:対象
備考-途中入社	IREM014	1	数字	0:対象外 1:対象
備考-年間平均	IREM015	1	数字	0:対象外 1:対象

「備考詳細」の項目名が「備考-その他」に変更されました。

機能追加

● 各種サービスの名称が変更

<『OBCマイナンバーサービス』『労務管理サービス』『給与明細電子化サービス』『年末調整申告書サービス』をお使いの場合>

「OMSS+ 業務サービス」の各サービスの名称について、以下のように業務プロセスプラットフォーム「奉行クラウドEdge」の名称に変更されます。

変更前	変更後
OMSS+ OBCマイナンバーサービス	奉行Edge マイナンバークラウド
OMSS+ 労務管理サービス	奉行Edge 労務管理クラウド
OMSS+ 給与明細電子化サービス	奉行Edge 給与明細電子化クラウド
OMSS+ 年末調整申告書サービス	奉行Edge 年末調整申告書クラウド

なお、名称が変更されても、そのままお使いいただけます。

特別な作業（連携設定のやり直しなど）は必要ありません。（メニュー名だけ変更されています。）

変更前	変更後
[導入処理]-[運用設定]-[OBCマイナンバーサービス運用設定]メニュー	[導入処理]-[運用設定]-[マイナンバークラウド運用設定]メニュー
[社員情報]-[個人番号処理]-[OBCマイナンバーサービス利用者設定]メニュー	[社員情報]-[個人番号処理]-[マイナンバークラウド利用者設定]メニュー
[社員情報]-[個人番号処理]-[OBCマイナンバーサービス連携]メニュー	[社員情報]-[個人番号処理]-[マイナンバークラウド連携]メニュー
[導入処理]-[運用設定]-[労務管理サービス運用設定]メニュー	[導入処理]-[運用設定]-[労務管理クラウド運用設定]メニュー
[社員情報]-[労務管理サービス連携]-[労務管理サービス社員情報設定]メニュー	[社員情報]-[労務管理クラウド連携]-[労務管理クラウド社員情報設定]メニュー
[導入処理]-[運用設定]-[給与明細電子化サービス運用設定]メニュー	[導入処理]-[運用設定]-[給与明細電子化クラウド運用設定]メニュー
[導入処理]-[運用設定]-[年末調整申告書サービス連携設定]メニュー	[導入処理]-[運用設定]-[年末調整申告書クラウド連携設定]メニュー
[年末調整]-[年末調整申告書サービス連携]-[年末調整申告書サービス利用者設定]メニュー	[年末調整]-[年末調整申告書クラウド連携]-[年末調整申告書クラウド利用者設定]メニュー
[年末調整]-[年末調整申告書サービス連携]-[年末調整申告書サービスデータダウンロード]メニュー	[年末調整]-[年末調整申告書クラウド連携]-[年末調整申告書クラウドデータダウンロード]メニュー

● **異動日付で範囲を指定し、労務手続データをダウンロード可能**
＜『労務管理クラウド』をお使いの場合＞

今までは、[社員情報]-[労務管理クラウド連携]-[労務手続データダウンロード]メニューで労務手続データをダウンロードする際は、手続きに必要な情報が社員から提出された提出日付だけで範囲を指定していました。

今回から、異動日付でも範囲を指定できるようになりました。入社年月日や新しい住所に変わった日など、異動した日を指定して労務手続データをダウンロードできます。

これに伴い、その他の条件も設定しやすいように、条件設定画面の文言や並び順が変更されました。

● **搭載辞書の更新**

郵便番号辞書 平成30年 3月30日時点

銀行支店辞書 平成30年 4月 2日時点

市町村辞書 平成30年 1月31日時点

今回のプログラムには、平成30年3月26日に公開された更新プログラムの内容も含まれています。

- ・雇用保険の資格喪失届の離職理由の追加対応（『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合）
- ・雇用保険の資格取得届／資格喪失届の在留資格の追加および提出先の変更対応（『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合）
- ・平成30年中中退職社員の源泉徴収表の出力対応

給与奉行i10シリーズ 機能アップガイド

Ver.3.11



<<改正情報>>	
平成30年分以降の配偶者の扶養親族等の数の算定方法の変更に対応	2
<<機能追加>>	
奉行連動データ作成の作成形式を変更	3
『労務管理サービス』との連携に対応 <『労務管理サービス』をお使いの場合>	4
『給与明細電子化サービス』で源泉徴収票の配信・照会に対応 <『給与明細電子化サービス』をお使いの場合>	4
『年末調整申告書サービス』と連携する項目に死亡年月日が追加 <『年末調整申告書サービス』をお使いの場合>	5
搭載辞書を更新	5

注意

機能アップによって新しく追加されたメニューが画面に表示されない場合は、[権限管理]メニューで利用者ごとにメニュー権限を設定してください。

<<改正情報>>

● 平成30年分以降の配偶者の扶養親族等の数の算定方法の変更に対応

平成29年度の税制改正により、配偶者控除及び配偶者特別控除の取扱いが変更されました。

これに伴い、平成30年1月以降の給与等の支払における配偶者の扶養親族等の数の算定方法が変更されています。

平成30年1月以降の給与等の支払で扶養親族等の数を算定するにあたり、配偶者が「源泉控除対象配偶者に該当する場合は、扶養親族等の数に1人を加えて計算することとされました。

また、「同一生計配偶者が障害者に該当する場合は、扶養親族等の数に1人を加えて計算することとされました。

※ 配偶者の扶養親族等の数の算定方法は変更されますが、「給与所得の源泉徴収税額表」自体は、平成29年分から変更はありません（税額は改正されていません）。

当システムでは、平成30年より[社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページの【家族情報】欄の配偶者の扶養区分と、【扶養人数情報】の配偶者区分の選択肢が以下のように変わります。

基本		家族・所得税		中途・市町村	
【家族情報】					
No.	フリガナ	性別	生年月日	配偶者の有無	配偶者あり
	氏名	続柄	同居区分	扶養区分	居住者区分
配偶者	エリ	1 女性	1966年 5月 3日	年 月 日	0 居住者
	洋子	01 妻	1 同居	1 源泉控除配偶	0 対象外
1	ヒロキ	0 男性	1966年 6月 30日	年 月 日	0 居住者
	洋典	01 子	1 同居	1 一般扶養	0 対象外
2	ツカサ	0 男性	1988年 1月 11日	年 月 日	0 居住者
	伸介	01 子	1 同居	2 特定扶養	0 対象外
3	村中ツシ	1 女性	1931年 3月 29日	年 月 日	0 居住者
	大原とし	03 母	1 同居	4 老親等	0 対象外
4		0 男性	年 月 日	年 月 日	0 居住者
	00	0 対象外	0 対象外	0 控除対象外	0 対象外
【本人区分情報】					
養育(未)区分	0	対象外			
障害者区分	0	対象外			
勤労学生区分	0	対象外			
未成年者区分	0	対象外			
就業者区分	0	対象外			
外国人区分	0	対象外			
居住者区分	0	居住者			
【扶養人数情報】					
配偶者区分	1	源泉控除配偶			
一般扶養親族	1名	一般障害者	0名		
特定扶養親族	1名	特別障害者	0名		

<平成29年>

【家族情報】 配偶者の扶養区分 および
【扶養人数情報】 配偶者区分

「0: 控除対象外」
「1: 一般配偶」
「2: 老人配偶」



<平成30年>

【家族情報】 配偶者の扶養区分 および
【扶養人数情報】 配偶者区分

「0: 控除対象外」
「1: 源泉控除配偶」

また、汎用データの社員情報データに、平成30年以降用の配偶者の扶養区分の受入記号が追加されます。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【家族情報】				
配偶者				
扶養区分	EFMM020	1	数字	0：控除対象外 1：源泉控除配偶
【扶養人数情報】				
配偶者区分	ESUP015	1	数字	0：控除対象外 1：源泉控除配偶

※平成29年以前の場合は、配偶者の扶養区分の受入記号に変更ありません。
平成30年に年度更新を実行すると、[随時処理]-[汎用データ受入]-[社員情報データ受入]-[社員情報データ受入]メニューで平成29年以前の配偶者の扶養区分を受け入れることはできません。

注意

今回のプログラムでは、平成30年分の年末調整における「配偶者控除および配偶者特別控除の控除額の改正」には対応しておりません。したがって、平成30年に年次更新を実行した後で、平成30年中の退職者の年末調整計算を行うことはできません。

◀ 関連メニュー ▶

- ・ [社員情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニュー
- ・ [社員情報]-[社員情報登録]-[社員情報一括登録]メニュー
- ・ [随時処理]-[汎用データ作成]-[社員情報データ作成]-[社員情報データ作成]メニュー
- ・ [随時処理]-[汎用データ受入]-[社員情報データ受入]-[社員情報データ受入]メニュー

◀機能追加▶

● 奉行連動データ作成の作成形式を変更

[随時処理]-[奉行連動データ作成]-[給与奉行→法定調書奉行データ作成]メニューおよび [随時処理]-[奉行連動データ作成]-[給与奉行→人事奉行データ作成]メニューで作成する連動データの作成形式が、「Shift-JIS」形式から「Unicode (UTF-8)」形式に変更されました。

これに伴い、Ver.3.11で作成した連動データは、Ver.3.10以前のプログラムで受け入れられなくなりました。Ver.3.11で作成した連動データ受け入れる場合は、『人事奉行』または『法定調書奉行』もVer.3.11をセットアップしてから、連動データ受入を行ってください。

※Ver.3.10以前のプログラムで作成した連動データについては、Ver.3.11のプログラムで受け入れることは可能です。

<< 関連メニュー >>

- ・ [随時処理]-[奉行連動データ作成]-[給与奉行-法定調書奉行データ作成]メニュー
- ・ [随時処理]-[奉行連動データ作成]-[給与奉行-人事奉行データ作成]メニュー
- ・ [随時処理]-[奉行連動データ受入]-[法定調書奉行-給与奉行データ受入]メニュー
- ・ [随時処理]-[奉行連動データ受入]-[人事奉行-給与奉行データ受入]メニュー

● 『労務管理サービス』との連携に対応

< 『労務管理サービス』をお使いの場合 >

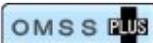
『労務管理サービス』とは、専門知識がなくても社会保険や雇用保険の手続きで必要になる書類を簡単に作成・電子申請できるサービスです。社員からの扶養親族の追加や住所の変更などの手続き（労務手続データ）をもとに、各種届出を電子申請することができます。このサービスと当システムを連携して使うことで、『労務管理サービス』の労務手続データをもとに、当システムの社員情報を更新することができます。また、『労務管理サービス』では新入社員をメールで招待して入社に関する手続きを行い、当システムに受け入れて社員情報に社員を追加することができます。

注 意

「OMSS」および「OMSS+」の契約期間が終了した時点で、『労務管理サービス』と接続できなくなりますので、ご注意ください。

参 考

操作説明（ヘルプ）では、「OMSS+」の業務サービスで提供する機能を、以下のように記載しています。

 または『OMSS+』

<< 関連メニュー >>

- ・ [導入処理]-[運用設定]-[労務管理サービス運用設定]メニュー
- ・ [社員情報]-[労務管理サービス連携]-[労務管理サービス社員情報設定]メニュー
- ・ [社員情報]-[労務管理サービス連携]-[労務手続データダウンロード]メニュー

※あわせて『OBCマイナンバーサービス』と『年末調整申告書サービス』をお使いの場合は、[導入処理]-[運用設定]-[年末調整申告書サービス連携設定]メニューと[導入処理]-[運用設定]-[OBCマイナンバーサービス運用設定]メニューの並び順が変わります。

● 『給与明細電子化サービス』で源泉徴収票の配信・照会に対応

< 『給与明細電子化サービス』をお使いの場合 >

『給与明細電子化サービス』で、源泉徴収票のWeb照会・配信に対応しました。あらかじめ設定した公開日時を過ぎると、社員がクラウド上にある自身の源泉徴収票を照会したり、社員のメールアドレスに源泉徴収票PDFを配信できます。

※あらかじめ、[社員情報登録]メニューの[明細書]ページで、源泉徴収票をWeb照会するのか、メール配信するのかを設定します。

また、汎用データの社員情報データに、源泉徴収票 Web照会の受入記号が追加されます。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
源泉徴収票 - Web照会	ESLD014	1	数字	0:しない 1:する

<< 関連メニュー >>

- ・ [給与明細電子化サービス]-[明細書照会]-[明細書照会設定]-[源泉徴収票照会設定]メニュー
- ・ [給与明細電子化サービス]-[明細書配信]-[明細書作成処理]-[源泉徴収票作成処理]メニュー
- ・ [随時処理]-[汎用データ作成]-[社員情報データ作成]-[社員情報データ作成]メニュー
- ・ [随時処理]-[汎用データ受入]-[社員情報データ受入]-[社員情報データ受入]メニュー

- 『年末調整申告書サービス』と連携する項目に死亡年月日が追加
< 『年末調整申告書サービス』をお使いの場合 >

[年末調整]-[年末調整申告書サービス連携]-[年末調整申告書サービス利用者設定]メニューで『年末調整申告書サービス』に連携する項目として、「死亡年月日」が追加されました。これに伴い、年の途中で扶養親族が死亡した場合に、翌年用の扶養控除等異動申告書に死亡した扶養親族が含まれなくなります。

※[年末調整申告書サービス利用者設定 - 条件設定]画面の[基本設定]ページで、「利用者情報の更新」を選択して家族情報を更新すると、死亡年月日も更新されます。

- 搭載辞書の更新

郵便番号辞書	平成29年9月29日時点
銀行支店辞書	平成29年10月4日時点
市町村辞書	平成28年10月10日時点

給与奉行i10シリーズ 機能アップガイド

Ver.3.10



目次

改正情報	
電子申請における「平成29年度労働保険年度更新申告」の様式バージョン等の変更に対応 ＜『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合＞	2
機能追加	
搭載辞書を更新	2

改正情報

- 電子申請における「平成29年度労働保険年度更新申告」の様式バージョン等の変更に対応
＜『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合＞

電子申請における「平成29年度労働保険年度更新申告」の様式バージョン等が変更されました。
これに伴い、当システムについても上記の変更に対応して電子申請できるようになりました。

機能追加

- 搭載辞書を更新

郵便番号辞書	平成29年3月31日時点
銀行支店辞書	平成29年4月5日時点
市町村辞書	平成28年10月10日時点

給与奉行i10シリーズ 機能アップガイド

Ver.3.09



目次

※  マークは、おすすめする機能アップ内容や、注目していただきたい変更内容になります。

《改正情報》	
特別徴収税額通知データのフォーマット変更に対応	2
《機能追加》	
 離婚した場合など、過去の源泉徴収票に当時の扶養家族の個人番号を出力可能	2
『OMSS+ 給与明細電子化サービス』に対応 ＜『給与明細電子化サービス』をお使いの場合＞	3
既存の利用者情報との関連付けの際の設定状況の表示を改善 ＜『OBCマイナンバーサービス』をお使いの場合＞ ＜『年末調整申告書サービス』をお使いの場合＞	3
別データ領域と関連付いている利用者情報を一括で解除可能 ＜『OBCマイナンバーサービス』をお使いの場合＞ ＜『年末調整申告書サービス』をお使いの場合＞	4
『OBCマイナンバーサービス』と連携する項目に居住者区分が追加 ＜『OBCマイナンバーサービス』をお使いの場合＞	4
法人番号に13桁未満の番号も入力可能	4
搭載辞書を更新	4

注意

機能アップによって新しく追加されたメニューが画面に表示されない場合は、[権限管理]メニューで利用者ごとにメニュー権限を設定してください。

《改正情報》

● 特別徴収税額通知データのフォーマット変更に対応

平成29年1月1日以降、特別徴収税額通知書の処分通知等（税額通知）データのフォーマットが変更されました。

当システムでは、[社員情報]-[社員情報更新]-[住民税改定]-[特別徴収税額通知データ受入]メニューでフォーマット変更後の上記データを受け入れられるようになりました。

《機能追加》



● 離婚した場合など、過去の源泉徴収票に当時の扶養家族の個人番号を出力可能

今までは、離婚に伴って社員情報から家族情報を削除すると個人番号データも削除されるため、離婚前の年末調整時の源泉徴収票に当時の扶養家族の個人番号を出力することはできませんでした。

今回から、[社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページで **配偶者削除** や **行削除** を押して過去の年末調整に含まれていた扶養家族を削除しても、個人番号は削除されません。したがって、当時の源泉徴収票に個人番号を出力できるようになりました。

過去の扶養家族については、[個人番号一括入力 - 条件設定]画面の[基本設定]ページで「過去の扶養家族を含めて入力する」にチェックを付けると確認できます。

※過去の年末調整に含まれていない家族情報を削除した場合は、過去の扶養家族にはなりません。

今までと同様に、個人番号データと共に削除されます。

※『OBCマイナンバーサービス』に接続して運用している場合で、当システムで社員情報から過去の年末調整に含まれていた扶養家族を削除した場合は、『OBCマイナンバーサービス』の利用者の家族情報が過去配偶者情報・過去扶養家族情報に移行します。

また、[社員情報]-[個人番号処理]-[OBCマイナンバーサービス利用者設定]メニューで過去の扶養家族情報を『OBCマイナンバーサービス』の利用者情報に追加や関連付けることができます。

《関連メニュー》

- ・ [社員情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニュー
- ・ [社員情報]-[個人番号処理]-[OBCマイナンバーサービス利用者設定]メニュー
- ・ [社員情報]-[個人番号処理]-[個人番号一括入力]メニュー
- ・ [社員情報]-[個人番号処理]-[OBCマイナンバーサービス連携]-[個人番号アップロード]メニュー
- ・ [社員情報]-[個人番号処理]-[OBCマイナンバーサービス連携]-[個人番号ダウンロード]メニュー
- ・ [随時処理]-[奉行連動データ受入]-[法定調書奉行→給与奉行データ受入]メニュー

● 『OMSS+ 給与明細電子化サービス』に対応
 <『給与明細電子化サービス』をお使いの場合>

『給与明細電子化サービス』とは、あらかじめ設定した公開日時を過ぎると、社員がクラウド上にある自身の給与（賞与）明細書を照会したり、支給日など定期的なスケジュールで社員のメールアドレスに給与（賞与）明細書PDFを配信するサービスです。
 支給明細書を印刷する必要がなくなりますので、毎月の給与処理業務を大幅に削減できます。

参考

『給与明細電子化サービス』の詳細については、以下のサイトをご参照ください。
<http://www.obc.co.jp/click/bugyo-i/meisai/>

注意

『OMSS』および『OMSS+ 給与明細電子化サービス』の契約期間が終了した時点で、
 『給与明細電子化サービス』と接続できなくなりますので、ご注意ください。

参考

操作説明（ヘルプ）では、「OMSS+」の業務サービスで提供する機能を、以下のように記載しています。

OMSS PLUS 給与明細電子化サービス または OMSS PLUS または 『OMSS+』

<< 関連メニュー >>

- ・ [導入処理]-[運用設定]-[給与明細電子化サービス運用設定]メニュー
- ・ [導入処理]-[権限登録]-[PDFパスワード権限登録]メニュー
- ・ [給与明細電子化サービス]メニューの各メニュー

また、汎用データの社員情報データに、以下の項目が追加されます。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
給与明細書 - Web照会	ESLD012	1	数字	0:しない 1:する
賞与明細書 - Web照会	ESLD013	1	数字	0:しない 1:する

● 既存の利用者情報との関連付けの際の設定状況の表示を改善

<『OBCマイナンバーサービス』をお使いの場合>

<『年末調整申告書サービス』をお使いの場合>

今までは、[OBCマイナンバーサービス利用者設定 - 条件設定]画面の[基本設定]ページで設定内容に「既存の利用者情報との関連付け」を選択して画面を表示した場合に、これから関連付ける利用者情報の氏名の右側には何も表示されていませんでした。

今回から、氏名の右側に<未設定>と表示されるように変更されました。

<未設定>と表示されることで、関連付けされていない社員や扶養家族がわかりやすくなります。



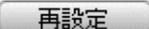
※『年末調整申告書サービス』をお使いの場合は、[年末調整]-[年末調整申告書サービス連携]-[年末調整申告書サービス利用者設定]メニューになります。

- **別データ領域と関連付いている利用者情報を一括で解除可能**

<『OBCマイナンバーサービス』をお使いの場合>

<『年末調整申告書サービス』をお使いの場合>

現在のデータ領域ではなく別データ領域で、『OBCマイナンバーサービス』の利用者情報と関連付けられている社員や扶養家族がいる場合に、一括で関連付けを解除し、再設定できるようになりました。

その場合は、[OBCマイナンバーサービス利用者設定 - 条件設定]画面の[基本設定]ページで設定内容に「既存の利用者情報との関連付け」を選択して画面を表示し、を押します。

別データ領域との関連付けが解除され、現在のデータ領域で利用者情報の関連付けが再設定されます。

※『年末調整申告書サービス』をお使いの場合は、[年末調整]-[年末調整申告書サービス連携]-[年末調整申告書サービス利用者設定]メニューになります。

- **『OBCマイナンバーサービス』と連携する項目に居住者区分が追加**

<『OBCマイナンバーサービス』をお使いの場合>

社員本人や家族が非居住者か否かによって個人番号の保管の必要性が異なるため、『OBCマイナンバーサービス』の利用者情報の項目に、「居住者区分（個人番号保管対象）」が追加されました。

これに伴い、当システムの[社員情報]-[個人番号処理]-[OBCマイナンバーサービス利用者設定]メニューで『OBCマイナンバーサービス』に連携する項目として、「居住者区分（個人番号保管対象）」が追加されました。

※[OBCマイナンバーサービス利用者設定 - 条件設定]画面の[基本設定]ページで設定内容に「利用者情報の更新」を選択し、[詳細設定]ページで「居住者区分」や「家族情報」にチェックを付けると、本人や家族の居住者区分を更新することもできます。

- **法人番号に13桁未満の番号も入力可能**

[導入処理]-[会社情報登録]メニューの[基本]ページで法人番号に13桁未満の番号も入力できるようになりました。

法人の会社で、一部、個人事業主として給与支払されている場合に、源泉徴収票に入力した13桁未満の番号で印字できます。

- **搭載辞書を更新**

郵便番号辞書 平成29年1月31日時点

銀行支店辞書 平成29年2月1日時点

市町村辞書 平成28年10月10日時点

給与奉行i10シリーズ

機能アップガイド

Ver.3.08



目次

改正情報	
健康保険組合に提出する個人番号を含めた資格取得届の作成に対応 ＜『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合＞	2
算定基礎届の磁気媒体届書データの変更に対応	2
65歳以上の社員の雇用保険資格取得届を作成可能 ＜『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合＞	2
雇用保険資格取得届と雇用保険資格喪失届の在留資格や取得時被保険者種類の内訳の追加 に対応 ＜『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合＞	2
機能追加	
搭載辞書を更新	3

● **健康保険組合に提出する個人番号を含めた資格取得届の作成に対応**
＜『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合＞

平成29年1月1日以降、健康保険組合に提出する資格取得届について、個人番号を含めることが必要になりました。

年金事務所に個人番号を含めて提出する時期については、未定です。

当システムでは、[社会保険]-[資格取得／喪失届]-[資格取得届]メニューで個人番号を含めた磁気媒体届書データを作成できるようになりました。個人番号を含める場合は、[資格取得届 - 条件設定]画面の[詳細設定]ページで「個人番号を出力する」にチェックを付けます。

● **算定基礎届の磁気媒体届書データの変更に対応**

平成29年1月1日以降に提出する算定基礎届の磁気媒体届書データについて、短時間労働者の設定内容が変更されました。

当システムでは、[社会保険]-[算定基礎処理]-[算定基礎処理]メニューで短時間労働者の設定内容が反映された算定基礎届の磁気媒体届書データを作成できるようになりました。

● **65歳以上の社員の雇用保険資格取得届を作成可能**
＜『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合＞

平成29年1月1日以降は、65歳以上の社員についても雇用保険の対象となります。

当システムでは、[労働保険]-[資格取得／喪失届]-[雇用保険資格取得届]メニューで65歳以上の社員の雇用保険の資格取得年月日（[社員情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニューの[労働保険]ページで設定）が平成29年1月1日以降の場合は、雇用保険の資格取得届を作成できるようになりました。

● **雇用保険資格取得届と雇用保険資格喪失届の在留資格や取得時被保険者種類の内訳の追加に対応**
＜『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合＞

平成29年2月より、雇用保険資格取得届と雇用保険資格喪失届の在留資格や取得時被保険者種類の内訳が追加されました。

在留資格に「41：特定活動（ハラール牛肉生産）」「42：特定活動（製造分野）」、取得時被保険者種類に「高年齢（65歳以上）」が追加されました。

取得時被保険者種類は、雇用保険資格取得届にはありません。

当システムでは、[労働保険]-[資格取得／喪失届]-[雇用保険資格取得届]メニューや[労働保険]-[資格取得／喪失届]-[雇用保険資格喪失届]メニューの各項目について、追加された内訳を選択できるようになりました。必要に応じて選択し、雇用保険資格取得届や雇用保険資格喪失届を作成してください。

機能追加

● 搭載辞書を更新

郵便番号辞書	平成28年10月31日時点
銀行支店辞書	平成28年11月2日時点
市町村辞書	平成28年10月10日時点

給与奉行i10シリーズ

機能アップガイド

Ver.3.06



目次

マークは、おすすめする機能アップ内容や、注目していただきたい変更内容になります。

改正情報	
平成28年分給与所得の源泉徴収票の新様式に対応	2
給与所得控除の上限額の引き下げの改正に対応	3
源泉徴収簿に「非課税となる通勤手当」を表示・印字可能	4
法定調書合計表資料に法人番号を印字可能	4
給与支払報告書（総括表）の新様式に対応	4
給与所得者異動届出書に個人番号を印字可能	4
機能追加	
 源泉徴収票一覧表で個人番号を表示可能	5
 個人番号を一括で削除可能	5
年末調整申告書サービスデータをダウンロード可能 ＜『年末調整申告書サービス』をお使いの場合＞	5
個人番号操作履歴で個人番号の用途が明確に分かるように改善	5
株式会社NTTデータの『達人シリーズ（年調・法定調書の達人）』に連携できるファイルを作成可能	6
搭載辞書を更新	6

注意

機能アップによって新しく追加されたメニューが画面に表示されない場合は、[権限管理]メニューで利用者ごとにメニュー権限を設定してください。

改正情報

● **平成28年分給与所得の源泉徴収票の新様式に対応**

平成28年分給与所得の源泉徴収票については、社会保障・税番号制度の導入に伴い、大幅に項目やレイアウト等が変更されました。

これに伴い、新様式に対応した奉行サプライ[6109]単票源泉徴収票と[6009]源泉徴収票を、ご用意いたしました。

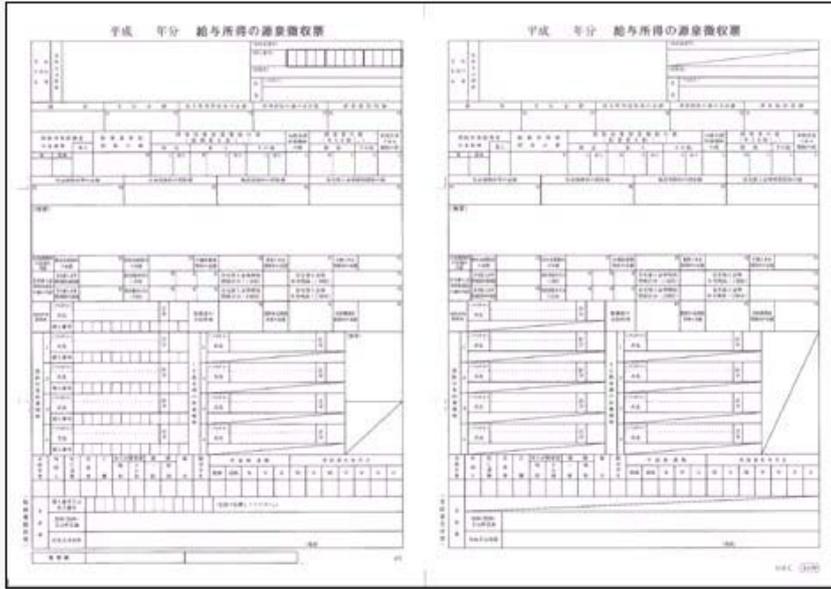
[6109]単票源泉徴収票の「給与所得の源泉徴収票」は、税務署提出用と受給者交付用で1枚の用紙になっています。

[6109]単票源泉徴収票の「給与支払報告書（個人明細書）」は、市町村提出用2片で1枚の用紙になっています。

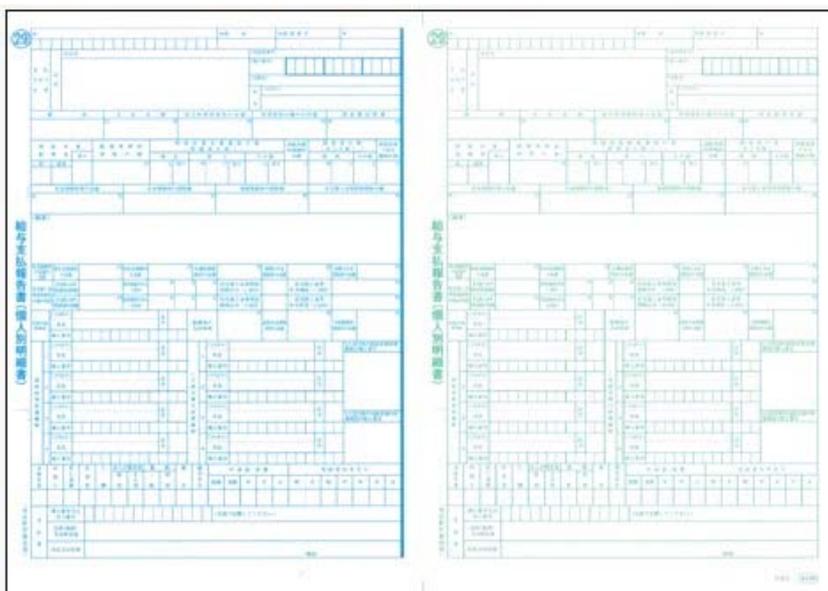
源泉徴収票を印刷するか、給与支払報告書を印刷するかは、[源泉徴収票 - 印刷条件設定]画面の[基本設定]ページで設定できます。

[6009]源泉徴収票は、「給与所得の源泉徴収票」は税務署提出用と受給者交付用、「給与支払報告書（個人明細書）」は市区町村提出用2枚の4枚複写になっています。

[6109]単票源泉徴収票（給与所得の源泉徴収票）



[6109]単票源泉徴収票（給与支払報告書）



[6109]単票退職者用源泉徴収票に、給与所得の源泉徴収票を印字することもできます。
 過去年の源泉徴収票は、旧様式の奉行サプライ（[4109]単票源泉徴収票、[4009]源泉徴収票）に印刷
 できます。
 『給与明細配信オプション』をお使いの場合は、新しい様式で源泉徴収票が作成されます。

参 考

[源泉徴収票 - 印刷条件設定]画面の[基本設定]ページで、「個人番号を印字する」にチェックを付け
 ると、個人番号が印字されます。
 チェックを付けても、源泉徴収票の受給者交付用には個人番号は印字されません。

関連メニュー

- ・ [管理資料]-[源泉徴収票[退職社員用]]メニュー
- ・ [年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票]メニュー

● **給与所得控除の上限額の引き下げの改正に対応**

給与所得控除の上限額が、下表のとおり、平成29年分の所得税から引き下げられることとされました。

	改正前	改正後
	平成28年分の所得税	平成29年分の所得税
上限額が適用される 給与収入	1,200万円超	1,000万円超
給与所得控除の 上限額	230万円	220万円

上記の改正に伴い、平成29年分の「給与所得の源泉徴収税額表（月額表）」、「賞与に対する源泉徴収
 税額の算出率の表」、「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」等が改正されました。
 当システムでは、平成29年1月の給与（賞与）処理から、新しい税額表をもとに所得税が計算されま
 す。

平成28年以前の給与（賞与）処理を行う場合は、平成28年以前の税額表で所得税が計算されます。

● 源泉徴収簿に「非課税となる通勤手当」を表示・印字可能

平成28年1月1日以後に支払われる通勤手当の1カ月の非課税限度額が、10万円から15万円に引き上げられたことに伴い、通勤手当を精算する社員がいる場合は、源泉徴収簿に「非課税となる通勤手当」を印字する必要があります。

当システムでは、[年末調整]-[給料等調整入力]-[給料等調整入力]メニューで「通勤精算」を押し、非課税となる通勤手当を入力すると、[年末調整]-[源泉徴収簿]-[源泉徴収簿]メニューで表示・印字できるようになりました。

区分	金額	税額
給料・手当等	2,896,000	55,310
賞与等	0	0
中途調整収入	1,000,000	10,000
計	3,896,000	45,310
<給与所得控除後>	2,578,800	配偶者合計所得
社会保険料等	62,659	0
控除額	0	0
生命保険料控除額	0	0
地震保険料控除額	0	0
配偶者特別控除額	0	0
配当控除額	2,850,000	0
<所得控除合計額>	2,412,659	非課税となる通勤手当
<課税給与所得>	164,000	10,000

● 法定調書合計表資料に法人番号を印字可能

平成28年分より、給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表に法人番号欄が追加されました。当システムでは、[年末調整]-[法定調書合計表資料]-[法定調書合計表資料]メニューで法人番号が印字されるようになりました。

処理年が平成27年以前の場合は、法人番号が登録済みであっても、印字されません。

● 給与支払報告書（総括表）の新様式に対応

平成29年度給与支払報告書（総括表）については、法人番号欄が追加された新様式に変更されました。これに伴い、当システムでは[年末調整]-[給与支払報告書（総括表）]メニューで、新様式に対応した給与支払報告書（総括表）が印刷できるようになりました。

内訳なしの場合

内訳ありの場合

<p>平成29年度給与支払報告書(総括表)</p> <p>送付先 平成29年1月31日提出 新居町 豊順</p> <p>〒163-0032 東京都新宿区西新宿6丁目5番1号 住友不動産新宿パークタワー 電話 03-3342-1880</p> <p>○B○商事株式会社 電子申請一覽可申請済</p> <p>代表取締役 山口 和典 取締役 高橋 三雄</p> <p>税務経理事務所 株式会社 山崎 和典 〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-12 電話 03-3309-1122</p>	<p>29 給与支払報告書 (総括表)</p> <p>平成29年1月31日提出</p> <p>○B○商事株式会社</p> <p>東京都新宿区西新宿6丁目5番1号 住友不動産新宿パークタワー 〒163-0032</p> <p>代表取締役 山口 和典 取締役 高橋 三雄</p> <p>税務経理事務所 株式会社 山崎 和典 〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-12 電話 03-3309-1122</p>
--	--

「給与支払報告書（総括表）資料」の印刷レイアウトも、あわせて変更されました。

● 給与所得者異動届出書に個人番号を印字可能

平成29年1月1日以後に給与の支払を受けなくなった社員の給与所得者異動届出書には、個人番号を印字する必要があります。

当システムでは、[管理資料]-[住民税一覽表]-[給与所得者異動届出書]メニューで個人番号を印字できるようになりました。個人番号を印字する場合は、[給与所得者異動届出書 - 印刷条件設定]画面の[基本設定]ページで、「個人番号を印字する」にチェックを付けます。

処理年が平成29年以降の場合に印字できます。

機能追加

● 源泉徴収票一覧表で個人番号を表示可能

[年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票一覧表]メニューで、社員本人や家族の個人番号を表示することができるようになりました。

表示する場合は、[源泉徴収票一覧表 - 条件設定]画面の[集計項目設定]ページで、「個人番号を表示する」にチェックを付けます。その後、社員本人の個人番号を表示するのか、家族の個人番号を表示するのかを設定します。

また、表示する家族情報が増えたため、家族1人につき1行で表示できるようになりました。1人につき1行で表示する場合は、[源泉徴収票一覧表 - 条件設定]画面の[集計項目設定]ページで「配偶者・扶養親族1人につき1行で表示する」にチェックを付けます。

上記の他に、集計項目に「非居住者である親族の数」が追加されました。

また、住宅控除情報の表示方法も変更されました。今までは、特定取得に該当する場合は居住開始年月日欄に「(特定)」と表示されていました。今回から、区分欄に「(特)」と表示されるようになりました。また、適用数欄が追加され、2以上の住宅控除を受けている場合は「2」、受けていない場合は「1」と表示されるようになりました。

● 個人番号を一括で削除可能

[社員情報]-[個人番号処理]-[個人番号一括削除]メニューが追加されました。

個人番号の管理が不要となった退職社員や家族がいる場合に、個人番号を一括で削除できます。

● 年末調整申告書サービスデータをダウンロード可能 ＜『年末調整申告書サービス』をお使いの場合＞

[年末調整]-[年末調整申告書サービス連携]-[年末調整申告書サービスデータダウンロード]メニューが追加されました。

年末調整処理を行う前までに、『年末調整申告書サービス』に登録されている「扶養控除等(異動)申告書」「保険料控除申告書」「配偶者特別控除申告書」「住宅借入金等特別控除申告書」などの申告書データを、当システムにダウンロードします。

また、必要に応じて、翌年分の扶養控除等(異動)申告書の申告書データをダウンロードすることもできます。

当システムがセットアップされているコンピュータでダウンロードできない場合は、[随時処理]-[汎用データ受入]-[年末調整データ受入]-[年末調整データ受入]メニューで申告書データを受け入れることもできます。

『年末調整申告書サービス』の[申告書データ出力]メニューで出力した申告書データを受け入れる場合は、[年末調整データ受入 - 受入条件設定]画面の[受入ファイル設定]ページの受入データ形式で「年末調整申告書サービスデータ形式」を選択して受け入れます。

● 個人番号操作履歴で個人番号の用途が明確に分かるように改善

[社員情報]-[個人番号処理]-[個人番号操作履歴]メニューで、どのメニューで個人番号を操作したかを確認できましたが、より用途が明確に分かるように、処理メニューの後に「○年分」と、必要に応じて表示されるようになりました。

利用者アカウント	日付・時刻	製品名	処理メニュー	社員番号	氏名	操作対象
100001	2016/08/27 18:11:52	給与奉行	源泉徴収票-平成28年分	100001	川谷 しげる	個人番号
100001	2016/08/27 13:21:08	給与奉行	個人番号一括入力	100001	川谷 しげる	個人番号

<『OBCマイナンバーサービス』をお使いの場合>

『OBCマイナンバーサービス』の[会社情報登録]メニューの個人番号操作ログ設定で、利用目的の記録を「する」に設定している場合は、[ログ参照]メニューの[個人番号操作ログ]ページの利用目的欄に「〇年分」と、必要に応じて表示されるようになりました。

- **株式会社NTTデータの『達人シリーズ（年調・法定調書の達人）』に連携できるファイルを作成可能**

[随時処理]-[他システム連携]メニューが追加されました。

当システムのデータ（社員情報・給与・賞与）を、株式会社NTTデータの『達人シリーズ（年調・法定調書の達人）』に連携する場合は、上記メニューで連携用のファイルを作成します。

- **搭載辞書を更新**

郵便番号辞書	平成28年8月31日時点
銀行支店辞書	平成28年8月31日時点
市町村辞書	平成27年2月1日時点

給与奉行i10シリーズ 機能アップガイド

Ver.3.05



目次

 マークは、おすすめする機能アップ内容や、注目していただきたい変更内容になります。

改正情報	
厚生年金保険の標準報酬月額等級追加に対応	2
短時間労働者の厚生年金保険・健康保険の適用拡大に対応	2
機能追加	
『OMSS+ 年末調整申告書サービス』との連携に対応 ＜『年末調整申告書サービス』をお使いの場合＞	3
 帳票作成（PDF）とその配信までの定期的な業務を、スケジュールを組んで自動化できる機能を追加 ＜「OMSS」にご加入場合＞	4
搭載辞書を更新	4

注意

機能アップによって新しく追加されたメニューが画面に表示されない場合は、[権限管理]メニューで利用者ごとにメニュー権限を設定してください。

改正情報

● 厚生年金保険の標準報酬月額の新等級追加に対応

平成28年10月1日から、厚生年金保険の標準報酬月額の新等級に、新たな等級（第1等級：88千円）が追加されます。

当システムでは、[社員情報登録]メニューの[社会保険]ページで新しい等級の標準報酬月額を登録できるようになりました。

改正前				改正後			
標準報酬		報酬月額		標準報酬		報酬月額	
等級	月額	円以上	円未満	等級	月額	円以上	円未満
				1	88,000	~	93,000
1	98,000	~	101,000	2	98,000	93,000	~ 101,000
2	104,000	101,000	~ 107,000	3	104,000	101,000	~ 107,000
3	110,000	107,000	~ 114,000	4	110,000	107,000	~ 114,000
}				}			
30	620,000	605,000	~	31	620,000	605,000	~

追加された等級

● 短時間労働者の厚生年金保険・健康保険の適用拡大に対応

平成28年10月1日から、特定適用事業所に勤務する短時間労働者は、新たに厚生年金保険等の適用対象となります。

当システムでは、[社員情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニューの[社会保険]ページのパート区分に「2：対象（短時間）」が追加されました。特定適用事業所に勤務する短時間労働者の場合に選択します。

これに伴い、[社員情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニューの[社会保険]ページのパート区分の「1：対象」の名称が「1：対象（パート）」に変更されました。

パート区分が「2：対象（短時間）」の社員の場合は、月額変更処理や算定基礎処理の標準報酬月額の算定にかかる支払基礎日数について、各月11日以上の月で標準報酬が算定されます。

届出書の備考詳細欄に「短時間労働者」と初期表示することができるようになりました。その場合は、各条件設定画面の[備考設定]ページで設定します。

[社会保険]-[月額変更処理]-[月変予定者確認表]メニューと[社会保険]-[月額変更処理]-[育児休業等終了時月額変更処理]-[育児休業等終了時月額変更対象者確認表]メニューで、パート区分を表示できるようになりました。表示する場合は、条件設定画面の[詳細設定]ページで、「パート区分を表示する」にチェックを付けます。

関連メニュー

- ・ [社会保険]-[月額変更処理]-[月額変更処理]メニュー
- ・ [社会保険]-[月額変更処理]-[月変予定者確認表]メニュー
- ・ [社会保険]-[月額変更処理]-[育児休業等終了時月額変更処理]-[育児休業等終了時月額変更処理]メニュー
- ・ [社会保険]-[月額変更処理]-[育児休業等終了時月額変更処理]-[育児休業等終了時月額変更対象者確認表]メニュー
- ・ [社会保険]-[算定基礎処理]-[算定基礎処理]メニュー

- ・ [社会保険]-[算定基礎処理]-[年間平均算定基礎処理]メニュー
- ・ [社会保険]-[資格取得／喪失届]-[資格取得届]メニュー

また、汎用データの社員情報データのパート区分の選択肢も変更・追加されます（受入記号は変わりません）。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
パート区分	ESOC004	1	数字英数	選択肢の名称変更と追加 (短時間労働者追加に伴い、 「1:対象」を「1:対象(パート)」に変更、「2:対象(短時間)」を追加)

機能追加

- 『OMSS+ 年末調整申告書サービス』との連携に対応
 <『年末調整申告書サービス』をお使いの場合>

『OMSS+ 年末調整申告書サービス』（以下、『年末調整申告書サービス』）とは、従業員が年末調整時に提出する「扶養控除等（異動）申告書」や「保険料控除申告書」などの申告書を、スムーズに配布・回収・内容確認できる弊社の業務サービスです。
 当システムと『年末調整申告書サービス』の申告書データを連携して利用することで、各申告書の印刷や郵送にかかるコスト、年末調整処理の入力業務を大幅に削減できます。

参考

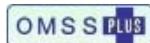
『年末調整申告書サービス』の詳細については、以下のサイトをご参照ください。
<http://www.obc.co.jp/click/bugyo-i/nencho/>

注意

「OMSS」および「OMSS+」の契約期間が終了した時点で、『年末調整申告書サービス』と接続できなくなりますので、ご注意ください。

参考

操作説明（ヘルプ）では、「OMSS+」の業務サービスで提供する機能を、以下のように記載しています。

 または『OMSS+』

関連メニュー

[導入処理]-[運用設定]-[年末調整申告書サービス連携設定]メニュー

『年末調整申告書サービス』のサービス開始に伴い、『OBCマイナンバーサービス』に接続して運用している場合に表示される[個人番号収集対象者設定]メニューのメニュー名が、[社員情報]-[個人番号処理]-[OBCマイナンバーサービス利用者設定]メニューに変更されました。



● **帳票作成（PDF）とその配信までの定期的な業務を、スケジュールを組んで自動化できる機能を追加**

<OMSにご加入の場合>

今まで手動で行っていた帳票作成からその共有までの一連の流れを、スケジュールを組んで自動化できるようになり、定型業務を効率化できます。スケジュールは、週次・月次や毎月15日、末日などの定期的な予定を登録できます。

また、以下の配信方法で共有できます。

- ・メール
- ・「奉行Linkitサービス」のメッセージ
- ・「奉行Myスペース」のお知らせへの登録

新規メニュー

- ・ [随時処理]-[業務スケジュール登録]-[業務スケジュール登録]メニュー
- ・ [随時処理]-[業務スケジュール登録]-[業務スケジュール履歴]メニュー

関連メニュー

- ・ [管理資料]-[勤怠支給控除一覧表]-[勤怠支給控除一覧表]メニュー
- ・ [管理資料]-[勤怠支給控除一覧表]-[区分別一覧表]メニュー

● **搭載辞書を更新**

郵便番号辞書	平成28年7月29日時点
銀行支店辞書	平成28年8月3日時点
市町村辞書	平成27年2月1日時点

給与奉行i10シリーズ

機能アップガイド

Ver.3.04



目次

退職社員の個人番号データを受入可能	2
『OMSS+ OBCマイナンバーサービス Value』との連携に対応 ＜『OBCマイナンバーサービス Value』をお使いの場合＞	2
当システムから電子証明書の更新が可能 ＜『OBCマイナンバーサービス』をお使いの場合＞	2
別データ領域の利用者も関連付けが可能 ＜『OBCマイナンバーサービス』をお使いの場合＞	3
法定調書奉行で受け入れる連動データに、個人番号を含めるかを設定可能	3
搭載辞書を更新	3

● 退職社員の個人番号データを受入可能

[社員情報]-[個人番号処理]-[個人番号データ受入]メニューで、退職社員の個人番号データも受け入れられるようになりました。退職社員の個人番号データを受け入れる場合は、[個人番号データ受入 - 条件設定]画面の[基本設定]ページの「年月日以降に退職した社員のデータも受け入れる」にチェックを付けます。

● 『OMSS+ OBCマイナンバーサービス Value』との連携に対応 ＜『OBCマイナンバーサービス Value』をお使いの場合＞

『OMSS+ OBCマイナンバーサービス Value』（以下、『OBCマイナンバーサービス Value』）とは、個人番号を確実かつ安全に保管し、利用・提供・廃棄までの管理を実現するサービスです。

対面等で収集した個人番号を、当システム（または『OBCマイナンバーサービス Value』）から入力し、安全に保管できます。『OBCマイナンバーサービス Value』に保管されている個人番号は、当システムで参照・利用することができます。

参考

『OBCマイナンバーサービス Value』の詳細については、以下のサイトをご参照ください。

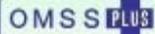
<http://www.obc.co.jp/click/bugyo-i/mynumber/value/>

注意

「OMSS」および「OMSS+」の契約期間が終了した時点で、『OBCマイナンバーサービス Value』と接続できなくなりますので、ご注意ください。

参考

操作説明（ヘルプ）では、「OMSS+」の業務サービスで提供する機能を、以下のように記載しています。

 または『OMSS+』

『OBCマイナンバーサービス Value』のサービス開始に伴い、『マイナンバー収集・保管サービス』の名称が『OBCマイナンバーサービス』に変更されました。

これに伴い、[導入処理]-[運用設定]-[マイナンバー収集・保管サービス運用設定]メニューのメニュー名が、[導入処理]-[運用設定]-[OBCマイナンバーサービス運用設定]メニューに変更されました。

● 当システムから電子証明書の更新が可能 ＜『OBCマイナンバーサービス』をお使いの場合＞

当システムから電子証明書の有効期限を更新できるようになりました。

更新する場合は、[導入処理]-[運用設定]-[OBCマイナンバーサービス運用設定]メニューで  を押して、電子証明書を更新します。

- **別データ領域の利用者も関連付けが可能**
＜『OBCマイナンバーサービス』をお使いの場合＞

[社員情報]-[個人番号処理]-[個人番号収集対象者設定]メニューで[個人番号収集対象者設定 - 条件設定]画面の[基本設定]ページの設定内容で「既存の利用者情報との関連付け」を選択している場合に、別データ領域に関連付けられている利用者も表示することができるようになりました。別データ領域に関連付けられている利用者も表示する場合は、[個人番号収集対象者設定 - 条件設定]画面の[詳細設定]ページで、「別データ領域に関連付けられている利用者も表示する」にチェックを付けます。

- **法定調書奉行で受け入れる連動データに、個人番号を含めるかを設定可能**

[随時処理]-[奉行連動データ作成]-[給与奉行 法定調書奉行データ作成]メニューで連動データを作成する際に、個人番号を含めて作成するかを設定できるようになりました。今までは、必ず個人番号を含めて連動データが作成されました。今回から個人番号を含めずに連動データを作成することもできます。個人番号を含めずに連動データを作成する場合は、[給与奉行 法定調書奉行データ作成 - 条件設定]画面の[基本設定]ページで、「個人番号を含めて作成する」のチェックを外します。

- **搭載辞書を更新**

郵便番号辞書	平成28年 5月31日時点
銀行支店辞書	平成28年 6月 1日時点
市町村辞書	平成27年 2月 1日時点

給与奉行i10シリーズ 機能アップガイド

Ver.3.03 / Ver.3.02



目次

 マークは、おすすめする機能アップ内容や、注目していただきたい変更内容になります。

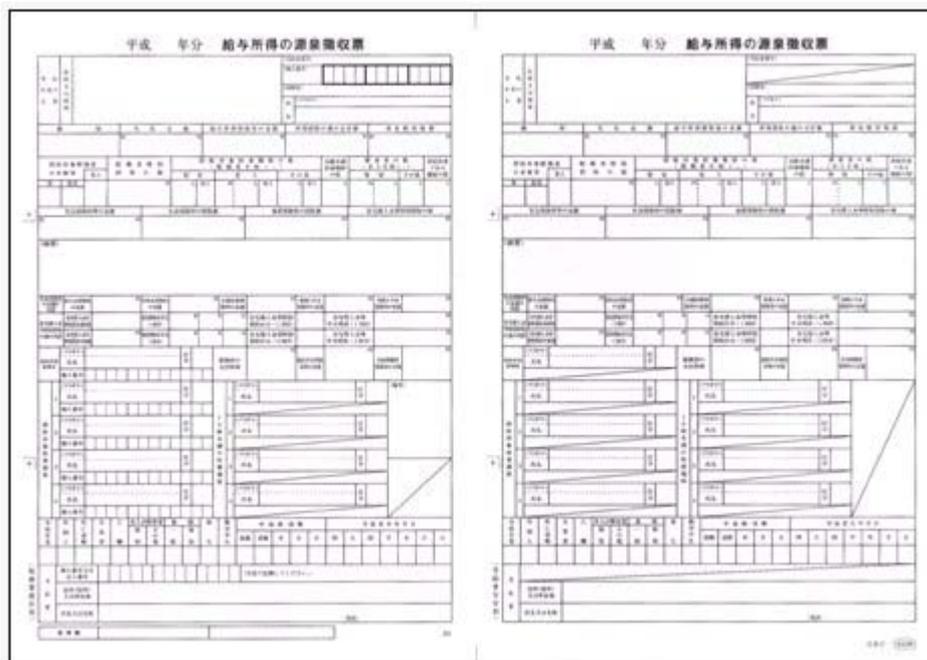
改正情報	
平成28年分給与所得の源泉徴収票の新様式に対応	2
健康保険の標準報酬月額の上限、標準賞与額の年間上限の引き上げに対応	4
住民税の特別徴収税額の決定・変更通知書の項目名の変更に対応	4
住民税納付書の納入申告書に法人番号を印字可能	5
特別徴収税額通知データの新しいレイアウトに対応	5
機能追加	
 社会保険（年金事務所）や労働保険の届出について、電子申請が可能	5
厚生年金基金の代行返上・解散に伴い、届出書に出力する種別を設定可能	6
年金事務所を検索可能	7
「OBCプログラムアップデート」機能の改善 ＜『ネットワーク対応製品』以外をお使いの場合＞	7
搭載辞書を更新	7
データコンバートできる対象製品を追加	7

● 平成28年分給与所得の源泉徴収票の新様式に対応

平成28年分給与所得の源泉徴収票については、社会保障・税番号制度の導入に伴い、大幅に項目やレイアウト等が変更されました。

これに伴い、奉行サプライの「源泉徴収票」を変更し、平成28年中の退職者に配布する源泉徴収票としてご利用いただけるようになりました。

[6109] 単票退職者用源泉徴収票



新しい様式の奉行サプライは、品番が変更されていますので、ご注意ください。

印刷する奉行サプライに合わせて、[源泉徴収票 - 印刷条件設定]画面の[基本設定]ページで、用紙種類を選択してください。

関連メニュー

- ・ [管理資料]-[源泉徴収票[退職社員用]]メニュー
- ・ [年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票]メニュー

源泉徴収票の新様式対応に伴い、[社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページの【家族情報】に、居住者区分が追加されました。

扶養控除等（異動）申告書または配偶者特別控除申告書で「非居住者である親族」として提出された扶養親族の場合は、「1：非居住者」を設定します。

また、【扶養人数情報】に上記の人数が集計される非居住者親族も追加されました。

非居住者の扶養親族については、源泉徴収票の非居住者である扶養親族の数欄に人数、区分欄に が表示・印字されます。

<年末調整データ>

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【家族情報】				
配偶者				
居住者区分	EFMM019	1	数字	0：居住者 1：非居住者
扶養親族 1～10				
居住者区分	EFMD020	1	数字	0：居住者 1：非居住者 2人目以降の受入記号 EFMD120 EFMD220 EFMD320 EFMD420 EFMD520 EFMD620 EFMD720 EFMD820 EFMD920
【所得税情報】				
非居住者親族	ESUP014	2	数字	

● **健康保険の標準報酬月額の上限、標準賞与額の年間上限の引き上げに対応**

平成28年4月1日より健康保険法が改正され、健康保険の標準報酬月額表について、等級の上限に3等級が追加されます。追加された等級については、以下のとおりです。

改正前	改正後	標準報酬月額	報酬月額（円）	
			円以上	円未満
1	1	58,000		63,000
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
47	47	1,210,000	1,175,000	1,235,000
	48	1,270,000	1,235,000	1,295,000
	49	1,330,000	1,295,000	1,355,000
	50	1,390,000	1,355,000	

} 追加された等級

当システムでは、[社員情報登録]メニューの[社会保険]ページで、追加された等級の標準報酬月額を登録できるようになりました。

厚生年金保険の標準報酬月額については、変更はありません。

また、健康保険の標準賞与限度額についても、年間（当年4月～翌年3月）上限が540万円から573万円に引き上げられました。当システムでは、賞与処理を行う際に、自動的に判定されます。

● **住民税の特別徴収税額の決定・変更通知書の項目名の変更に対応**

平成28年1月1日より、「給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書」の「個人番号」の項目名が、「宛名番号」に変更されました。

これに伴い、当システムでは、[社員情報登録]メニューの[住民税・通勤手当]ページにある【住民税情報】の「個人番号」の項目名が、「宛名番号」に変更されます。

また、汎用データの社員情報データの項目名についても変更されます（受入記号は変わりません）。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
宛名番号	ERET017	11	英数	項目の名称変更 (「個人番号」から「宛 名番号」へ変更)

関連メニュー

- ・ [社員情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニュー
- ・ [社員情報]-[社員情報更新]-[住民税改定]-[住民税改定]メニュー
- ・ [社員情報]-[社員情報更新]-[住民税改定]-[特別徴収税額通知データ受入]メニュー
- ・ [管理資料]-[住民税一覧表]-[給与所得者異動届出書]メニュー
- ・ [随時処理]-[汎用データ作成]-[社員情報データ作成]-[社員情報データ作成]メニュー
- ・ [随時処理]-[汎用データ受入]-[社員情報データ受入]-[社員情報データ受入]メニュー

● 住民税納付書の納入申告書に法人番号を印字可能

[管理資料]-[住民税一覧表]-[住民税納付書]メニューの納入申告書に、法人番号が印字されるようになりました。

退職明細の納入申告書を入力した場合は、会社名の下に法人番号が印字されます。

● 特別徴収税額通知データの新しいレイアウトに対応

[社員情報]-[社員情報更新]-[住民税改定]-[特別徴収税額通知データ受入]メニューで、特別徴収税額通知データを「電子署名あり」で受け取ったCSVレイアウトについても、受け入れられるようになりました。

今までのレイアウトでも受け入れられます。

機能追加



● 社会保険（年金事務所）や労働保険の届出について、電子申請が可能

社会保険（年金事務所）や労働保険の各種届出について、当システムから電子申請ができるようになりました。

当システムで電子申請が可能な届出は、以下になります。

【社会保険】

- ・ 賞与支払届 ([給与賞与]-[賞与処理]-[賞与支払届]メニュー)
- ・ 月額変更届 ([社会保険]-[月額変更処理]-[月額変更処理]メニュー)
- ・ 算定基礎届 ([社会保険]-[算定基礎処理]-[算定基礎処理]メニュー)
- ・ 資格取得届 ([社会保険]-[資格取得／喪失届]-[資格取得届]メニュー)
- ・ 資格喪失届 ([社会保険]-[資格取得／喪失届]-[資格喪失届]メニュー)

【労働保険】

- ・労働保険年度更新（[労働保険]-[労働保険年度更新]メニュー）
- ・雇用保険資格取得届（[労働保険]-[資格取得／喪失届]-[雇用保険資格取得届]メニュー）
- ・雇用保険資格喪失届（[労働保険]-[資格取得／喪失届]-[雇用保険資格喪失届]メニュー）

電子申請する場合は、[導入処理]-[運用設定]-[会社運用設定]メニューの[処理設定]ページで、電子申請を「使用する」に設定します。「使用する」に設定すると、電子申請の際に設定が必要なメニュー等が表示されます。

[導入処理]-[運用設定]-[会社運用設定]メニューの[処理設定]ページの電子申請を「使用する」に設定すると[導入処理]-[電子申請情報登録]メニューが表示されますので、申請者や電子証明書について設定します。

また、電子申請を行った結果を、[社会保険]-[電子申請一覧照会[社会保険]]メニューと[労働保険]-[電子申請一覧照会[労働保険]]メニューで確認できます。

今までも、賞与支払届、月額変更届、算定基礎届で届書データを作成する場合に、「電子申請用」の届書データを作成することができました。その場合（提出方法が「磁気媒体」の場合）は、当システムからではなく、厚生労働省の電子申請プログラムに添付して申請してください。当システムから電子申請を行う場合は、提出方法に「電子申請」を選択してください。

● 厚生年金基金の代行返上・解散に伴い、届出書に出力する種別を設定可能

厚生年金基金の代行返上・解散があった場合に、賞与支払届などの届出書の種別の出力方法について設定できるようになりました。

種別の出力方法を設定する場合は、[導入処理]-[運用設定]-[社会保険設定]-[厚生年金保険区分登録]メニューの[厚生年金基金]ページで、代行返上・解散による種別出力方法を設定します。

今までは、届出書の種別には[社員情報登録]メニューの[社会保険]ページで設定されている種別が出力されていました。

今回から、[社員情報登録]メニューの[社会保険]ページで厚生年金基金用の種別が設定されている場合であっても、代行返上・解散による種別出力方法で「基金未加入の種別で出力する」または「年金事務所提出用だけ基金未加入の種別で出力する」に設定すると、種別を「1（男子）」「2（女子）」で出力することができます。

届出書の提出先の指示にしたがって、設定してください。

関連メニュー

- ・[給与賞与]-[賞与処理]-[賞与支払届]メニュー
- ・[社会保険]-[月額変更処理]-[月額変更処理]メニュー
- ・[社会保険]-[算定基礎処理]-[算定基礎処理]メニュー
- ・[社会保険]-[算定基礎処理]-[年間平均算定基礎処理]メニュー（被保険者の同意書）
- ・[社会保険]-[資格取得／喪失届]-[資格取得届]メニュー
- ・[社会保険]-[資格取得／喪失届]-[資格喪失届]メニュー

- **年金事務所を検索可能**

[導入処理]-[運用設定]-[社会保険設定]-[社会保険設定]メニューや[導入処理]-[運用設定]-[社会保険設定]-[健康保険区分登録]メニューで、年金事務所を検索できるようになりました。

年金事務所を検索する場合は年金事務所名欄でキーボードの [Space] キーを押すと、[年金事務所検索]画面が開きます。

- **「OBCプログラムアップデート」機能の改善**
＜『ネットワーク対応製品』以外をお使いの場合＞

最新プログラムを今すぐではなく後からセットアップする場合は、製品起動時の「最新プログラムのお知らせ」の通知を表示させないように設定できます。

ただし、後からセットアップする場合は、手動でセットアップします。

複数の奉行製品を同じコンピュータで運用している場合は、製品ごとに設定できます。

設定後、さらに新しいプログラムが公開された際は、通知が表示されます。

- **搭載辞書を更新**

郵便番号辞書	平成28年 1月29日時点
銀行支店辞書	平成28年 2月 3日時点
市町村辞書	平成27年 2月 1日時点

- **データコンバートできる対象製品を追加**

旧奉行シリーズ（給与奉行 i8/i）からも、データコンバートできるようになります。

給与奉行i10シリーズ 機能アップガイド

Ver.3.01



目次

※  マークは、おすすめする機能アップ内容や、注目していただきたい変更内容になります。

	「番号確認書類」と「身元確認書類」を一括で受入可能	2
	個人番号一括入力メニューで、個人番号が登録済みの扶養家族も表示	2
	社員情報登録で配偶者の情報を削除可能	3
	個人番号を参照する際の利用目的を登録可能 ＜『マイナンバー収集・保管サービス』をお使いの場合＞	3
	マイナンバー収集・保管サービス運用設定の設定内容を印刷可能 ＜『マイナンバー収集・保管サービス』をお使いの場合＞	4
	『OMS+ マイナンバー収集・保管サービス』と連携する際のパフォーマンスを改善 ＜『マイナンバー収集・保管サービス』をお使いの場合＞	4
	搭載辞書を更新	4



● 「番号確認書類」と「身元確認書類」を一括で受入可能

[社員情報]-[個人番号処理]-[個人番号データ受入]メニューで、「番号確認書類」「身元確認書類 1」「身元確認書類 2」の画像ファイルを受け入れることができるようになりました。

これにより、複数の社員や扶養家族の画像ファイルをまとめて受け入れることができます。

これに伴い、[個人番号データ受入]メニューに以下の受入項目が追加されました。

項目名	受入種別	受入桁数
番号確認書類－確認書類リンク	文字	255
身元確認書類 1－確認書類リンク	文字	255
身元確認書類 2－確認書類リンク	文字	255
配偶者－番号確認書類－確認書類リンク	文字	255
配偶者－身元確認書類 1－確認書類リンク	文字	255
配偶者－身元確認書類 2－確認書類リンク	文字	255
扶養親族 1～10－番号確認書類－確認書類リンク	文字	255

また、[社員情報]-[個人番号処理]-[個人番号データ作成]メニューで、[個人番号データ作成 - 条件設定]画面の[出力設定]ページの作成形式が「OBC受入形式」の場合でも、「番号確認書類」「身元確認書類 1」「身元確認書類 2」を出力することができるようになりました。



● 個人番号一括入力メニューで、個人番号が登録済みの扶養家族も表示

今までは、[社員情報]-[個人番号処理]-[個人番号一括入力]メニューで[個人番号一括入力 - 条件設定]画面の[基本設定]ページの処理区分に「入力」を選択した場合は、すでに個人番号が登録済みの扶養家族は表示されませんでした。

今回から、すでに個人番号が登録済みの扶養家族も表示されるように変更されました（登録済みの個人番号は「*」で表示されます）。これにより、扶養家族の個人番号の登録状況が把握しやすくなり、扶養家族の個人番号が入力しやすくなりました。

※また、[個人番号一括入力 - 条件設定]画面の[基本設定]ページの処理区分に「修正」や「削除」を選択した場合に、個人番号が登録されていない扶養家族も表示されるように変更されました（個人番号欄は空欄です）。

社員番号	氏名	個人番号
100001	川谷 しげる	**** * ****
	智子	**** * ****
	拓也	**** * ****
	美恵	**** * ****
100003	小山 信一	**** * ****
	ひろ子	**** * ****
	優	**** * ****
	翔	**** * ****
	ワメ	**** * ****
100004	新井 清雄	
	綾	
100005	麻田 徳治	**** * ****
	春子	**** * ****
	雪枝	**** * ****
	玲於蒙	

● 社員情報登録で配偶者の情報を削除可能

[社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページで登録されている配偶者の情報（氏名や生年月日など）を、削除できるようになりました。削除する場合は、[家族・所得税]ページにカーソルを合わせて「配偶者削除」を押します。

※「配偶者削除」を押して配偶者の情報を削除した場合は、[社員情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページの配偶者の有無が「0：配偶者なし」に変更されます。また、配偶者の個人番号データも削除されます。

● 個人番号を参照する際の利用目的を登録可能

<『マイナンバー収集・保管サービス』をお使いの場合>

[社員情報]-[個人番号処理]-[個人番号一括入力]メニューで個人番号を参照する場合（[個人番号一括入力 - 条件設定]画面の[基本設定]ページの処理区分に「参照」を選択した場合）に、その利用目的を登録できるようになりました。当システムから『マイナンバー収集・保管サービス』にログインした後に、[利用目的入力]画面が表示されます。

利用目的入力

個人番号の利用目的を入力します。
※入力した利用目的は、『マイナンバー収集・保管サービス』で確認できます。
40文字

OK キャンセル

登録した利用目的は、『マイナンバー収集・保管サービス』の[ログ参照]メニューで確認できます。

これにより、『マイナンバー収集・保管サービス』側で、「当システムで個人番号を参照した際の利用目的」を確認することができます。

※当システムで、登録した利用目的を確認することはできません。

※利用目的は、『マイナンバー収集・保管サービス』で利用目的の記録（『マイナンバー収集・保管サービス』の[会社情報登録]メニューで設定）が「する」に設定されている場合に、登録できます。

◀ 関連メニュー ▶

- ・ [社員情報]-[個人番号処理]-[個人番号一括入力]メニュー
- ・ [社員情報]-[個人番号処理]-[個人番号データ作成]メニュー

● マイナンバー収集・保管サービス運用設定の設定内容を印刷可能 ＜『マイナンバー収集・保管サービス』をお使いの場合＞

[導入処理]-[運用設定]-[マイナンバー収集・保管サービス運用設定]メニューに、印刷機能が追加されました。設定内容を印刷することができます。

※上記の他に、ファンクションキーの **電証配置** の名称が、 **証明書配置** に変更されました。

● 『OMSS+ マイナンバー収集・保管サービス』と連携する際のパフォーマンスを改善

＜『マイナンバー収集・保管サービス』をお使いの場合＞

個人番号処理関連のメニューで、『マイナンバー収集・保管サービス』と連携する場合のパフォーマンスが改善されました。

◀ 関連メニュー ▶

- ・ [社員情報]-[個人番号処理]-[個人番号一括入力]メニュー
- ・ [社員情報]-[個人番号処理]-[個人番号データ作成]メニュー
- ・ [社員情報]-[個人番号処理]-[個人番号データ受入]メニュー
- ・ [社員情報]-[個人番号処理]-[マイナンバー収集・保管サービス連携]-[個人番号アップロード]メニュー
- ・ [社員情報]-[個人番号処理]-[マイナンバー収集・保管サービス連携]-[個人番号ダウンロード]メニュー
- ・ [随時処理]-[奉行連動データ作成]-[給与奉行→法定調書奉行データ作成]メニュー

● 搭載辞書を更新

郵便番号辞書	平成27年10月30日時点
銀行支店辞書	平成27年11月4日時点
市町村辞書	平成27年2月1日時点

給与奉行*i*10シリーズ 機能アップガイド

Ver.3.00



『奉行*i*8シリーズ』（Ver.2.50）からの変更内容が記載されています。

目次

 マークは、おすすめする機能アップ内容や、注目していただきたい変更内容になります。

	「奉行Myスペース」機能を追加 ＜「OMSS」にご加入場合＞	2
	「奉行Linkitサービス」を追加 ＜「OMSS」にご加入場合＞	2
	最新プログラムの自動アップデートに対応 ＜「OMSS」にご加入場合＞	3
	明細配信スケジュールの結果をお知らせ可能 ＜『給与明細配信オプション』をお使いの場合＞	3
	[会社運用設定]メニューの設定内容を、他の利用者が給与処理などの作業中でも確認可能	3

参考

『奉行i8』（Ver.2.50）からの機能アップ内容が記載されています。



● 「奉行Myスペース」機能を追加 ＜「OMSS」にご加入の場合＞

「奉行Myスペース」は、奉行上で自身（または担当者間）の「お知らせ」や「タスク（作業）」を管理できます。



画面は、『勘定奉行』の画面です。

日々、自身が行うタスクが「奉行Myスペース」で一目で確認できるため、作業の漏れや遅れによるトラブルを防止し、スムーズに日々の業務を遂行できます。また、別の担当者への作業依頼などにも活用できます。

活用例は、操作説明の「奉行Myスペース」-「活用例」をご確認ください。



● 「奉行Linkitサービス」を追加 ＜「OMSS」にご加入の場合＞

「奉行Linkitサービス」は、快適・安全なコミュニケーション環境で業務生産性を向上させるための企業向けのSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）です。社内業務上で発生するコミュニケーションの手間・時間ロス・リスクを減少し、企業全体の情報化を実現します。



- **最新プログラムの自動アップデートに対応**
 <「OMSS」にご加入の場合>

- 『ネットワーク対応製品』の場合

- お客様のご利用環境に応じて、最新プログラムが自動的にダウンロードされます。担当者様のダウンロードにかかる負担を軽減し、スピードをもって対応できるようになりました。

- サーバープログラムを更新後、クライアント用コンピュータで奉行製品を起動すると、「最新プログラムのお知らせ」のメッセージが表示されます。「今すぐ更新する」をクリックし、「次へ」ボタンで進むだけで更新が完了します。奉行の担当者でも簡単に行えます。

- 『ネットワーク対応版製品』以外の場合

- お客様のご利用環境に応じて、最新プログラムに自動アップデートします。担当者様のセットアップにかかる負担を軽減し、スピードをもって対応できるようになりました。

- **明細配信スケジュールの結果をお知らせ可能**
 <『給与明細配信オプション』をお使いの場合>

- 明細配信スケジュールの結果を、「奉行Myスペース」や「奉行Linkitサービス」、メールでお知らせすることができるようになりました。明細配信スケジュールが失敗した場合だけ、お知らせすることもできます。

- 結果をお知らせする場合は、[明細配信]-[明細配信スケジュール管理]-[明細配信スケジュール登録]メニューの条件設定画面で設定します。

- **[会社運用設定]メニューの設定内容を、他の利用者が給与処理などの作業中でも確認可能**

- 今までは、[導入処理]-[運用設定]-[会社運用設定]メニューの設定内容を確認する際に、他の利用者の作業を止める（メニューを閉じる）必要がありました。今回から、同時にメニューを開けるようになりました。

- 設定を変更する場合は、を押します。